

### 第3 監査の結果

#### I 県土整備部に関すること

##### 1 道路の整備について

###### (1) 道路の整備について

道路事業として、県民生活の利便性向上を図り、道路交通の安全・安心を確保するとともに、県内経済の活性化と観光振興につなげるため、北千葉道路、銚子連絡道路、長生グリーンライン等の整備を進めている。

街路事業として、都市中心部における道路交通の慢性的な渋滞等に対処するため、都市計画道路藤崎茜浜線(習志野市)等の整備及び連続立体交差事業を新京成線及び東武野田線において進めている。

県が管理している国・県道を良好な状態に維持し、交通安全の確保と沿道住民の生活環境を守るため、道路の舗装修繕を実施している。

###### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
優先順位をつけて事業を実施しているか	・事業の進捗の状況をヒアリングする。
用地交渉は継続的に行われているか	・用地交渉の状況をヒアリングする。

###### (3) 実施結果

###### ① 用地買収について

千葉県における令和2年度の道路の開通延長・面積は、約4.5キロメートル・約8万平方メートルである。直近5年間の道路の開通面積は約22万平方メートルである。

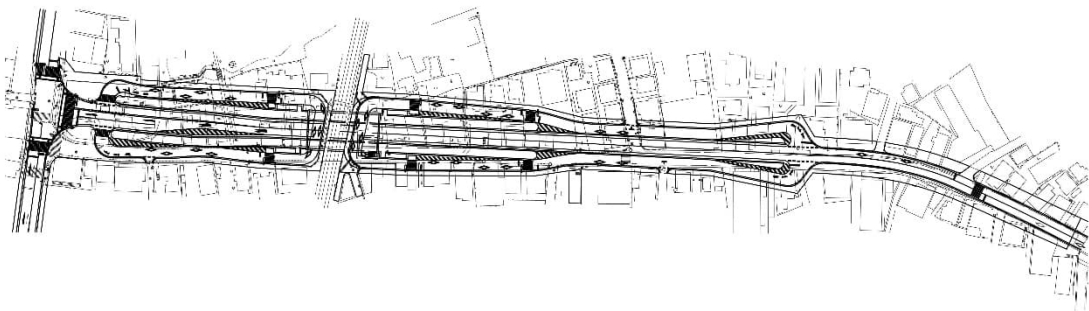
道路整備には、数年以上の期間がかかるため、(図表7)主な着手中の路線のとおり、複数の路線について同時に用地買収を進めている。用地の取得が難航すると、道路整備に30年を要している例もある。なお、主な着手中の路線のうち、葛南土木事務所以外の未買収地の地図は提供されなかった。

(図表 7)主な着手中の路線(令和 3 年 6 月時点)

番号	用地買収担当	路線名	認可年度	事業着手年度	完成予定年度
1	千葉土木事務所	都市計画道路 八千代台花輪線 (八千代市 八千代台西)	平成4年度	平成4年度	令和5年度
2	千葉土木事務所	一般国道 296号 八千代バイパス (佐倉市 上座～八千代市 米本)		平成2年度	-
3	葛南土木事務所	都市計画道路 鬼高若宮線 (市川市 鬼越～中山)	平成11年度	平成11年度	-
4	葛南土木事務所	都市計画道路 西浦藤原町線外1線 (船橋市 上山町～市川市 柏井町)	平成13年度	平成13年度	-
5	葛南土木事務所	都市計画道路 本郷町古作町線 (船橋市 西船)	平成8年度	平成8年度	-
6	東葛飾土木事務所	主要地方道 結城野田線 (野田市 中里)		昭和58年度	-
7	東葛飾土木事務所	都市計画道路 船橋我孫子バイパス線 (鎌ヶ谷市 初富～栗野)	平成13年度	平成13年度	-
8	東葛飾土木事務所	都市計画道路 清水上花輪線 (野田市 清水)	平成21年度	平成21年度	-
9	東葛飾土木事務所	都市計画道路 東宝珠花柏寺線 (野田市 東宝珠花～親野井)	平成6年度	平成6年度	-
10	柏土木事務所	主要地方道 船橋我孫子線 (柏市 大島田)		昭和59年度	令和3～5年度
11	印旛土木事務所	主要地方道 千葉電ヶ崎線 (印西市 大森)		平成17年度	-
12	印旛土木事務所	一般国道 八千代宗像線 (印西市 岩戸)		平成13年度	-
13	印旛土木事務所	主要地方道 浜野四街道長沼線 (四街道市 吉岡)		昭和62年度	-
14	成田土木事務所	主要地方道 成田小見川鹿島港線 (成田市 取香)		平成21年度	-
15	成田土木事務所	主要地方道 成田下総線 (成田市 大室)		平成元年度	-
16	香取土木事務所	一般国道 郡停車場大須賀線 (神崎町 立野)		平成5年度	令和3～5年度
17	銚子土木事務所	一般国道 356号 銚子バイパス (銚子市 大橋町～小船木町)		平成元年度	令和5年度
18	海匝土木事務所	主要地方道 多古笹本線 (旭市 清和甲)		昭和60年度	-
19	海匝土木事務所	一般国道 飯岡片貝線 (匝瑳市 長谷)		平成7年度	-
20	山武土木事務所	一般国道 128号 富田拡幅 (大網白里市 経田～大網)		平成12年度	-
21	山武土木事務所	一般国道 横芝山武線 (山武市 壇谷)		平成9年度	-
22	長生土木事務所	主要地方道 茂原白子線 (白子町 古所)		平成5年度	令和3～5年度
23	長生土木事務所	一般国道 南総一宮線 (一宮町 一宮)		平成2年度	-
24	長生土木事務所	一般国道 日吉菅田停車場線 (長柄町 山根)		昭和63年度	-
25	長生土木事務所	一般国道 茂原環状線 (茂原市 小林)		平成18年度	-
26	夷隅土木事務所	一般国道 297号 横山バイパス (大多喜町 横山～市原市 米原)		昭和60年度	-
27	夷隅土木事務所	一般国道 勝浦市旭大原線 (いすみ市 山田～御宿町 実谷)		平成元年度	-
28	君津土木事務所	一般国道 加茂木更津線 (君津市 長谷川)		平成11年度	-
29	市原土木事務所	主要地方道 市原茂原線 (市原市 磯ヶ谷)		平成19年度	-
30	北千葉道路建設事務所	一般国道 464号 北千葉道路 (成田市 押畑～大山)		平成19年度	-

たとえば、葛南土木事務所管轄の鬼高若宮線について、平成 11 年度より事業に着手し、取得した用地の面積 8,491 平方メートル、累計金額 27 億円と大部分の用地買収が終わっており、残り数か所(約 2%)を残すのみとなっている。そのうち、最大の用地は面積 98 平方メートルであり、権利者が複数にわたっており大部分との契約を終えているが、残りの権利者が未契約である。残りの権利者の中には最終交渉日が令和 2 年 6 月 19 日で、1 年以上交渉が途絶えている事例がある。その間に担当者も交代しており、現状、交渉関係が引き継がれていない。また、令和 2 年度の一部の用地交渉日誌には「公文書としてみない」との記述があり、今後の交渉の方向性が明確にされていない。

(図表 8)鬼高若宮線の計画平面図



また、所有者が特定できていない共有地があり、過去に無償借地していたが、複数の相続登記が行われておらず、所有者を特定できていないため、県として所有権を取得する方法を検討していた。

その後、令和元年より、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、反対する所有者がおらず、建築物が無く現に利用されていない所有者不明の土地の場合、道路等の公共事業の手續の合理化・円滑化のため、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定することが可能となっている。

各土木事務所には、上記のように、土地買収が終了するまでにあと一步という事例が存在する。

県土整備部は、各土木事務所の困難案件を含めた用地買収について、各土木事務所から提出される執行工程表で進捗管理しているとのことである。なお、具体的な執行工程表の提出は無かった。県土整備部は、路線ごとの用地の取得状況は毎年度把握しているものの、目標管理はなく、年度毎の長期未取得用地に関する分析検討資料が無い。

指 摘(用地買収の日誌について)

葛南土木事務所における用地交渉において、1年以上交渉が途絶えており、その間に担当者も交代しており、現状、交渉関係が引き継がれていない事例がある。また、令和2年度の一部の用地交渉日誌には「公文書としてみない」との記述がある。

交渉日誌は公文書とし、困難な状況等の引継ぎを前提として作成されたい。

意 見(鬼高若宮線の早期買収について)

鬼高若宮線について、面積8,491平方メートル、累計金額27億円の用地買収を終えており、あと数か所を残すのみとなっている。早期に開通しないことにより、27億円の土地が利用されていない状況となっている。

この例のように、残りの未買収地の少ない路線については、所有者の理解を得て、早期に用地買収を行い、早期の開通をされたい。

意 見(所有者が特定できていない共有地について)

鬼高若宮線の共有地について、相続登記が行われておらず、所有者を特定できていない。

令和元年より、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づき、反対する所有者がおらず、建築物が無く現に利用されていない所有者不明の土地の場合、道路等の公共事業の手続の合理化・円滑化のため、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定することが可能となっており、同法に基づく裁定等の活用可能性について、順次、検討されたい。

意 見(土木事務所の進捗管理について)

用地買収について、県土整備部は各土木事務所の進捗状況を執行工程表等で把握しているとのことであるが、上記のように、数か所を残して長期間進展していないケースが散見される。

毎年度、県土整備部において、土木事務所における困難案件の用地交渉及び道路の整備状況について進捗の目標管理を行い、道路整備を計画的に実施されたい。

② 用地担当者の経験について

(図表9)用地担当者の経験年数のおり、葛南土木事務所の用地担当者9名、安房土木事務所の用地担当者7名であり、用地担当者について、経験者が少なく、主事が多い構成となっている。

(図表 9)用地担当者の経験年数

年数	葛南土木事務所	安房土木事務所
1年	5人	1人
2年	1人	3人
3年		1人
4年	1人	1人
5年		
6年	1人	
7年	1人	
8年		
9年		1人
10年		
合計	9人	7人
平均年数	2.7年	3.3年

たとえば、安房土木事務所における整備中の路線において、どの路線にも困難案件があり、交渉が途切れているものがある。

(図表 10)安房土木事務所における困難案件の例

路線	主な困難案件
一般国道 410 号	電話に出ないため、電話番号を教えてもらえない。 相続人の中に、海外在住者がいる。
和田丸山館山線	相続人が多数で司法書士が取りまとめ中
犬掛館山線	商業施設の物件移転の補償算定中
鴨川保田線	相続人多数、境界確定必要など困難案件多数
鴨川保田線	県外居住者で契約了解後に連絡が途絶える

用地の業務は、用地測量、建物調査、土地評価、税制など、多くの知識を必要とする業務であり、その中でも「用地交渉」は相当なスキルを必要とするものである。用地交渉の相手方となる地権者は世代、性別、地域性など様々であり、相手方が抱える問題も、補償金、移転先、相続など多種多様である。このような問題に対処するためには、専門的な知識を必要とすることはもちろんのこと、公共事業に対して協力を得るためには用地交渉の中で培う経験が必要となる。

県内の整備中の各路線には、相続人多数、相続人に海外在住者がいる、境界確定が必要、県外居住者と連絡が途絶えるなど、困難な案件が複数残っており、交渉に長期間を要している案件が少なくない。これらの困難案件に対応するためには、経験が必要で

あり、かつ、長期間にわたって、権利者との関係を継続させることが必要である。

しかし、県では、用地担当者も用地経験の有無にかかわらず人事異動があり、その結果、用地交渉の未経験者が土木事務所で 2～3 年用地業務を担当し、その後に別の業務に異動すると、用地の経験は蓄積されない。また、定年退職等により、用地交渉の経験者が少なくなっている。

現実的な対応として、困難案件は、用地経験者で構成されている土地開発公社に引き継ぐこともある。

#### 意見(用地担当者の経験について)

土木事務所の用地担当者について、経験者が少なく、主事が多い構成となっている。

用地交渉は経験とスキルを必要とする業務であり、用地交渉の経験者が別の業務に異動した後も、時期を見て再度用地業務を担当させるなど、経験が蓄積されるような取組を、県として検討されたい。これからの公務員は、専門的かつ広範囲な知識・経験が必要と考える。たとえば、土地開発公社の担当者に同行して経験を積むなど工夫されたい。

## 2 東京湾アクアラインの負担金支出について

### (1) アクアライン割引について

東京湾アクアラインは、本県の課題である半島性を解消するものとして期待されていたが、開通当初は、通行料金の割高感などから交通量が低迷し、期待された機能を十分に発揮しているとは言えなかった。このため、県では国の支援も得て、平成 21 年 8 月から平成 26 年 3 月まで、東京湾アクアラインの通行料金を普通車 800 円とするなど、全車種(ETC車)を対象とした大幅な料金引下げの社会実験を実施した。平成 26 年 4 月からは「アクアライン割引」として、ETC普通車 800 円などの通行料金引下げを継続している。平成 30 年度時点で、東京湾アクアラインの交通量は、平成 20 年度に比べて約 2.3 倍に増加している。平成 26 年 4 月から実施されている「アクアライン割引」により、首都圏における交流・連携の強化、物流の活性化、観光振興などが図られ、その経済波及効果(平成 26 年 4 月から平成 28 年 9 月までの 2 年 6 か月間)は、首都圏全体で約 1,155 億円と推計され、首都圏の経済の活性化に大きく寄与している。県としては、今後、より一層の観光振興、企業立地の促進など、アクアラインを活用した地域づくりに取り組んでいくとしている。

(図表 11)東京湾アクアラインの通行料金

	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車
割引料金(ETC 車)	640 円	800 円	960 円	1,320 円	2,200 円
通行料金(ETC 車)	1,600 円	1,960 円	2,320 円	3,130 円	5,100 円
通行料金(現金)	2,510 円	3,140 円	3,770 円	5,190 円	8,640 円

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
アクアライン割引の事業化時点での試算とその後の変動の有無について	・社会実験終了後、事業化される際の交通量の試算について、ヒアリングするとともに、試算に関する資料を閲覧する。 ・事業化時に検討された交通量の試算条件について、現在でも大幅な変動が無いか確認する。
措置費の計算における検討について	・予算策定時における措置費の算出方法についてヒアリングする。 ・東日本高速道路株式会社(以下、NEXCO という)に支払う措置費について、請求書に記載されている交通量等と、元となる資料を照合し、検討する。

(3) 実施結果

① 社会実験から事業化への転換時における検討について

アクアライン割引については、平成 26 年度に社会実験から事業に切り替えが行われている。平成 21 年 8 月から実施されている社会実験の際には、料金設定(普通車 800 円)、社会実験を行う際の費用の算定等について、検討が行われており、その結果、平成 21 年度の予算として 10 億円が計上されている。検討項目は、下記のとおりである。

1) 通行料金普通車 800 円の算出

アクアラインルートが湾岸(京葉道路、東関東道)ルートと同程度の通行料金となるように設定

2) 社会実験費用の算出

i)平成 21 年度想定交通量の設定

ii)「生活対策(平成 21 年 3 月～)」による想定料金収入

iii)「社会実験」による想定料金収入

iv)減収額の計算

生活対策後の料金収入－社会実験後の料金収入＝約 26 億円

このうち 8 か月分である約 17 億円を減収額とした

v)社会実験費用

iv)の減収額＋諸費用＝約 20 億円

国土交通省と折半であるため、10 億円を予算として計上

平成 26 年度からアクアライン割引について事業化している。これは平成 25 年 12 月

20日に国土交通省が公表した「新たな高速道路料金に関する基本方針」の中で、アクアラインについて「当分の間、千葉県による費用負担を前提に、ETC車を対象に現行の終日800円を継続」することとしており、当該基本方針に基づき事業化したものである。事業は平成26年4月に開始されたが、事業化の際、国土交通省からは県負担額として年間約5億円となることが口頭で説明されたとのことである。県の負担額約5億円については、平成26年度予算を計上するにあたり、社会実験等の実績値等に基づき、県独自で検討している。

検討結果より、県負担額は約5億円であり、国土交通省より説明された金額と合致する。よって、県としては約5億円が妥当であると判断し、予算計上している。

当該検討は、事業化された平成26年度における予算編成時のみであり、その後も各年度5億円の予算を計上しているが、改めて予算の妥当性については検討していない。

## ② 経済波及効果の公表について

アクアラインの経済波及効果については、平成21年8月から実施された社会実験に関し、平成21年8月～平成22年度の1年8か月の効果について、千葉県ホームページにて結果が公表されている。発表によると、料金引下げによる首都圏全体の経済波及効果は約358億円、千葉県における経済波及効果は約249億円とされている。なお、平成23年度～平成25年度調査結果によると、平成25年度の交通量は実験前(平成20年度)と比較して約1.9倍に増加している。

また、事業化後については、平成26年4月～平成28年9月の2年6か月間の効果について、平成29年1月26日付で千葉県ホームページにおいて公表されている。発表によると、料金引下げ継続による首都圏全体の経済波及効果は約1,155億円、千葉県における経済波及効果は約869億円とされている。しかし、事業化された後の経済波及効果については、事業化された直後の平成26年4月～平成28年9月の2年6か月についてのみ測定されており、それ以後の測定は行われていない。測定が行われない理由としては、経済波及効果の発生が明らかであり、平成28年度時点における経済波及効果と同様の効果が発揮し続けられていると考えられるからとの説明を受けた。

## 意見(事業化後における適時の再検証について)

平成26年度に社会実験から事業に切り替えが行われているが、アクアライン割引の経済波及効果については、平成28年10月以降測定が行われていない。担当者の説明によると、経済波及効果の測定については、アクアラインに大きな影響を及ぼすような新たな道路整備や社会情勢の大きな変化があったときに実施するとのことであった。

現時点でアクアラインに大きな影響を及ぼすような新たな道路整備や社会情勢の大きな変化は確認できないが、周辺地域の道路整備及び利用状況の変化によるアクアラインへの影響も鑑みて、必要な都度、適時適切な経済波及効果等の測定を実施し、再検証



することが望まれる。

### ③ 措置費の計算に関する検討

平成 26 年度より事業化するにあたり「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」(平成 26 年 3 月 31 日、平成 31 年 4 月 1 日付変更)を NEXCO と締結し、第 4 条(措置費の支払)をもとに年度ごとに契約書を締結することにより、措置費を定めている。令和 2 年度においても、『「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」第 4 条に基づく令和 2 年度契約書』を締結し、別紙に定める「措置に要する費用の算出」に基づき措置費を算出している。

また、令和 2 年度の措置費は、NEXCO から送付されている『「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」第 4 条に基づく令和 2 年度契約書』第 2 条に基づく措置費の額について(報告)に従った金額により支払われている。NEXCO から送付されている措置費の計算は、下記のとおりである。

#### ○アクアライン料金引下げに伴う措置費

■算定対象期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで(365 日間)

■措置費の算定方法

措置費 = (割引がなかった場合の料金収入 - 割引期間の料金収入) / (1 + 消費税率) / 2

※収入は、大口・多頻度割引、マイレージ割引を考慮したもの

※算出した措置費は千円単位の端数は切り捨て

■措置費: 甲(千葉県)への請求額

割引がなかった場合の料金収入	: 13,978,602 千円
割引期間の料金収入	: 12,902,620 千円
消費税率	: 0.10
措置費	: 489,080 千円

これに対し、検査調書が発行されている。検査調書は、「東京湾アクアライン料金引下げ措置に関する基本協定」第 4 条に基づく令和 2 年度契約により、料金引下げ措置が通年に渡り適用されているかを確認し、発行している。ただし、契約金額については、「摘要欄による」とされており、摘要欄に「契約金額は、後日送付の契約書第 3 条の規定による報告により確認」と記載されている。これは、措置費の金額が令和 3 年 3 月 31 日までに確定できず、後日 NEXCO から送付されてくる請求書により確定するためである。

NEXCO からの請求書は(報告)と同日である 2021 年 4 月 19 日付で発行されており、請求額は 489,080 千円となっている。当該請求額については検証していないとのことであった。

監査人からの要請により、令和 2 年度については NEXCO の交通量データ等により検

証を行った。その結果、NEXCO の請求額(千葉県における措置費)489,080 千円の金額の妥当性が確認できた。

指 摘(措置費支払い時の継続的な検証について)

過年度における措置費の支払いについては、NEXCO から送付される請求書に記載されている請求額について検証することなく実行されていた。措置費は負担金という性質上、金額の検証が必要であるが、平成 26 年度に事業化されてから今回の包括外部監査が実施されるまで、1 度も検証されていない。今回対象となった令和 2 年度においては、NEXCO からの報告及び請求書の金額について、NEXCO の交通量データ等により、措置費の金額につき合理性を確認することができた。

措置費について、令和 3 年度以降においても、請求額が適正であるかについて、NEXCO の交通量データ等をもとに検証し、金額の妥当性を確認したうえで支払う必要がある。

### 3 土木事務所の老朽化に伴う耐震対策等について

#### (1) 土木事務所の老朽化に伴う耐震対策等について

葛南土木事務所及び安房土木事務所の建物の状況は以下のとおりである。

(図表 12)葛南土木事務所及び安房土木事務所の建物の状況

施設名称	建築年月日	築年数	構造
葛南土木事務所	1966/7/27	55 年	RC
安房合同庁舎	1972/3/25	49 年	RC

#### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
災害時の事務所建物・設備の耐震性等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所建物の震災対応について土木事務所等でヒアリングする。</li> <li>・事務所地域・敷地の震災時等の水害対応について土木事務所等でヒアリングする。</li> </ul>

#### (3) 実施結果

##### ① 土木事務所建物・設備について

##### 1) 葛南土木事務所の地震対応

葛南土木事務所については、30 年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示す  $I_s$  値(構造耐震指標)が 0.54(0.6 未満だと倒壊可能性あり)であった。この数値( $I_s$ 値)は、以下のような目安となっている。

0.6 以上 倒壊又は崩壊する危険性が低い

0.3 以上 0.6 未満 倒壊又は崩壊する危険性がある

0.3 未満 倒壊又は崩壊する危険性が高い

また、土木事務所建物は、昭和 41 年の建築であり 55 年経過しているとともに昭和 56 年建築基準法改正前の建築である(現行の鉄筋コンクリート建築物の耐震基準を満たしていない)。

県有施設については「千葉県公共施設等総合管理計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」(総務部資産経営課が作成)により対応している。

県としては、耐震診断はすでに行い、その結果で、移転・建替(集約)の検討を進めているところであり、改めて行う必要はないという認識のようである。葛南土木事務所は、「千葉県県有建物長寿命化計画」において令和 9 年度までに整備に着手する建物に位置付けられているので、新たな耐震診断やそれに基づく応急的な耐震化工事の予定はないとのことである。

## 2) 安房土木事務所の地震対応

安房土木事務所入居の建物の所管は総務部安房地域振興事務所であり、家賃、維持・管理費、光熱水費の安房土木事務所の負担はない。

建築年度は昭和 47 年 3 月であり、直近の耐震診断は平成 2 年度に実施し、倒壊可能性を示す構造耐震指標(Is 値)は 0.33 であった。

現状では、耐震工事は実施しておらず、割れ目埋め、屋上の防水、塗り替え工事程度である。

安房土木事務所が入居する現在の建物は、建替計画があり(安房合同庁舎の再整備計画:安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、安房土木事務所他 6 機関が入居予定)、令和 8 年に完成予定である。

## 3) 葛南土木事務所の津波・高潮対応

葛南土木事務所所在地周辺の堤防等(港湾事務所の管理)については、平成 27 年版の千葉県の海岸保全基本計画によれば葛南土木事務所近辺の高潮の高さ予想は、A.P.5.7m、また、津波の高さ予想は、T.P.3.1m となっている。

これに対し、葛南土木事務所近辺の防潮堤は、A.P.5.6m(港湾事務所所管)の高さで整備されているとのことである。

この状況について、葛南土木事務所の見解では、高潮の高さ予想においては数値上は 0.1m 防潮堤の高さを超えるため、若干の懸念を持っているとのことである。

## 指 摘(土木事務所建物の災害対策について)

震災はいつ発生するかわからない。葛南土木事務所については、整備完了までの間に発生しないとは言いきれない。耐震診断を早急を実施すべきであり、必要な耐震

化工事が認識されれば、応急的にでも耐震化工事を実施する必要がある。

また、安房土木事務所の建物に関しては、30年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示す構造耐震指標が0.33であった。現在ではさらに劣化していることを推定すれば、倒壊可能性はかなり危険な水準にあると推察する。

事務所職員の安全面だけでなく、土木事務所は、千葉県業務継続計画の優先業務一覧(図表13参照)にもあるように、地域の災害発生時には中心となって対応すべき前線基地である。地震等で事務所が使えなくなった場合、県として県民を守れるのかの観点からも、早急な対応が必要である。

なお、葛南土木事務所の津波・高潮対策は、平成27年度(6年前)のデータでなく、最新の知見に基づく予想等を加味した再検討が必要と考える。

(図表13)千葉県業務継続計画の優先業務一覧(抜粋)

○県土整備部

所属	業務種別	業務名
土木事務所 (15事務所)	応急復旧	1 現地震災対策班の設置
		2 来所者の安全確保
		3 情報収集
		4 パトロールの実施
		5 応急仮工事、応急本工事实施の指示
		6 災害対策本部支部総務班との連絡調整に関すること
	優先通常	1 庶務調整業務
		2 道路・河川・港湾・海岸・急傾斜地・公園施設等に関する維持管理業務
		3 法に基づく許認可業務・指導監督業務

#### 4 流域下水道事業の公営企業会計への移行について

##### (1)公営企業会計への移行についての概要

公営企業は、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していく役割を担うとともに、料金等で経費をまかなう点で企業性を発揮することが求められている。今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中であって、これまで以上に経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることが必要である。

そのため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定や、広域化、民間活用などの抜本的な改革が求められる。これらの取組を実効性あるものとするためには、公営企業会計の適用により、資産を含む自らの経営状況を比較可能な形で把握した上で、

中長期的な経営の姿を的確に見通していくことが不可欠である。

総務省においては、公営企業会計の適用拡大に向けて、平成 27 年にロードマップを提示し、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業と位置づけた上で、人口 3 万人以上の団体を中心とした取組を要請している。

## (2)千葉県における公営企業会計への移行に関する取組について

### ① 公営企業会計への移行

県においては、総務省からの要請を受け、流域下水道事業につき令和 2 年 4 月 1 日から公営企業会計へと移行している。公営企業会計への移行に際しては、総務省が策定・公表している「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を参考している。マニュアルでは、公営企業会計の適用に関する具体的な業務の処理手順・留意点や、固定資産台帳の整備に関する考え方・標準的な水準等について取りまとめられている。

### ② 「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」における固定資産台帳の整備

公営企業会計(財務規定等)を適用する目的は、公営企業の経営や資産の状況等を的確に把握し、経営基盤の強化に適切に取り組むための基礎情報とすることにある。固定資産の現在の価値、帳簿原価、取得年度、耐用年数、減価償却額等が適切に把握されていないと、財務諸表を作成することができず、経営状況も資産の状況も把握することができない。このため、これらの固定資産情報を適切な形で取りまとめた帳簿である固定資産台帳を整備することが必要となる。

マニュアルによる固定資産台帳の整備に関する手順は、次のとおりとなる。

#### 1)台帳整備の準備

##### i)資料の収集等

移行事務の準備で把握した既存資料を収集する。また、同様に移行事務の準備で検討した固定資産台帳への資産登録単位については、この段階で確定させる。

##### ii)スケジュールの作成

移行事務の準備で把握した資料の状況、登録単位の設定方針や法適用する年度の予算編成時期等を踏まえ、固定資産台帳の整備スケジュールを作成する。

##### iii)体制の検討等

職員の増員、公営企業の実務経験のある職員の配置など、人事部局との協議を踏まえ、体制の充実を検討するほか、台帳整備を委託により行う場合は、職員で対応する作業と委託する作業とを仕分けるなど、委託範囲を適切に設定する必要がある。

iv)その他

全体的な作業ボリュームの推計等のため、仮調査として時期の異なる複数年度を抽出し、固定資産台帳の一部を作成してみることも有用である。仮調査の結果、業務委託の必要性、範囲を再検討することも十分に考えられる。

2)資産情報の整理

固定資産台帳に記載する有形固定資産及び無形固定資産のうち、工事により取得した資産以外の各種資産については、決算書、契約書、既存の台帳等から帳簿原価(取得価額)を把握する。工事により取得した資産については、決算情報の整理、工事関連情報の整理、間接費の配分、耐用年数が異なる資産の仕分けといった作業が必要となるため、手順に従って、帳簿原価(取得価額)等を把握する。

3)工事により取得した資産の帳簿原価(取得価額)等の把握についての流れ

- i)年度別決算情報の作成
- ii)建設改良関係の決算情報の抽出
- iii)税抜処理及び財源の圧縮処理
- iv)工事関連情報及び工事別資産明細の作成
- v)間接費の各工事等への配分
- vi)受益者負担金等の各工事等への配分
- vii)各工事等への情報集約
- viii)法適用時における資産の価額等の把握

上記手順に沿って固定資産台帳が作成されるが、固定資産台帳のもとになる情報は公有財産台帳である。公有財産台帳に記載されている資産及び工事について、過去にさかのぼって契約書、見積書、請求書等の証憑を調査し、工事については按分等を行い、固定資産台帳に記載する数字を算定し、作成している。そのため、公有財産台帳と固定資産台帳に記載されている金額の間のつながりを検証することは困難となっている。

(3) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
公営企業会計への移行について、適切に行われているか	・打切決算、事務引継、総務大臣への報告等は適切に行われているか確認する。 ・開始貸借対照表の固定資産について

	固定資産台帳との整合性を確認する。
下水道事業に係る固定資産台帳の作成について、適切に行われているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産台帳作成の過程についてヒアリングし、マニュアルに沿って作成されているかを確認する。</li> <li>・委託業者との契約書等を閲覧することにより、作成過程に漏れがないかを確認する。</li> <li>・公有財産台帳と固定資産台帳を閲覧し、比較することで、公有財産台帳と固定資産台帳の間に齟齬のないことを確認する。</li> </ul>

#### (4)実施結果

##### ① 公営企業会計への移行について

打切決算については、出納閉鎖(3月末)から3か月以内に証書類と合わせて知事へ提出されていること、書面に基づいて事務引継が行われていること、法適用を行った旨の総務大臣への報告が行われていることを確認した。

また、特例的収入及び支出の予算計上額と実績額の内訳を確認したところ、特例的収入は下水道公社への委託料の精算による戻入等であり、特例的支出は工事費・委託料の未払金であった。特例的収入及び支出の実績額は、開始貸借対照表の未収金及び未払金と整合していた。

開始貸借対照表の主要な残高である固定資産と長期前受金については、固定資産台帳の帳簿価額及び財源情報と整合していた。

##### ② 固定資産台帳の作成について

千葉県における流域下水道事業は、令和2年度から公営企業会計に移行しているため、固定資産台帳についても公営企業会計に即したものを作成している。

固定資産台帳の作成に当たっては、業者に委託している。作成の手順は、決算書を整理し、財源の確定をするとともに、建設財源及び間接費を配分したうえで、資産別取得価額を算定し、開始貸借対照表に記載するとともに、固定資産台帳に登録する。当該作業は、公有財産台帳に記載されている有形固定資産、無形固定資産について実施され、当時の契約書、見積書、請求書等と照合し、金額の正確性について確認している。工事については、過去の履歴についても調査し、可能な限り工事費と共通費等に分解し、按分計算することで、取得価額を計算している。よって、固定資産台帳を作成するにあたっては、マニュアルに沿った手順で作成しているといえる。

固定資産台帳の作成に際し、事前の調査として公有財産台帳に記載されている公有

財産について、実在性を確認したうえで固定資産台帳に移行しているかについては、業者が実在性を確認したうえで移行しているとのことであったが、その記録は資産調査業務の報告書において作業過程が示されているのみであった。また、作成の過程において按分計算が入ることから、公有財産台帳に記載されている全ての資産が、固定資産台帳に転記されているかについて確認することは、困難である。

意見(公有財産台帳における実在性確認について)

固定資産台帳作成の際、公有財産台帳に記載してある固定資産の実在性については、資産調査業務受託において受託業者が確認しているとのことであるが、回答は作業過程を示した報告書のみであり、実在性を確認した資料等については保管されていないため、閲覧することができなかった。実在性の確認については、業者任せにするだけでなく、下水道課においても帯同し、実在性を確認した結果についての資料を保管しておくべきである。

意見(公有財産台帳から固定資産台帳への転記の網羅性確認について)

公有財産台帳から固定資産台帳への転記については、作成の過程で工事費及び間接費の按分計算が入ることから、公有財産台帳に記載されていたすべての資産が固定資産台帳に転記されているかについて、確認することが困難である。下水道課からは、すべての資産が固定資産台帳に転記されているとの回答があったが、受託業者が実施し、提出した資産調査の結果について、下水道課で網羅性を確認した資料等については残されていない。実際に確認作業を行っているのであれば、当該作業についての記録を残しておくべきである。

5 千葉県土地開発公社との取引条件について

(1) 千葉県土地開発公社に委託しているあっせん等事業について

あっせん等事業は、国、県、市町村等からの委託により道路用地等の用地交渉業務等を行う事業である。令和2年度においては、県から国分下貝塚線用地取得事業ほか18事業を受託し、取得業務を実施している。この事業では、44,113千円を収益とし、109,467千円を原価として計上しており、赤字事業となっている。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
あっせん等事業の損益は妥当か	・あっせん等事業の損益の資料を閲覧する。



### (3) 実施結果

千葉県土地開発公社(以下、「土地開発公社」という。)に委託しているあっせん等事業は、国、県、市町村等からの委託により道路用地等の用地交渉業務等を行う事業である。令和 2 年度においては、県から国分下貝塚線用地取得事業ほか 18 事業を受託し、取得業務を実施している。この事業では、令和 2 年度において 44,113 千円を収益とし、109,467 千円を原価として計上しており、毎年度、数千万円の赤字事業となっている。

(図表 14)土地開発公社のあっせん等事業の収益・原価

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
収益	52,280	52,237	53,521	47,287	44,113
原価	75,805	64,516	78,177	98,180	109,466
損益	△23,525	△12,279	△24,655	△50,892	△65,353

あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。土地開発公社においては、令和 2 年度は用地担当者 8 名が 2 名 1 班となり、地権者 149 名に対して、348 回の交渉を行っている。職員 8 名の人件費は固定費であるが、補償契約が成立しないと収益とはならず、契約成立件数が予算に達しないため、人件費より収益が少なくなっている。

たとえば、令和 2 年度においては、美浜長作町線外 2 線について 4,840 千円の収益の予定が、地権者 26 件中、契約が 0 件のため、実際の収益は 0 円であった。当該路線の地権者 26 件に対して、年間 79 回にわたり交渉しているものの、収益がない。

県土整備部は、土地開発公社に対しては比較的困難な案件を委託しているにもかかわらず、契約に至らないと委託料が支払われない。そのため、交渉が複数年にわたる場合には交渉中の年度においては収益が得られないという、土地開発公社にとって不利な契約となっている。

あっせん等事業は毎年赤字であり、予算においても、あっせん等事業が赤字の場合における補填が検討されておらず、土地開発公社において全体の収支を考えなければならない状況となっている。

たとえば、特定の路線を開通させるために重要な土地が困難案件となっており、その周辺の地権者との契約がすべて成立しないケースなどがある。このようなケースでは、周辺の地権者と交渉しても、当該土地が契約した場合には契約するという回答しか得られず、交渉回数を増やしても契約が成立しないため、収益につながらないことがある。

困難案件について、契約が成立しなくても収益となるように、たとえば、事業反対者等

の困難案件については、他県で導入している例もある「積上げ方式」を導入することも一案と考える。

意見(あっせん等事業について)

あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。

事業反対者等の困難案件については、他県で導入している例もある「積上げ方式」を導入することも一案と考える。

## 6 千葉県土地開発公社が長期保有する土地について

### (1)千葉県土地開発公社が長期保有する土地の概要

土地開発公社は、公有地取得事業、土地造成事業により土地の取得を行う。公有地取得事業は、国、県、市町村等が施工する公共・公益事業を円滑に執行するために必要な事業用地等の先行取得を行う事業である。公有地取得事業を実施する際には、土地の取得を土地開発公社名義で行う場合(公有用地取得)と県名義で行う場合(代行用地取得)場合がある。土地造成事業は、県の施策に沿い、工業団地や住宅等の用地取得・造成・分譲等を行う事業である。

土地開発公社の事業に関連して取得した土地については、公有用地、代行用地、完成土地等、代替地の勘定科目で貸借対照表の流動資産に計上している。

それぞれの勘定科目に計上される土地は以下のとおりである。

公有用地とは、公有地取得事業により土地開発公社が所有権を取得した土地のうち、特定土地及び代替地以外の土地をいう。

特定土地とは、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号の規定により土地開発公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地をいう。

代行用地とは、公有地取得事業により土地開発公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地のうち、上記公有用地であった土地以外の土地をいう。

完成土地等とは、土地造成事業に係る土地のうち、次のものをいう。

- ・販売可能な状態にある土地
- ・当該土地にかかる開発計画が以下のような状態にある土地
- ・開発工事の着工予定時から概ね 5 年を経過しても開発用の土地等の買収が完了していない状態
- ・開発用の土地等の買収が完了した後概ね 5 年を経過しても開発工事に着手していない状態
- ・開発工事の着手後中断しその後概ね 2 年を経過している状態

代替地とは、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 17 条第 1

項に掲げる事業により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために土地開発公社が取得した土地をいう。

<p>公有地の拡大の推進に関する法律 (業務の範囲)</p> <p>第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地</p> <p>ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ハ 公営企業の用に供する土地</p> <p>ニ 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地</p>
--

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
長期保有する土地に対する県の対応は適切に行われているか	・保有する土地の保有期間、管理状況について担当者にヒアリングを行い、関連資料を閲覧する。

(3) 実施結果

① 長期保有する土地の状況について

令和2年度末において保有する土地の勘定科目別の内訳は、以下のとおりである。

(図表 15)令和2年度末時点で土地開発公社が保有する土地の勘定科目別内訳

(単位:千円)

土地の区分	内訳	期末残高
公有用地	佐倉下根用地	535,968
	かずさアカデミアパーク公的機関等用地取得	254,405
	都市計画道路用地取得	829,551
	合計	1,619,926
代行用地	道路用地取得	2,012,602
	首都圏中央連絡自動車道用地取得	188,461
	国道51号大栄拡幅用地取得	40,788

	合計	2,241,852
完成土地等	佐倉第三工業団地	103,870
	千葉土気緑の森工業団地	255,290
	合計	359,161
代替地	佐倉第三工業団地	2,034
	合計	2,034

上記のうち、公有用地の佐倉下根用地及びかずさアカデミアパーク公的機関等用地については長期保有している。

## ② 佐倉下根用地について

佐倉下根用地は、昭和 46 年、佐倉城跡に「国立歴史民俗博物館」を建設するにあたり、敷地内にあった国立佐倉療養所の移転用地として、県(教育庁)が当時の土地開発公社に取得を依頼し、土地開発公社が先行取得したが、地元医師会等が反対を表明したことから、移転先が佐倉市江原台(現・聖隷佐倉市民病院)に変更され、当該用地の利用目的がなくなり、土地利用が決まらないまま、土地開発公社の名義で長期保有している。現状、山林で形状や使い勝手ともに良くなく、また、時価(約 7 千万円)と簿価の乖離が大きく、県の再取得が、行われていない。

(図表 16)佐倉下根用地の概要

所在	佐倉市岩名字大作 948 番地 他、55 筆
面積・地目	3.4 ヘクタール 山林、原野、畑
簿価	5.36 億円(用地取得費 2.64 億円、利息 2.42 億円等)

佐倉下根用地のこれまでの検討状況等は以下のとおりであった。

(図表 17)佐倉下根用地の検討状況

昭和 54 年度	土地開発公社より県(教育庁)あてに、本件用地の再取得の依頼があったが、県(教育庁)より買戻しの見通しが立たないと回答。
昭和 54 年度	県(宅地課)が土地開発公社に簿価凍結資金 5 億 3 千万円の無利子貸付を行い、土地開発公社は本件用地に係る借入金の返済を行った。
平成 9 年度	宅地課長を委員長とした、県、県教育庁、佐倉市、土地開発公社による佐倉下根用地活用検討委員会を設置し、利活用方法を検討することとなった。なお、平成 19 年度から用地課長が委員長を務めるようになった。
平成 28 年度	同委員会で暫定的土地活用として千葉県里山条例による土地活

	用が決定し募集を開始。
平成 29 年度	同委員会からの依頼で里山活動団体と協定を締結。
令和 2 年度	里山活動団体と協定解除及び里山活動団体を再募集。
令和 3 年 5 月	竹を肥料化する技術を持つ民間企業を佐倉市から紹介され、本用地内の竹を伐採することで、森林環境の整備等につなげるよう、検討を行っている。
令和 3 年 6 月	本用地の利活用について、全庁照会を行ったが、利活用を希望する所属はなかった。

意見(佐倉下根用地について)

平成 16 年度の包括外部監査の結果以降に大きな進展が見られない状況にある。本来、土地開発公社が長期保有すべきものではないため、県が土地を取得し、県の責任において土地の用途及び処分方針を検討する必要がある。

### ③ かずさアカデミアパーク用地について

かずさアカデミアパークは、上総新研究開発土地区画整理事業として、上総新研究開発土地区画整理組合が平成 2 年から平成 15 年にかけて施工、造成した。県は、かずさアカデミアパーク事業の早期完成及び、公的試験研究機関用地等の確保を目的とし、平成元年に土地開発公社と協定を締結し、以下の依頼をした。

- ・同パーク内の営農者所有地約 10 ヘクタールの土地開発公社名義による買収取得
- ・同営農者の営農継続のための代替地 12 ヘクタールの土地開発公社名義による買収取得
- ・代替地の営農継続者への売却

かずさアカデミアパーク用地のこれまでの検討状況等は以下のとおりであった。

(図表 18)かずさアカデミアパークの検討状況

平成 4 年度以降	土地開発公社からの再取得を開始し、平成 6 年度までに全 5 件中 4 件について再取得した。
平成 6 年度	残りの 1 件については、平成 6 年 9 月議会において、43 億円の債務負担行為を設定したが、県の財政状況の厳しさから予算化されず、再取得は見送られてきた。
平成 13 年度	平成 13 年度 2 月補正予算で再取得費用が予算化され、一部再取得したものの、以降再び財政状況を理由に予算化されなくなったことから、再取得が見送られた。
平成 17 年度	平成 16 年度包括外部監査において、速やかに再取得すべ

	きである旨指摘を受けたことから、厳しい財政状況を加味し、分割で計画的に取得することとし、平成 17 年度当初予算で予算化されることとなった。平成 17 年度以降は毎年予算化されており、計画的に再取得している。
平成 23 年度	平成 24 年 2 月議会において、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間の債務負担行為を設定し、毎年度 3 億 2,800 万円程を予算計上しながら、令和 4 年 3 月で全ての再取得が完了する見込みである。

意見(長期保有していたかずさアカデミアパーク用地について)

土地開発公社が長期にわたり土地を保有していたかずさアカデミアパーク用地については、令和 4 年 3 月をもって全ての再取得が完了する見込とのことである。しかし、土地開発公社の土地取得原資は、主に金融機関からの借入金であり、長期にわたり土地を保有すると、借入期間中の金利は土地の取得費用として簿価に積み増されていくため土地保有に伴う県の財政負担は大きなものとなる。

実際に、かずさアカデミアパーク用地に対する令和 2 年度末までの支払利息の累計は 1,876,937 千円であり、そのうち再取得が見送られた平成 7 年度以降の支払利息の総額は 1,456,452 千円となっている。

本来、県が早期に買い取れば問題は生じないが、本事案が発生したことから、買取が長期化する場合に将来の財政負担を軽減させるためのルールを決めることが必要であると考えます。

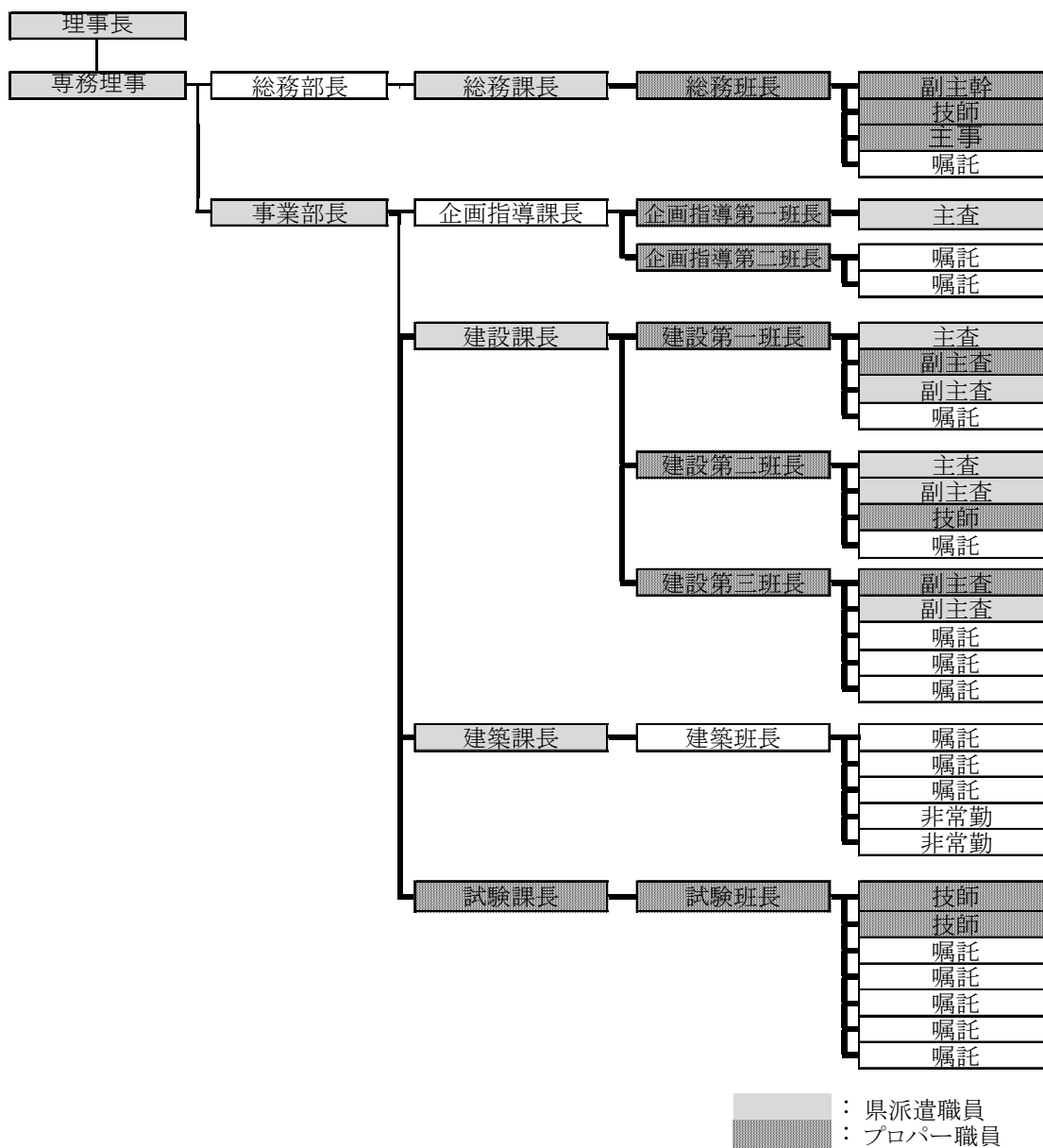
例えば、総務省に対しては、5 年超の長期保有土地の報告が求められていることから、5 年超の長期保有となった段階で、佐倉下根用地で過去に実施したような無利子貸付等を行うことができる仕組みを作るなどの方法が考えられる。

## 7 公益財団法人千葉県建設技術センターへの職員の派遣について

### (1) 公益財団法人千葉県建設技術センターへの職員の派遣

センターの人員構成は、プロパー職員として、課長 1 名、班長 7 名、正職員 8 名、嘱託 16 名、非常勤 2 名計 34 名と、県からの派遣職員として、理事長、専務理事、事業部長、課長 3 名、一般職 6 名の計 12 名で構成されている。

(図表 19)建設技術センター組織図



(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
建設技術センターの運営及び組織について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織図を入手し、プロパー職員と県からの派遣職員の配置について把握する</li> <li>・現在の組織運営の状況について建設技術センターでヒアリングする</li> </ul>

### (3) 実施結果

建設技術センターの人員構成は、プロパー職員として、課長 1 名、班長 7 名、正職員 8 名、嘱託 16 名、非常勤 2 名計 34 名と、県からの派遣職員として、理事長、専務理事、事業部長、課長 3 名、一般職 6 名の計 12 名で構成されている。

全体の人数バランスについては大きな問題はないが、組織の経営を担う理事長、専務理事(総務部長兼務)及び実務を所管し組織の管理を担う事業部長(企画指導課長兼務)、総務課長、建設課長、建築課長などの管理職は試験課長 1 名を除き、すべて県からの派遣職員が担っている。

また、県からの派遣期間は、基本的に役員は 1 年、その他は 2 年となっている。

#### 指 摘(組織構成の適正化について)

組織運営上の幹部がほぼ県職員の派遣で構成され、基本的に 1 年～2 年で入れ替わるという状況は、組織の継続的な運営や中長期的な改善施策の実行などの面で、支障があると言わざるを得ない。

業務の改善提案なども在籍期間が短いこともあり、実現が困難となっている。

今後、建設技術センター側では、新人プロパー職員の採用や、中途職員の採用を積極的に実施する必要があるが、建設技術センター及び県は少なくともプロパー職員が管理職の中心を担うようになるまでは、県職員の派遣期間の延長等を考慮するなど、組織運営上の様々な工夫・配慮が必要である。



## II 葛南土木事務所

### 1 葛南土木事務所の概要

#### (1) 管内の状況及び業務の概要

葛南土木事務所の行政区域は、千葉県の北西部に位置する「市川市、船橋市、浦安市」の3市からなり、面積は160.3平方キロメートルで、東は八千代市、習志野市、北は松戸市、鎌ヶ谷市に接し、西は江戸川を隔てて東京都、南は東京湾に臨んでおり、古くから木下、成田、千葉街道などの追分として、また江戸と利根川を結ぶ舟運の河港など交通の要衝として栄えてきた。

この地域は、江戸川及び東京湾沿岸平野の低地部と標高20～30メートルの北総台地からなり、地層は低地部が軟弱な沖積層で、台地部は関東ローム層で覆われた洪積層となっている。

管内は、面積では県全体のわずか3%の地域に、人口では約2割の130万人が居住しており、人口密度が1平方キロ当たり8,000人を超える県内でも最も高い地域となっている。

また、首都東京に接するという地理的な好条件により、人口と交通量の多い地域であり、道路、河川、海岸などの社会基盤の効果的・効率的な整備や適切な維持管理並びに地震や災害等に強いまちづくりが望まれている。

管内の道路は、東京湾岸道路(東関東自動車道・国道357号)、京葉道路、国道14号など国、県合わせて33路線で構成されており、当事務所ではこのうち国道14号をはじめ、県道市川松戸線等27路線、約125キロメートルを管理している。

管内は交通需要が多く、交通集中による慢性的な渋滞が発生しており、また交通事故も多発していることから、道路の新設・拡幅、踏切の除去、交差点改良あるいは歩道整備を進めている。

河川については、国が管理している江戸川を除く一級河川旧江戸川や真間川等の13河川、二級河川海老川等の5河川の計18河川で、約57キロメートルを管理している。

これまでの急激な都市化に伴い、降雨時の流出量増による市街地での浸水被害を防止するため、緊急かつ総合的な治水対策として、河川の改修や調節池等の整備を進めている。

また、現在の海岸線は、昭和40年代から埋め立てにより形成されたもので、このうち浦安海岸と市川海岸の約25キロメートルを保全区域として管理している。

本海岸の護岸は、すでに概成しているが、後背地が低地と人口集中地区であることから、防災機能の向上と併せて人に親しみやすい環境に配慮した海岸整備を行っている。

さらに、公園管理事業についても、当事務所で業務を行っており、県立行田公園では平成18年度から指定管理者制度を導入し、地域住民と協働で利用促進や管理運営を行っている。

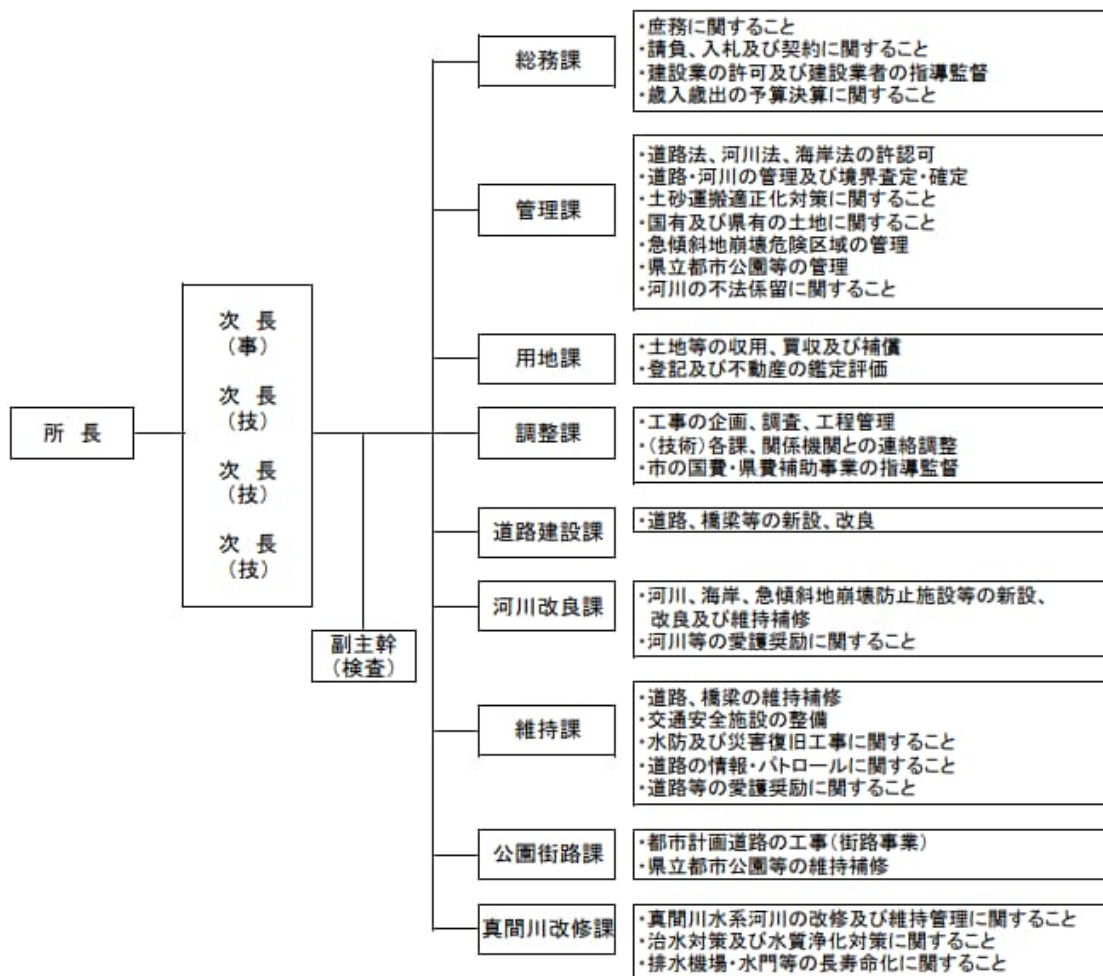
また、地域住民の方々が行う美化活動等のボランティア活動を支援する制度である「ア

ダブトプログラム」により、地域の皆様との協働・連携による道路、河川、海岸の維持管理を進めている。

(2) 組織

① 組織図

(図表 20) 葛南土木事務所組織図



② 職員の状況

(図表 21)葛南土木事務所の職員の状況

(令和2年4月1日現在)

	所長	次長	検査担当	総務課	管理課	用地課	調整課	道路建設課	河川改良課	維持課	公園街路課	真間川改修課	計
所長	1												1
次長(事)		1											1
次長(技)		3											3
課長				1	1	1	1	1	1	1	(1)	(1)	7
副主幹			1		1	1			1		1		5
主査				2		1	1		1			1	6
副主査						4	1	2	1	1		4	13
主事				2	5	2							9
技師							2	1	4	6	2	2	17
会計年度任用職員				2	3	1				2			8
計	1	4	1	7	10	10	5	4	8	10	3	7	70

( )内は次長が事務取扱  
70名中兼任職員2名含む

(3) 令和2年度予算(事業別予算構成内訳)

(図表 22)葛南土木事務所の令和2年度予算

(単位：千円)

事業種別	補助・単独別	令和元年度予算				令和2年度予算			
		うち前年度からの繰り越し	うち現年分	構成比(%)	うち前年度からの繰り越し	うち現年分	構成比(%)		
道路事業	補助	666,952	150,645	516,307		774,888	363,988	410,900	
	県単独	2,028,860	398,754	1,630,106		1,910,353	193,063	1,717,290	
	合計	2,695,812	549,399	2,146,413	38%	2,685,241	557,051	2,128,190	28%
河川・海岸事業	補助	3,299,243	1,539,208	1,760,035		4,992,237	2,415,837	2,576,400	
	県単独	665,772	37,052	628,720		1,322,975	368,641	954,334	
	合計	3,965,015	1,576,260	2,388,755	57%	6,315,212	2,784,478	3,530,734	65%
街路・公園事業	補助	203,535	172,018	31,517		458,584	368,584	90,000	
	県単独	126,881	4,998	121,883		231,788	5,897	225,891	
	合計	330,416	177,016	153,400	5%	690,372	374,481	315,891	7%
事業費計		6,991,243	2,302,675	4,688,568	100%	9,690,825	3,716,010	5,974,815	100%

## 2 老朽化に伴う耐震対策等について

### (1) 老朽化に伴う耐震対策等について

葛南土木事務所の建物の状況は以下のとおりである。

(図表 23)葛南土木事務所の建物の状況

施設名称	建築年月日	築年数	構造
葛南土木事務所	1966/7/27	55年	RC

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
災害時の事務所建物・設備の耐震性等について	・事務所建物の震災対応についてヒアリングする。 ・事務所地域・敷地の震災時等の水害対応についてヒアリングする。

### (3) 実施結果

#### ① 地震対応

葛南土木事務所については、30年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示すIs値(構造耐震指標)が0.54(0.6未満だと倒壊可能性あり)であった。この数値(Is値)は、以下のような目安となっている。

0.6以上 倒壊又は崩壊する危険性が低い

0.3以上0.6未満 倒壊又は崩壊する危険性がある

0.3未満 倒壊又は崩壊する危険性が高い

また、土木事務所建物は、昭和41年の建築であり55年経過しているとともに昭和56年建築基準法改正前の建築である(現行の鉄筋コンクリート建築物の耐震基準を満たしていない)。

県有施設については「千葉県公共施設等総合管理計画」(総務部資産経営課が作成)及び「千葉県県有建物長寿命化計画」(同)により対応している。

県としては、耐震診断はすでに行い、その結果で、移転・建替え(集約)の検討を進めているところであり、改めて行う必要はないという認識のようである。葛南土木事務所は、「千葉県県有建物長寿命化計画」において令和9年度までに整備に着手する建物に位置付けられているので、新たな耐震診断やそれに基づく応急的な耐震化工事の予定はないとのことである。

#### ② 津波・高潮対応

堤防等(港湾事務所所管)については、平成27年版の千葉県の海岸保全基本計画に

よれば葛南土木事務所近辺の高潮の高さ予想は A.P.5.7m、また、津波の高さ予想は、T.P.3.1m となっている。

これに対し、葛南土木事務所近辺の防潮堤は、A.P.5.6m(港湾事務所所管)の高さで整備されているとのことである。

この状況について、葛南土木事務所の見解では、高潮の高さ予想においては数値上は 0.1m防潮堤の高さを超えるため、若干の懸念を持っているとのことである。

#### 指 摘(土木事務所建物の災害対策について)

震災はいつ発生するかわからない。整備完了までの間に発生しないとは言い切れない。耐震診断を早急に実施すべきであり、耐震化工事の必要性が認識された場合は、応急的にでも耐震化工事を実施する必要がある。

事務所職員の安全面だけでなく、土木事務所は、千葉県業務継続計画の優先業務一覧にもあるように、地域の災害発生時には中心となって対応すべき前線基地である。地震等で事務所が使えなくなった場合、県として県民を守れるのかの観点からも、早急な対応が必要である。

また、津波・高潮対策は、平成 27 年度(6 年前)のデータでなく、最新の知見に基づく予想等を加味した再検討が必要と考える。

#### 【再掲】(図表 13)千葉県業務継続計画の優先業務一覧(抜粋)

○県土整備部

所属	業務種別	業務名
土木事務所 (15 事務所)	応急復旧	1 現地震災対策班の設置
		2 来所者の安全確保
		3 情報収集
		4 パトロールの実施
		5 応急仮工事、応急本工事实施の指示
		6 災害対策本部支部総務班との連絡調整に関すること
	優先通常	1 庶務調整業務
		2 道路・河川・港湾・海岸・急傾斜地・公園施設等に関する維持管理業務
		3 法に基づく許認可業務・指導監督業務

### 3 随意契約について

#### (1) 随意契約について

地方自治法第 234 条第 1 項には、自治体が締結可能な契約の方式が定められている。このうち随意契約については、同条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項において、契約可能な要件が定められている。

**【地方自治法第 234 条(契約の締結)】第 1 項** 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

第 2 項 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

#### **【地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項(随意契約)】**

第 1 項 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 号 売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格(貸借の場合は予定貸借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる額を超えないものをするとき。

(1) 工事又は製造の請負 250 万円

(2) 財産の買入れ 160 万円

(3) 物件の借入れ 80 万円

(4) 財産の売払い 50 万円

(5) 物件の貸付け 30 万円

(6) その他のもの 100 万円

2 号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3 号 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。

4 号 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

5 号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

6 号 競争入札に付することが不利と認められるとき。

7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

9 号 落札者が契約を締結しないとき。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
工事契約、委託契約の適格性について	<ul style="list-style-type: none"><li>・工事契約、委託契約の一覧表を入手し、個別の契約について契約書を閲覧する。</li><li>・工事の内容、進捗状況等についてヒアリングする。</li><li>・随意契約による工事契約について妥当性を検証する。</li></ul>

## (3) 実施結果

### ① 緊急、応急工事契約について

県単道路改良工事(行徳橋左岸取付道路排水工その 3)については、随契での契約となっているが、随意契約協議書には、県が一般社団法人千葉県建設業協会との基本協定(災害応急対策に関する業務細目協定)において、当該箇所のパトロール担当業者で、かつ、同箇所のその 2 工事を施工中の K 建設に地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 5 号の規定(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)により特命随意契約を結ぶとの記載がある。

一方で、土木事務所往査時には担当者から業者選定の理由として「競争入札に付することが不利と認められるとき」地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 6 号、見積り合わせ省略の理由として財務規則第 116 条の 2 運用通達 3 のオ(契約内容の特殊性により相手方が特定)としたとの説明を受けた。

後日、説明は誤りで、随意契約協議書に記載されている内容が正しい旨の回答を得た。

### 指 摘(随意契約適用の根拠について)

担当者による条文の適用勘違いが起こることからも、非常に紛らわしい状況が発生する緊急、応急、特殊工事などについて、不利(6 号)か緊急の必要(5 号)かを明確にするためにも、また見積り合わせ省略理由として、運用通達 3 のオ(契約内容の特殊性により相手方が特定)か 3 のイ(急施を要し時間的余裕がない)かを正しく判断するためにも、それぞれの適用されるケースを明文化し明確にする必要がある。

## 4 物品管理について

### (1) 物品管理について

#### ① 物品とは

地方自治法では、物品は、普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの

及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)とされている(地方自治法第 239 条第 1 項)。

千葉県財務規則(以下、「財務規則」という)においても、物品の定義は、地方自治法を準用している(財務規則第 2 条第 15 号の 2)。

また、財務規則第 181 条において、物品を以下のように分類している。

(図表 24)財務規則第 181 条における物品分類

備品	その性質上長期間にわたって使用されるべき物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とすることができる。 イ 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が 2 万円未満の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。) ロ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物 ハ 記念品、ほう賞品その他これらに類する物
消耗品	その性質上使用することによって消耗する物
動物	試験研究等に使用する小動物以外の各種の動物
材料品	生産、工事、工作等のため使用する物
生産物	材料品を使用して生産した物及び農産物、水産物、林産物等収穫した物
不用品	現に使用せず、かつ、将来も使用する見込みのない物で売渡し又は廃棄すべき物
受託品	他の者から借り入れて使用中の物
寄託品	他の者に貸し出した物又は保管若しくは売払いを委託した物

また、物品の管理に関する規則として、財務規則第 203 条において、「出納員、分任出納員、又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならない。」と規定されているほか、「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」に従って業務が行われている。

## ② 備品とは

備品とは、上記でも述べたように、財務規則第 181 条第 1 号において、「その性質上長期間にわたって使用されるべき物」で、第 2 号の消耗品とは扱わないものと定義されている。

備品に該当する物品は、財務規則第 207 条第 1 号により、「備品出納簿」に必要事項を記載し、出納を整理しなければならないとされている。ただし、備品は物品管理システム上の物品台帳にて管理されており、財務規則第 209 条第 9 号における「電子計算組織に登録するもの」として、出納簿の記載の省略が可能である。



なお、物品の出納とは、財務規則第 2 条第 16 号に「購入、生産、寄附、返納、分類換え、保管換え、交付、売払い、廃棄、亡失等の事由により、物品が会計管理者、出納員、分任出納員又は物品取扱員の保管を離れ、又は保管に帰すること」と定義されている。

### ③ 消耗品とは

消耗品とは、上記でも述べたように、財務規則第 181 条第 2 号に「その性質上使用することによって消耗する物」と定義されているほか、財務規則第 181 条第 1 号における例外として「購入価額が 2 万円未満の物」と定義されている。

消耗品に該当する物品は、財務規則第 207 条第 2 号により、「消耗品出納簿」に必要事項を記載し、出納を整理するほか、財務規則第 208 条第 2 号により、「消耗品受払簿」に必要事項を記載し、受払いを整理しなければならない。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
物品の管理は適切になされているか	・備品出納簿及び物品管理システムを閲覧及び担当者への質問により管理状況を確認する。
消耗品の管理は適切になされているか	・消耗品出納簿の閲覧及び担当者への質問により管理状況を確認する。

## (3) 実施結果

### ① 備品の管理について

葛南土木事務所において、令和 2 年度末時点で物品台帳にて管理している備品はシュレッダー等の 2,227 品目、金額は 49,655 千円である。

財務規則第 203 条において、「出納員、分任出納員、又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならない。」と規定されているものの、当該条項の「調査」は物品の実査を指しているわけではなく、「調査」の具体的な確認内容は各管理責任者の裁量に委ねられている。そのため、現状では物品の実査について規定上明記されていない。

当土木事務所において、備品の現物と台帳との整合性を確認しているのは、現物の入手(納品)時及び廃棄時のみである。年一回実施される出納局の会計検査の際に、検査担当者が台帳からランダムにサンプルを選択して実査をし、現物と台帳との整合性を確認しているとのことであるが、当土木事務所の物品取扱員としては定期的な実査を行っていない。

## 意見(備品の実査について)

当土木事務所において、備品の現物と台帳との整合性を確認しているのは、現物の入手(納品)時及び廃棄時のみであり、定期的な実査を行っていない。備品の定期的な実査は適切な事務処理を担保するうえで重要な手続であることから、当土木事務所の物品取扱員として定期的な実査を、数年間のローテーションや毎年一定の件数を抽出するなどして行うことが望ましい。

## ② 消耗品の管理について

### 1) 消耗品出納簿の記載方法について

葛南土木事務所において保有している消耗品は、筆記具、電子計算機、DVD等記録媒体等であり、消耗品置き場にて保管している。

消耗品出納簿により受払管理をしているが、Webカメラの納品時に消耗品出納簿へ受入5個と記帳し、同日に供用として払出5個の記帳を行っているため、現物が5個あり、複数の担当者が随時使用しているにもかかわらず、消耗品出納簿の現在高はゼロとなっている。

消耗品出納簿の記載方法について確認したところ、消耗品出納簿の払出は、分任出納員等の保管を離れた際に記載するものであり、所属内に消耗品が現存していたとしても、分任出納員等の保管にない場合には現在高はゼロになることがあるとのことであった。

上述のWEBカメラの例では、5個が2月19日に、分任出納員(総務課長)の保管を離れ、総務課長が(分任出納員ではなく)課長という立場で管理することとなり、分任出納員の保管を離れたため払出5とし、分任出納員(総務課長)が分任出納員として保管しているWEBカメラは0個になることから現在高はゼロの記載になるとのことであった。

### 2) 棚卸(数量確認)ルールについて

財務規則第203条(調査)において、「出納員、分任出納員、又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならない。」と規定されているものの、当該条項の「調査」は物品の棚卸を指しているわけではなく、「調査」の具体的な確認内容は各管理責任者の裁量に委ねられている。そのため、現状では物品の棚卸(数量確認)について規定上明記されていない。

当土木事務所において、定期的な消耗品の棚卸(数量確認)を行っておらず、保有している在庫のあるべき数量と実際の在庫の数量との一致を確認していない。

## 指摘(消耗品出納簿への払出の記載方法について)

購入したWebカメラ5個について消耗品倉庫に保管し必要に応じて使用している。当該Webカメラの納品時に消耗品出納簿へ受入5個と記帳し、同日に供用として払出5個の記帳も行っている。総務課長が(分任出納員ではなく)課長という立場で管理してい

たWEBカメラが、分任出納員(総務課長)の保管に戻った際には、受入5、現在高5とする必要がある。

使用していた消耗品について使用が終わり消耗品倉庫に戻した場合には、分任出納員(総務課長)の保管に戻ったと考えるべきで、消耗品出納簿に受入数量を記帳する必要がある。

#### 意見(消耗品の棚卸(数量確認)について)

消耗品の定期的な棚卸(数量確認)は適切な事務処理を担保するうえで重要な手続であることから、当土木事務所の物品取扱員として必要な範囲で定期的に、保有している在庫のあるべき数量と実際の在庫の数量の一致を確認する棚卸(数量確認)を行うことが望ましい。

#### ③ 補修材料(消耗品)の管理について

道路補修材料は、葛南土木事務所で購入し、委託業者に払い出している。ここで、道路補修材料として受け払い管理しているものは、常温合材、グレーチング、スーパーロメンパッチ、スピーディモルタル、コールカットKなど、道路舗装の応急措置として使用する原材料である。千葉県が受注者との間で交わしている「業務委託契約書」に添付されている「業務仕様書」第14条の支給材には、「本業務で使用する、常温合材、モルタル補修材、路面補修材、側溝蓋、グレーチングおよび歩車道境界ブロックは、発注者(千葉県)より支給する。」とある。これら道路補修材料は、葛南土木事務所敷地内にある倉庫で保管され、委託業者に払い出す時は、土木事務所職員立ち合いの下で行っているが、日々の在庫管理に使用する管理簿はない。管理簿としては、財務規則第117号様式「(受払)簿」を使用しているが、購入日に受け数を記入し、同日に同数量を払い出し数として記入しているため、常に在庫はゼロとなっている。実際には、先入先出により在庫を払い出しており、在庫は葛南土木事務所敷地内の倉庫にあることから、補修材料管理担当者の管理を離れたとは言えない。また、「(受払)簿」の上では期末在庫ゼロとなっていることから、保有している在庫につき、あるべき数量と実際の数量との一致を確認する棚卸(数量確認)も実施していない。

#### 意見(補修材料の管理について)

補修材料につき、消耗品出納簿は作成されているが、購入日に受け入れた数量と同じ数量を払い出し数として記入しているため、常に在庫はゼロとなっている。これでは出納簿としての役割を果たしていない。消耗品出納簿については、購入時に入り数を、払い出し時に出数を記入することで、理論値である在庫数量を明確化し、期末において実地棚卸を実施することで、実在性を確保するとともに、理論値と実際値を比較することで、日々の出し入れの適正性を確認することが必要である。

## 5 現金・預金管理について

### (1) 預金通帳等の管理について

県で保有している預金通帳等の取扱いについては、「預金通帳等の適正管理に関する要綱」に管理方法が規定されている。

#### 預金通帳等の適正管理に関する要綱(平成 30 年 4 月 1 日施行)

##### (所属として管理する預金通帳等)

第 2 条 所属長は、所属の業務や職員の福利厚生に密接に関連する次に掲げる口座であって、現に使用し又は今後使用する見込みがあるものに係る預金通帳等を組織として把握し、管理しなければならない。

- ①千葉県財務規則に規定する預金口座(会計管理者、出納員、分任出納員、現金取扱員、資金前渡職員名義口座)
- ②前号以外で所属の事業に係る金銭の収納や管理を行う口座
- ③所属に事務局を置いて公共的事業を実施する団体等の資金を管理する口座
- ④所属職員等の福利厚生等に係る資金を管理する口座

2 所属長は、前項各号に掲げるもののほか、業務上の必要や施設利用者の便益等のため、職員以外の者の資金を管理する口座に係る預金通帳等を管理することができるものとする。

##### (管理台帳の作成等)

第 3 条 所属長は、前条に掲げる預金通帳等について、それぞれの所在や資金の性質等を把握するとともに、預金通帳管理台帳(別記様式 1)(以下、「管理台帳」という。)を作成しなければならない。

2 所属長は、前項の管理台帳を作成した時は、自らが責任を持って管理する管理台帳であることを証するため、所属長職・氏名欄に署名をしなければならない。

(中略)

##### (預金通帳等の管理)

第 4 条 所属長は、預貯金通帳及び届出印並びにキャッシュカードの管理者をそれぞれ別の者で指定しなければならない。ただし、所属長が特段の事情があると認める場合にはこの限りではない。

2 前項で指定された管理者は、預金通帳等を自ら管理する金庫や鍵のかかる引き出しその他の管理上安全な場所にそれぞれ別に保管しなければならない。なお、前項ただし書により管理する場合であっても、同一の場所で保管してはならない。

(中略)

##### (口座の解約・預金通帳等の引渡し等)

第 6 条 所属長は、第 2 条第 1 項に定める口座について、口座の開設目的が達成され、今後使用する見込みがなくなったと判断したときは、速やかに口座を解約するものとし、残金

がある場合は、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- ①原資が「千葉県に帰属する資金」と判断される場合県に収納する
- ②原資が「千葉県に帰属する資金以外」と判断される場合(次号に係るものを除く)口座を開設した団体または事業を承継する団体が決定した方針に基づき処分(後継団体等へ帰属, 構成員への分配, 公益団体への寄附)する
- ③原資が「千葉県に帰属する資金以外」と判断されるが, 法定外控除金の受入れ等の資金管理に伴って発生した利息や, 口座を開設した団体が存続しておらず, かつ, 事業を継承する団体も存在しないなど原資を負担した者による処理方針の決定が困難な場合公益団体への寄附等を行う

2 所属長は, 第 2 条第 2 項の口座について, 預金通帳等を管理する業務上の必要が無くなり所属での管理に馴染まなくなると認めたときは, 預金通帳等を口座名義人に引き渡すものとする。

3 所属長は, 第 1 項及び第 2 項によりがたい場合には, 行政改革推進課に協議の上, 処理方針を決定するものとする。

(管理台帳に記載されていない口座の報告)

第 7 条 所属長は, 金融機関からの通知又はその他の事由により, 管理台帳に記載されていない口座を把握したときは, 速やかに預金通帳等状況調査書(別記様式 2)により, 主管課を通じて行政改革推進課に報告しなければならない。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
現金及び預金の管理状況を把握する	<ul style="list-style-type: none"><li>・現金、預金通帳及びその他金券類について、金庫内の保管状況を確認し、簿外となっている現金や預金通帳等がないかを確認する。</li><li>・現金実査を実施する。</li><li>・預金通帳の残高について、預金通帳管理台帳との一致を確認する。</li></ul>

## (3) 実施結果

預金通帳管理台帳を入手し、すべての通帳が金庫に保管されているか確認を行うとともに、銀行口座の使用状況を通帳の記帳記録で確認した。

その結果、下記のとおり、10 年以上使用していない残高 1 円の私費通帳が 1 口座存在した。

(図表 25) 10 年以上使用していない残高 1 円の通帳

口座名義	金融機関	性質	使途概要	最終記帳日
葛南地域整備センター 役付会 会計担当	千葉銀行	私費	所内関係職員による任 意団体	平成 18 年 3 月 13 日

担当者へ質問したところ、上記通帳に関する当時の具体的な使用用途は不明であり、残高 1 円をどのように処理すべきか結論が出ていないため、現在まで引き継がれているとのことであった。なお、当該口座については私費であるが、預金通帳管理台帳に記載があることから、県としては管理すべき通帳と認識している。

指 摘(10 年以上使用していない預金残高 1 円の通帳について)

通帳については、不要な通帳を保有していることで、管理が煩雑になるとともに、不正に使用される恐れがある。また、預金通帳等の適正管理に関する要綱の第 6 条にて、口座の開設目的が達成され、今後使用する見込みがなくなると判断したときは、速やかに口座を解約するものと明記されている。

上記口座については、使途不明の状態を通帳の最終記帳日から 10 年以上が経過しており、使途不明の状態のまま通帳を保有し続けることは、預金通帳等の適正管理に関する要綱第 6 条に反するため、早期に解約するべきである。

また、下記の 2 口座については、往査当日に通帳の現物を確認できなかった。

(図表 26) 現物未確認の通帳一覧

口座名義	金融機関	性質	使途概要	最終記帳日
①真間川流域総合治水対策協議会対策推進委員会 委員 葛南土木事務所長	千葉銀行	団体費 (公費の み)	県に事務局を置 く団体	令和 3 年 8 月 4 日
②葛南都市計画事務所親 睦会職員組合	千葉銀行	私費	所内関係職員に よる任意団体	未確認

・通帳①について

葛南土木事務所の高瀬分庁舎に保管されていたため、後日通帳のコピーを入手して実在性を確認した。また、預金通帳管理台帳に記載されている情報との一致を確認し、管理状況を確認した。

・通帳②について

通帳を保有していなかったため、実在性を確認することができなかった。また、預金通帳

管理台帳において、通帳の有無が「無」と記載され、預貯金通帳管理者及び届出印管理者についても明記されていなかった。

葛南土木事務所に経緯を確認したところ、当初は当該通帳の存在を把握していなかったが、千葉銀行より平成 29 年 12 月 4 日付の休眠口座通知を受理したことにより、預金通帳管理台帳に追加し、現在に至っているとのことであった。また、当該通帳の残高は 47,905 円であり、時効期間の経過(最終取引から 10 年)により、口座は既に閉鎖されているとのことであった。

しかし、休眠口座通知に金額の記載がないため、外部証憑による残高の確認はできなかった。口座の残高については、土木事務所の職員が、千葉銀行船橋支店に電話聴取して確認したとのことである。

また、現時点において、当該口座の解約手続は未着手となっている。

#### 指 摘(通帳未所有口座の解約について)

千葉銀行 葛南都市計画事務所親睦会職員組合名義の私費口座について、当初は当該口座の存在を把握していなかったが、千葉銀行より休眠口座通知を受理したことにより、預金通帳管理台帳に追加し、現在に至っている。預金通帳等の適正管理に関する要綱の第 2 条及び第 3 条により、通帳の管理義務が発生し、また、同要綱第 6 条にて、口座の開設目的が達成され、今後使用する見込みがなくなると判断したときは、速やかに口座を解約するものと明記されている。

しかし、上記のとおり、通帳の所在は現在も不明であり、現時点において解約手続も未着手となっている。用途不明の状態のまま通帳を保有し続けることは、預金通帳等の適正管理に関する要綱第 6 条に反するため、早期に解約するべきである。

## 6 土木事務所に事務局を置く団体の管理について

### (1) 土木事務所に事務局を置く団体の通帳の管理について

団体の都合により、団体に事務局の設置が困難な場合に、葛南土木事務所に事務局を置き、職員が団体の事務を実施しているケースがある。

こうした団体には、補助金や負担金(以下、「補助金等」という。)が交付されており、土木事務所が補助金等の交付事務を行っているが、「(図表 27) 土木事務所に事務局を置く団体のうち通帳の管理をしている団体」に示すとおり、補助金等の入金された預金通帳及び支出の管理も行っている。

団体の事務局として事務従事する場合、公金以外の現金も取り扱うことになるが、土木事務所の職員が行う以上は、公金の例に準じて適正に処理をする必要がある。

通帳及び印鑑等の管理状況は、以下のとおりである。

- ・通帳と印鑑は別々の者が管理している。
- ・預金通帳と出納簿の一致を確認している。
- ・通帳管理者と出納管理者が同一人物である。
- ・金庫等の施錠できる場所に保管している。

(図表 27) 土木事務所に事務局を置く団体のうち通帳の管理をしている団体

団体名	通帳管理者	届出印管理者	出納管理者
千葉県道路協会葛南支部	葛南土木事務所	葛南土木事務所	葛南土木事務所
千葉県河川協会葛南支部	次長(一般行政)	所長	次長(一般行政)
真間川流域総合治水対策協議会対策推進委員会	葛南土木事務所 副主査	葛南土木事務所 次長(土木)	葛南土木事務所 副主査

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
預金通帳の管理状況を把握する	・預金通帳、出納簿、預金通帳管理台帳を照合し、預金通帳等が適正に管理されていることを確かめる。
土木事務所に事務局を置く団体について、適切に職務分掌され、補助金等交付に係る審査業務の独立性が担保されているか確かめる	・土木事務所に事務局を置く団体について、補助金等交付業務の実施状況をヒアリングする。

(3) 実施結果

預金通帳、出納簿、預金通帳管理台帳の内容を照合し、預金通帳等の管理状況は妥当なものであることを確認した。

しかし、土木事務所に事務局を置く団体への補助金等交付事務及び支出管理については、通帳管理者である県の職員が実施しているため、県の職員により県、団体双方の事務が行われており、チェック機能の欠如が懸念される。補助金等を交付する所管課の職員が、補助金等の交付を受ける団体の事務局業務を行った場合、審査業務の独立性が阻害されかねない。

また、職員が執務時間内に事務を執行しており、預金を扱うことから団体の資産保全のリスクも存在するため、県がリスクを認識すべきである。

意見(土木事務所に事務局を置く団体の事務について)

土木事務所に事務局を置く団体の事務について、土木事務所の職員が執務時間内に行っており、預金を扱うことから団体の資産保全のリスクも存在するため、県のリスクとして認



識すべきである。

さらに、土木事務所に事務局を置く団体の「補助金等の申請、交付事務」に係る執行体制は、県の職員により県、団体双方の事務が行われており、チェック機能の欠如が懸念される。事務の公正性、透明性を担保する上でチェック機能は不可欠なものであるため、「補助金等の申請、交付事務」を行う際は、同一の県職員が団体の事務を実施しない等、事務の執行体制を見直す必要がある。

### Ⅲ 安房土木事務所

#### 1 安房土木事務所の概要

##### (1) 管内の状況及び業務の概要

安房土木事務所が所管する地域は、房総半島の南端に位置し、館山市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の3市1町である。

面積は576平方キロメートル、人口は約12万人で、管理している道路は、一般国道が128号と410号の2路線、主要地方道が鴨川保田線外6路線、一般県道が外野勝山線外23路線、自転車道が和田白浜館山自転車道線の1路線で、総延長は約388キロメートルである。

首都圏と南房総地域をつなぐ館山自動車道は、平成19年7月に全線開通し、平成31年3月に君津ICから富津中央IC間が、令和2年3月に富津竹岡ICまでの区間が4車線化した。

##### [道路事業]

事務所の所管する道路整備事業は、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道、館山自動車道、国道127号富津館山道路など、首都圏の主要都市と連結する高規格道路と一体となって機能するアクセス道路の整備を重点的に進め、防災力の強化と併せ地域の活性化を図っていく。

また、児童等の通学での痛ましい事故が発生していることから、通学路の安全対策としては、管内の市町の教育委員会・警察・土木事務所等が連携して、安全対策を講じる必要のある通学路を抽出し、対策を実施している。

さらに、施設の耐震化・老朽化対策として、国道128号里見橋や県道鴨川保田線の御園橋などの架換え、国道410号の堀江橋などで長寿命化のための補修及び塗装、国道128号線の向井原トンネル等について補修工事や点検等を行い、災害に強く安全な道路の整備を進めている。

##### [河川・海岸事業]

所管する河川は、館山湾に注ぐ二級河川平久里川(19.47キロメートル)や管内で一番長い加茂川(22.25キロメートル)等、二級河川の22水系33河川である。

河川の整備・維持管理としては、地域住民の生命・財産を水害等から守れるよう、河道流下断面の確保としての護岸整備・土砂撤去等を進めている。

特に、平久里川及び平久里川支川の滝川については、度重なる浸水被害対策のため、[総合流域防災事業]を導入し河道改修を進めている。

所管する海岸保全区域としては、館山海岸及び広場・東海岸等26地区34キロメートルで、高潮や波浪から背後の人家を防護するため、防護・環境・利用を考慮した調和の取れた海岸保全施設の整備を進めている。

##### [地すべり・砂防事業]

房総半島南部の嶺岡山系周辺は特有の地質から地すべり災害が多発しているため、

管内では、27 地域を地すべり防止区域に指定している。地すべり防止区域では、住民の生命・財産、道路及び病院等を守るため、地下水を排除する抑制工や浸食防止対策等を実施している。

また、土砂災害や水害を防止するため管内の 65 箇所を砂防指定地に指定し、土砂災害の防止工事を実施するほか、土砂災害の防止のために土砂崩壊を助長するような有害な行為を規制している。

[港湾事業]

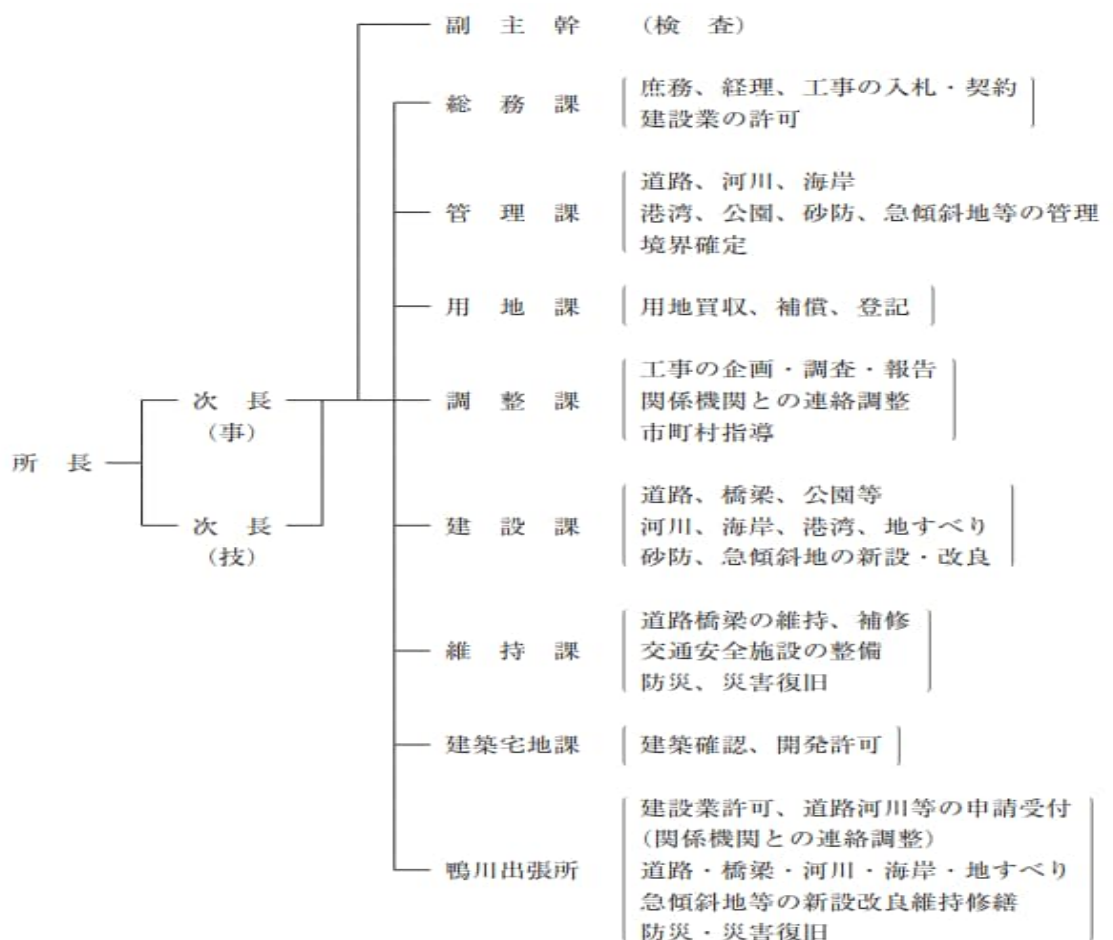
特定地域振興重要港湾(地方港湾)館山港は、県南の海上物資輸送拠点であり、地域振興に資する大型客船が着岸可能な多目的栈橋を供用開始している。

さらに、海岸及び湾岸区域において、東北地方太平洋沖地震津波により見直しされた千葉東沿岸及び東京湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、津波防護のあり方や河川遡上対策についての検討を進めている。

(2) 組織

① 組織図

(図表 28)令和 2 年度安房土木事務所組織図



② 職員配置

事務所の組織は総務課、管理課、用地課、調整課、建設課、維持課、建築宅地課の7課と鴨川出張所である。職員数は、事務職員20名、技術職員37名、合計57名で、他に会計年度任用職員12名を加え合計69名となっている。

(図表 29)令和2年度安房土木事務所職員配置

(令和2年4月1日現在)

	所長	次長	出張所長	課長	副主幹	主査	副主査	主事	技師	計	任用職員 会計年度	合計
	1	2			1					4		4
総務課				1	1		2	2		6	2	8
管理課				1		3		2		6	5	11
用地課				1				6		7	1	8
調整課				1		1			2	4	1	5
建設課				1		2	3		3	9		9
維持課				1		2			2	5		5
建築 宅地課				1			2		1	4	1	5
鴨川 出張所			1			2	3		6	12	2	14
計	1	2	1	7	2	10	10	10	14	57	12	69

(3) 令和2年度予算(事業別予算構成内訳)

(図表 30)令和2年度安房土木事務所予算

令和2年4月(単位:百万円)

事業名	補助事業費等	県単事業費	合計
道路事業	1,849.4	3,493.9	5,343.3
河川事業	98.3	335.1	433.4
地すべり・急傾斜・砂防	1,611.5	341.4	1,952.9
海岸事業	125.0	231.7	356.7
港湾事業	27.5	94.5	122.0
公園事業	15.0	39.5	54.5
災害復旧事業	529.4	—	529.4
合計	4256.1	4,536.1	8,792.2

## 2 老朽化に伴う耐震対策等について

### (1) 老朽化に伴う耐震対策等について

安房土木事務所の建物の状況は以下のとおりである。

(図表 31)安房土木事務所の建物の状況

施設名称	建築年月日	築年数	構造
安房合同庁舎	1972/3/25	49年	RC

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
災害時の事務所設備の耐震性等について	・事務所建物の震災対応についてヒアリングする。

### (3) 実施結果

#### ① 建物関係の防災対応

##### 1) 土木事務所入居の建物の所管は総務部安房地域振興事務所

家賃、維持・管理費、光熱水費の土木事務所の負担は無し

建築年度 : 昭和 47 年 3 月

耐震診断 : 平成 2 年度に実施。構造耐震指標(Is 値):0.33

耐震工事 : 実施していない。割れ目埋め、屋上の防水、塗り替え程度。

外観上は極端な毀損等は無し。

参考: 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(別表第六)

Is 値 $\geq$ 0.6: 地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い

0.6 $>$ Is 値 $\geq$ 0.3: 地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性がある

0.3 $>$ Is 値: 地震の振動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が高い

##### 2) 建替計画について

・安房合同庁舎の再整備(令和 3 年 6 月の県議会で承認)

整備期間: 令和 3 年度～令和 8 年度

概算事業費 約 51 億円

入居機関: 安房地域振興事務所、館山県税事務所、安房農業事務所、安房土木事務所他 6 機関。

・鴨川庁舎の再整備(令和 3 年 6 月の県議会で承認)

整備期間令和 3 年度～令和 8 年度

概算事業費 約 15 億円

### 指 摘(土木事務所建物の震災対応について)

30年前実施の耐震診断で倒壊可能性を示すIs値(構造耐震指標)は0.33であり、現在ではさらに劣化していることを推定すれば、倒壊可能性はかなり危険な水準にあると推察する。

土木事務所は県内に地震や風水害等の災害で被害があった場合、千葉県業務継続計画の優先業務一覧にもあるように、先頭に立って対応、復旧を担う組織である(図表13 千葉県業務継続計画の優先業務一覧参照)。

その現地本部が地震で倒壊または重大な被害を被って使えないということになれば、県民へのサポートが大幅に遅延することとなる。

5年後を目途に、合同庁舎の建替計画が動き出したとのことであるが、5年間地震が無いとは言い切れない。早急に耐震診断をして応急措置を講じる必要がある。

## 3 契約について

### (1) 契約の概要

#### ① 随意契約

地方自治法第234条第1項には、自治体が締結可能な契約の方式が定められている。このうち随意契約については、同条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項において契約可能な要件が定められている。

#### ② 入札

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。「一般競争入札」とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。県では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性を確保するため、平成6年度から資格条件を付した一般競争入札を導入している。

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
工事契約、委託契約の適格性について	・工事契約、委託契約の一覧表を入手し、個別の契約について契約書を閲覧する。 ・工事の内容、進捗状況等についてヒアリングする。 ・随意契約による工事契約について妥当性を

	検証する。
--	-------

### (3) 実施結果

#### ① 県単道路改良工事(坂本・斜面对策工事)

随意契約理由書によれば、他社が受注した場合、現場が錯綜し円滑な工事实施が不可能となることから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(不利な場合)の規定により随意契約としたと記載されている。

随意契約

1号(少額) 工事 250万円未満、委託 100万円未満

5号(緊急) 競争入札を実施している余裕が無い

6号(不利) 他者を選定すると不利な状況が生ずる

#### 意見(随意契約について)

他者では円滑な工事が不可能であるということと契約が不利になるということは、直接的には結びつかない。

流れとしては、

- ・他者では不可能(非常に困難)
- ・様々な手間や、期間延長、諸経費が掛かる
- ・当該業者の方が有利(他者だと不利になる)
- ・よって特命随意が合理的。

ということを、他者との工事日数や見積額等で比較して明示することが必要となる。合わせて相見積もりも実施することが望ましい。

#### ② 待崎橋耐震補強工事

令和元年度 181,643千円

内令和2年度 159,814千円(前払い 50,150千円+完成精算払い 109,664千円)

令和2年度 211,266千円

内令和2年度前払い 83,150千円(40%)

2件とも1者入札で落札された。県土整備部では、「建設工事に係る一般競争入札実施要領(平成6年3月31日制定)」において、入札に参加するための地域要件について「県内に本店がある者」又は「県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た事業所がある者」と設定している場合及び地域要件を設定していない場合は、1者入札でも落札を認めている(地域限定の応札制限を設けた入札では1者入札は認めていない)。

意見(1者入札について)

当該契約については実施要領上は許容の範囲であるが、一般競争入札において1者入札で落札という状況は、制度の趣旨からして望ましいものではない。

できるだけ、1者入札を解消する方策の検討や努力が望まれる。

### ③ 県単道路維持修繕委託契約について

県単道路維持修繕委託契約(契約金額:35,858千円)は、安房土木事務所管内の道路の小規模の修繕を行う年間契約である。パトロールや県民からの通報に基づき必要な修繕箇所について、穴埋め、蓋取り替え、側溝清掃、土砂片付け、歩道清掃、草刈り、障害物除去などを当日の指示に基づいて行う委託契約である。

日々の作業終了後に委託先から提出される作業日報について、日付誤り、作業内容の番号誤り、写真の番号誤り、〇〇宅前→△△宅前の名前誤りなどの不備が多数ある。加えて、土木事務所から支給される資材を使用した作業の記載があるにもかかわらず資材使用欄の記入が全くない不備が多数ある。

さらに、安房土木事務所の日報確認者の印漏れが毎月何件もあり、その理由は、確認担当者が不在日に押印しなかったとのことである。

このような作業日報の不備の原因として、令和2年度においては、委託先、委託先の作業従事者、土木事務所の担当者の双方とも交代している状況があり、作業日報の確認すべき事項について、土木事務所において引継ぎがなく、担当者の作業日報に対する認識が乏しかったものと思われる。

作業日報は委託業務の日々の実施内容について、委託者と県が確認したことを残す書面であり、実施内容の記載に誤りが無いことを双方が確認し、確認したことを押印により残す書面である。

### 指摘(県単道路維持修繕委託契約の作業日報について)

県単道路維持修繕委託契約において、日々の作業終了後に委託先から提出される作業日報について、日付誤りなどの不備が多数ある。加えて、土木事務所から支給される資材を使用した作業の記載があるにもかかわらず資材使用欄の記入が全くない不備が多数ある。

さらに、安房土木事務所の日報確認者の印漏れが毎月あり、その理由は、確認担当者が不在日に押印しなかったとのことである。しかし、作業日報は当日の作業終了後に提出された際に、当日に指示した作業が実施されたことを確認する書類であるから、確認担当者が不在の場合には、代理の確認者が作業内容を確認し押印すべきであった。

県単道路維持修繕委託契約の作業日報は実施日の作業内容を確認する手段であるため、作業日報の内容を適切に確認するとともに、確認したことを押印することにより確実に残されたい。

作業日報の不備は、単に担当者の問題ではなく、作業日報のチェック事項について引き



継ぎがないことが問題である。適切な引き継ぎを実施されたい。

(図表 32)作業日報

様式-2									
作 業 日 報									
作業日	令和 年 月 日 曜日				天 候				
日報確認者名	安房土木事務所 監督員						印		
報告者氏名	主任技術者						印		
作業従事者									
氏 名									
作業内容 No.	1 穴埋め	2 蓋取り替え	3 側溝清掃	4 土砂片付け					
	5 歩道清掃	6 草刈り	7 凍結対策	8 雪害対策					
	9 障害物除去	10 油漏れ処理	11 事故処理	12 その他					
作業番号	No.		No.		No.				
作業時間	:	~	:	:	~	:	:	~	:
作	路 線 名								
業	地 先 名								
箇	目 標 物								
所	苦 情 No.								
出来高									
残土・浚渫量									
発生材									
累計作業日	日				作業者走行距離		km		
資材使用量	加熱合材	t		常温合材		袋			
	側溝甲蓋	寸法				枚			
	側溝甲蓋	寸法				枚			
	U字溝甲蓋	寸法				枚			
	グレーチング	寸法				枚			

#### 4 橋梁の管理について

##### (1) 安房土木事務所管内の橋梁の状況

##### ① 安房土木事務所管内の道路及び橋梁の現況について

安房土木事務所管内の道路及び橋梁の状況は、以下のとおりである。

(図表 33)安房土木事務所管内の道路及び橋梁の状況

路線種別	路線数	道路延長(m)	橋梁(※)	
			個数	延長(m)
一般国道	2	111,591	137	3,913
主要地方道	8	109,695	131	1,686
一般県道	24	132,094	124	1,605
自転車道	1	25,361	32	575

※ 橋梁数は国交省の道路統計年報において定義されている点検対象橋梁数を記載している。

(出所:安房土木事務所令和2年度事業概要)

##### ② 橋梁の定期点検について

平成25年6月25日に道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号)が公布され、平成25年9月2日より施行され、平成26年3月31日に道路法施行規則の一部を改正する省令(平成26年国土交通省令第39号)及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年国土交通省令告示第426号)が公布され、平成26年7月1日より施行された。あわせて、平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」が示された。

これにより、橋梁の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性については4段階に区分することとなっている。県においても、当該改正を受けて、橋梁の定期点検を実施している。

国土交通省は、橋梁定期点検要領を定め、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検について、道路管理者が遵守すべき事項や法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項を示している。

当該要領において健全性の判定区分を以下のとおり定めている。

(図表 34)要領における健全性の判定区分

区分	定義
I 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。

Ⅲ	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

また、判定区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとしている。

(図表 35)判定区分Ⅰ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方

Ⅰ	監視や対策を行う必要のない状態
Ⅱ	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
Ⅲ	早期に監視や対策を行う必要がある状態
Ⅳ	緊急に対策を行う必要がある状態

橋梁定期点検要領では、判定区分Ⅲである道路橋や部材については次回定期点検までに措置を講ずべきである一方で、判定区分Ⅱである道路橋や部材は、次回定期点検までに予防保全の観点からの措置を行うのが望ましいものであるとされている。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
橋梁の定期点検は計画的に実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の点検結果について担当者にヒアリングをし、関連資料を閲覧する。</li> </ul>
橋梁長寿命化のための修繕計画は策定されているか、また、修繕は計画どおり進捗しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の長寿命化の修繕計画及び修繕の実施状況について担当者にヒアリングをし、関連資料を閲覧する。</li> <li>現場視察を行う。</li> </ul>
橋梁の耐震化のための計画は策定されているか、また、耐震化は計画どおり進捗しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の耐震化のための計画及び耐震化工事の実施状況について担当者にヒアリングをし、関連資料を閲覧する。</li> </ul>

## (3) 実施結果

### ① 橋梁の定期点検の実施状況について

安房土木事務所における橋梁の定期点検の実施状況は以下のとおりであった。

(図表 36)安房土木事務所における橋梁の定期点検実施状況

一 巡 目	年度	2014	2015	2016	2017	2018	合計
	点検数	-	42	129	157	96	424
	Ⅳ	-	-	-	1	-	1
	Ⅲ	-	11	16	20	18	65
	Ⅱ	-	23	76	71	38	208
	Ⅰ	-	8	37	65	40	150

二 巡 目	年度	2019	2020
	点検数	41	29
	Ⅳ	-	-
	Ⅲ	14	14
	Ⅱ	19	12
	Ⅰ	8	3

また、2019 年度及び 2020 年度に点検を行った 70 橋梁について 1 巡目の結果と対比すると以下のとおりであった。点検結果の区分が 2 ランク上昇している橋梁について確認したところ、改修工事により点検結果の区分が上昇したものであった。

(図表 37)点検結果の区分が 2 ランク上昇している橋梁

一巡目点検結果	件数	二巡目点検結果	件数	備考
Ⅲ	24	Ⅲ	20	
		Ⅱ	2	
		Ⅰ	2	改修工事により区分Ⅰへ
Ⅱ	38	Ⅲ	7	
		Ⅱ	23	
		Ⅰ	8	
Ⅰ	8	Ⅲ	1	
		Ⅱ	6	
		Ⅰ	1	

## ② 橋梁長寿命化のための修繕計画について

県では、千葉県橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全的な維持管理を実施することで、計画的な維持管理を行っている。長寿命化修繕計画では、点検結果から現状の損傷

状況を把握して修繕を計画していくものであるため、点検結果Ⅲ及びⅣの橋梁について修繕計画が策定されているかを確認したところ、1 巡目の点検結果Ⅲ及びⅣの橋梁は 66 橋梁であるのに対して、長寿命化修繕計画で修繕が計画されている橋梁は 65 橋梁であった。判定結果Ⅲの川端橋及び名戸川橋については、修繕計画策定時に対策が完了していたため対象橋梁に含めておらず、判定Ⅰの洲貝川橋については計画策定時に設計が完了していたため修繕計画に取り込んでいた。そのため、点検結果と修繕計画の対象橋梁は整合していることが確認できた。

### ③ 長寿命化修繕計画における修繕計画とその実施状況について

長寿命化修繕計画における安房土木事務所の修繕計画とその実施状況を確認したところ、長寿命化修繕計画で修繕が計画されている 65 橋梁のうち、監査時点において未着手となっている橋梁は 24 橋梁あり、内訳は設計及び工事の遅れている橋梁が 1 橋梁、設計が遅れている橋梁が 15 橋梁、令和 4 年度に設計を計画している橋梁が 8 橋梁あった。一方、令和 4 年度以降に設計を計画していた橋梁のうち令和 3 年度以前に設計に着手している橋梁は 6 橋梁であった。長寿命化修繕計画の遅れは、台風による災害復旧を優先していたためとのことであった。また、先行着手している案件は、現地確認により比較的工期がかからず容易に修繕を行うことができる案件に対応しているためであった。

(図表 38)長寿命化修繕計画における修繕計画の実施状況

設計及び工事の遅れている橋梁
南房千倉大橋
設計が遅れている橋梁
里見橋 2 号側道橋、南朝夷 1 号橋(仮称)、豊津橋、鏡浦橋、境橋、三号橋、川口 1 号橋(仮称)、伊戸 1 号橋(仮称)、増間 3 号橋(仮称)、白浜 1 号橋(仮称)、伊戸自転車 3 号橋(仮称)、佐野橋側道橋、松尾橋、大橋、横峰橋
令和 4 年度に設計を計画している橋梁
新大井橋、新海発橋、西長田 1 号橋(仮称)、神余 1 号橋(仮称)、二号橋、逆川橋、関谷川橋、大里橋

#### 意見(橋梁の修繕着手の遅れについて)

一巡目点検で早期に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅳ)と診断された橋梁で、2020 年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、判定区分Ⅳは 100%、判定区分Ⅲでは 58%であった。道路橋定期点検要領において判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5 年以内)に措置を講ずるべきとされているため修

繕着手が遅れている状況にある。現状の進捗を考慮して、判定区分Ⅲの橋梁について5年以内の着手が難しいようであれば、該当する橋梁について優先順位付けをしてリスクの高い橋梁から優先して修繕を行っていくことが必要である。

#### ④ 橋梁の耐震化の対応状況について

県では、橋梁の耐震補強を行うために、昭和55年より前に建設、昭和55年以降平成8年より前に建設といった耐震性能上の優先度と跨道橋、跨線橋、県境橋、一時緊急輸送道路上の橋といった道路の優先度から耐震補強をする橋の優先順位をつけたうえで耐震補強を行っている。県の進捗状況確認用の耐震補強リストによると安房土木事務所においては平成28年度から令和7年度の10年間で38橋について耐震補強を行うことを目指しており、現在3件が完了、1件が継続中となっている。

橋梁の耐震化については、進捗状況確認用の耐震補強リストは存在するものの公式な計画としては策定されていない。これは、橋梁については関係者との協議が長期間にわたるなど、着手時期について県が独自に決定できない場合があり、精度のある計画が作成できないからとのことであった。

#### 意見(橋梁耐震化計画の作成及び事業実施状況の公表について)

県では、橋梁の耐震化については、公式な計画として策定・公表していない。これは、橋梁については関係者との協議が長期間にわたるなど、着手時期について県が独自に決定できない場合があり、精度のある計画が作成できないからとのことであった。しかし、他の自治体で橋梁の耐震化計画を作成して対応している自治体も存在するため、計画策定について検討されたい。

精度のある計画が作成できないというのであれば、少なくとも耐震化が必要な橋梁と対応への基本方針、年度の耐震化の実施状況、進捗率等を開示することで県民に対して耐震化の実施状況について情報を発信されたい。

### 5 トンネルの管理について

#### (1) トンネルの管理について

##### ① 安房土木事務所管内の道路及びトンネルの現況について

安房土木事務所管内の道路及びトンネルの状況は、以下のとおりである。

(図表 39)安房土木事務所管内の道路及びトンネルの状況

路線種別	路線数	道路延長(m)	トンネル	
			個数	延長(m)
一般国道	2	111,591	18	4,581

主要地方道	8	109,695	8	702
一般県道	24	132,094	7	1,164

(出所:安房土木事務所令和2年度事業概要)

## ② トンネルの定期点検について

平成26年4月14日の社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」を受けて、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成26年国土交通省令第39号)及びトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年国土交通省令告示第426号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年7月1日より施行されている。

これにより、トンネルの点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本とし、その健全性については4段階に区分することとなっている。県においても、当該改正を受けて、トンネルの定期点検を実施している。

国土交通省は、道路トンネル定期点検要領を定め、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う定期点検について、道路管理者が遵守すべき事項や法令を運用するにあたり最低限配慮すべき事項を示している。

当該要領において健全性の判定区分を以下のとおり定めている。

(図表40)要領における健全性の判定区分

区分	定義
I 健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

また、判定区分のI～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとしている。

(図表41)判定区分I～IVに分類する場合の措置の基本的な考え方

I	監視や対策を行う必要のない状態
II	状況に応じて、監視や対策を行うことが望ましい状態
III	早期に監視や対策を行う必要がある状態
IV	緊急に対策を行う必要がある状態

道路トンネル定期点検要領では、判定区分Ⅲである道路トンネルや変状については次回定期点検までに措置を講ずべきである一方で、判定区分Ⅱである道路トンネルや変状は、次回定期点検までに予防保全の観点からの措置を行うのが望ましいものとされている。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
トンネルの定期点検は計画的に実施されているか。	・トンネルの点検結果について担当者にヒアリングをし、関連資料を閲覧する。
トンネル長寿命化のための修繕計画は策定されているか、また、修繕は計画どおり進捗しているか。	・トンネルの長寿命化の修繕計画及び修繕の実施状況について担当者にヒアリングをし、関連資料を閲覧する。 ・現場視察を行う。

(3) 実施結果

① トンネルの定期点検の実施状況について

安房土木事務所におけるトンネルの定期点検の実施状況は以下のとおりであった。

(図表 42)安房土木事務所におけるトンネル定期点検実施状況

一 巡 目	年度	2014	2015	2016	2017	2018	合計
	点検数	-	-	14	9	10	33
	Ⅳ	-	-	0	0	0	0
	Ⅲ	-	-	7	4	4	15
	Ⅱ	-	-	7	3	6	16
	Ⅰ	-	-	0	2	0	2

二 巡 目	年度	2019
	点検数	10
	Ⅳ	0
	Ⅲ	7
	Ⅱ	3
	Ⅰ	0

また、2019年度に点検を行った10トンネルについて1巡目の結果と対比すると以下のとおりであり、点検結果が著しく悪化しているトンネルはなかった。



(図表 43)2019 年度に点検を行った 10 トンネルについての点検結果

トンネル名	1 巡目		2 巡目	
	点検年度	点検結果	点検年度	点検結果
内浦トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
川谷トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
中山トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
清澄トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
西原トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
荒樫トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ
実入トンネル	2016	Ⅱ	2019	Ⅱ
小湊トンネル	2016	Ⅱ	2019	Ⅱ
大神宮隧道	2016	Ⅱ	2019	Ⅱ
遠藤トンネル	2016	Ⅲ	2019	Ⅲ

② トンネル長寿命化のための修繕計画について

県では、千葉県トンネル長寿命化修繕計画を策定し、予防保全的な維持管理を実施することで、計画的な維持管理を行っている。長寿命化修繕計画では、点検結果から現状の損傷状況を把握して修繕を計画していくものであるため、点検結果Ⅲのトンネルについて修繕計画が策定されているかを確認したところ、1 巡目の点検結果Ⅲのトンネルは 14 トンネルであるのに対して、長寿命化修繕計画で修繕が計画されているトンネルは 16 トンネルであった。

(図表 44)修繕計画が策定されているトンネルの点検結果

修繕計画が策定されているトンネル名	点検結果
龍ヶ尾トンネル	Ⅲ
坂下トンネル	Ⅲ
向原トンネル	Ⅲ
岩井トンネル	Ⅲ
内浦トンネル	Ⅲ
二夕間トンネル	Ⅲ
池ノ谷トンネル	Ⅲ
天津トンネル	Ⅰ
嶺岡トンネル	Ⅲ

日蓮トンネル	I
中山トンネル	III
清澄トンネル	III
西原トンネル	III
荒樫トンネル	III
実入歩道トンネル	III
川谷トンネル	III

天津トンネル及び日蓮トンネルについて、点検結果が I であるにもかかわらず長寿命化修繕計画を策定している理由を確認したところ、当該 2 トンネルについて公表されている点検結果 (I) は誤りであり、点検結果 (III) であり、国土交通省のホームページの全国道路構造物情報マップ (判定区分 III 及び IV のトンネルの点検記録と措置状況) が不正確なものであることが判明した。これは、公表資料を作成する際の転記誤りが原因とのことであった。

指 摘 (点検結果の公表資料の誤りについて)

判定 I で修繕実施中のものがあつたため、点検結果の報告書を閲覧したところ判定区分は III であつた。結果として、全国道路構造物情報マップ (判定区分 III 及び IV のトンネルの点検記録と措置状況) が不正確なものとなつていた。当該誤りについては修正する等適切に対応されたい。

### ③ 長寿命化修繕計画における修繕計画とその実施状況について

長寿命化修繕計画における安房土木事務所の修繕計画とその実施状況を確認したところ、その状況は以下のとおりであつた。概ね計画どおりに進んでいることが確認できた。

(図表 45) 安房土木事務所の修繕計画とその実施状況

トンネル名	設計実施	工事完成	工事实施状況
龍ヶ尾トンネル	2018 年度	2021 年度	2021 年度工事完了
坂下トンネル	2018 年度	2020 年度	2020 年度工事完了
向原トンネル	2018 年度	2019 年度	2019 年度工事完了
岩井トンネル	2018 年度	2020 年度	2020 年度工事完了
内浦トンネル	2020 年度	2022 年度	工事発注の設計単価を決定するための資材価格特別調査業務を実施中
二夕間トンネル	2020 年度	2022 年度	工事発注の設計単価を決定するための資材価格特別調査業務を実施中
池ノ谷トンネル	2021 年度	2022 年度	補修設計を実施中
天津トンネル	2021 年度	2022 年度	補修設計を実施中

嶺岡トンネル	2021年度	2023年度	当期補修設計を実施予定
日蓮トンネル	2021年度	2022年度	補修設計を実施中
中山トンネル	2021年度	2022年度	補修設計を実施中
清澄トンネル	2021年度	2023年度	当期補修設計を実施予定
西原トンネル	2021年度	2023年度	当期補修設計を実施予定
荒樫トンネル	2021年度	2023年度	当期補修設計を実施予定
実入歩道	2021年度	2023年度	当期補修設計を実施予定
川谷トンネル	2022年度	2023年度	当期補修設計を実施予定

#### ④ 橋梁及びトンネルの定期点検及び長寿命化の修繕工事の実施状況の開示について

橋梁及びトンネルの定期点検の状況については、道路メンテナンス年報の参考データとして、管理施設数、うち点検対象施設数、点検実施数、判定区分内訳(2016～2020年度点検結果)、年度点検実施施設名一覧、各都道府県における道路管理者毎の老朽化対策状況が、また、全国道路構造物情報マップにおいて、全国の判定区分Ⅲ及びⅣのトンネルの点検記録と措置状況が国土交通省のホームページに公表されている。一方で、県のホームページでは、道路施設点検として、橋梁点検結果(1巡目:平成26年度から平成30年度)が土木事務所ごとに取り纏められ公表されており、国土交通省の道路メンテナンス年報のホームページへのリンクがされている。

#### 意見(定期点検及び長寿命化の修繕工事の実施状況の開示について)

県のホームページでは道路施設点検として各橋梁の診断結果を土木事務所ごとに表にして公表しているが、トンネル等の診断結果やそれぞれの措置状況(工事実施状況)は公表していない。橋梁の診断結果についても、1巡目(平成26年度から平成30年度)の診断結果の公表にとどまっている。そのため、その後の工事実施状況や2巡目の診断結果(途中経過)については分からない状況にある。

国土交通省で公表されている情報と重複する部分はあるが、全体の概要を説明するなど県民目線で分かりやすい情報開示について検討されたい。

## 6 道路の維持管理について

### (1) 道路の維持管理について

県が管理している国・県道を良好な状態に維持し、交通安全の確保と沿道住民の生活環境を守るため、道路の舗装修繕を実施している。

土木事務所は、用地の買収、道路の設計・工事監督、維持管理を行っている。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
適時に道路の補修をしているか	・道路補修の状況をヒアリングする。 ・パトロールの状況をヒアリングする。 ・維持管理に関する資料の閲覧する。

## (3) 実施結果

### ① 道路維持修繕について

道路の維持管理を目的として、平常時のパトロールとして、日常パトロール、詳細パトロールがある。このほかに、あるくパトロールがある。

日常パトロールは、道路施設等の損傷・劣化及び安全対策等について、安全かつ円滑な通行に支障となる恐れがある要因を発見するため、日常的に車で実施するパトロールをいう。

詳細パトロールは、所管区域内管理道路すべてについて道路施設等及び交通の状況等の詳細な状況を把握するため、毎年度歩行により実施するパトロールをいう。

あるくパトロールは、道路施設や交差点通行の支障となる障害物を点検し改善を図るため、「あるくパトロール実施要領」に基づき実施するパトロールをいう。

それぞれのパトロールにおいて修繕の必要箇所がリストアップされ、その後の改善の経過が管理されている。

このうち、「あるくパトロール」を8月及び9月に実施し、実施直後に発見箇所を報告したのち、その後の修繕等について2月末時点の改善状況を道路環境課に報告することとなっている。8月の道の日にちなんで8月及び9月に実施し、NPO法人など、職員以外の県民も参加して行っている。

「あるくパトロール」に関して、安房土木事務所から道路環境課への令和2年2月末時点の改善状況の報告において、令和2年1月までに工事に対応した1件について、未処理として誤って報告されている。

3種のパトロールがある中で、「あるくパトロール」における発見箇所について2月の改善状況を報告する目的が不明である。報告内容が予算に反映されるなどの目的がなく、報告そのものが目的となっている。

### 意見(あるくパトロールについて)

「あるくパトロール」2月の改善状況の報告目的が不明である。いずれのパトロールによって把握されようと、すべての発見事項に対して、修繕等の改善を実施することが肝要であり、「あるくパトロール」のみの改善状況を報告しても、所内供覧をしているだけである。「あるくパトロール」のみの改善状況の報告は廃止し、その他のパトロールと同列で報告されたい。

8月の道の日にちなんで安房土木事務所では8月に実施しているが、夏休み中で交通量の多い時期に、NPOの方と複数人で実施しており、交通事故になりかねないため、8月

にこだわらず、交通量の少ない時期に実施することを検討されたい。

## ② 県民相談カードについて

県民から寄せられる道路に関する苦情・要望について、県民相談カードを作成している。県民相談カードには、受付年月日、相談者、相談内容、処理方法等を記載し、処理が終了したものは維持課長の承認印を押印して保管している。

県民相談カードについて、1 件ごとにエクセルで管理するとともに、県民相談処理状況一覧にて、PC で処理状況を管理している。

安房土木事務所において、令和 2 年度における県民相談カード 150、160 について、印刷のファイリングが抜けていた。その理由は、通常、処理後に押印する際に印刷しているため、年度末において改善未了であったため印刷が未了であったためである。

## 意見(県民相談カードについて)

令和 2 年度における県民相談カード 150、160 について、印刷物のファイリングが抜けていた。その理由は、通常、処理後に押印する際に印刷しているが、年度末において改善未了であったため印刷が未了であったことである。

押印する事務を減らす意味でも、県民相談カードについて、エクセル管理を正として、承認日・承認者を残すことを検討されたい。

(図表 46) 県民相談カード

県民相談カード										整理番号
										区分
決 裁	所 長	次 長		総務課長	検査 副主幹	調整課長	建設課長	維持課長	用地課長	管理課長
		事務	技術							
維持課員						管理課員				
受付年月日		令和3年〇月〇日 ( )					受付者		管理課 〇〇	
相 談 者	住所	電話番号					受付方法	1 来 訪		
	氏名							2 電 話		
	職業	3 文 書		4 その他						
			男	女	才	関 係 機 関				
件 名										
相 談 内 容	路線名				箇所名					
処 理 方 法										
処 理 経 過	現場確認									
	依 頼									
	受 領									
	回 答									
完 結										

## 7 物品管理について

### (1) 物品管理について

物品の管理については、財務規則に以下のとおり規定されている。

#### (物品の分類)

第百八十一条 物品は、次の各号に掲げるとおり分類するものとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 備品 その性質上長期間にわたつて使用されるべき物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とすることができる。

イ 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が二万円未満の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)

ロ 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物

ハ 記念品、ほう賞品その他これらに類する物

ニ 消耗品 その性質上使用することによつて消耗する物

三 動物 試験研究等に使用する小動物以外の各種の動物

四 材料品 生産、工事、工作等のため使用する物

五 生産物 材料品を使用して生産した物及び農産物、水産物、林産物等収穫した物

六 不用品 現に使用せず、かつ、将来も使用する見込のない物で売渡し又は廃棄すべき物

七 受託品 他の者から借り入れて使用中の物

八 寄託品 他の者に貸し出した物又は保管もしくは売払いを委託した物

#### (調査)

第二百三条 出納員、分任出納員又は物品取扱員は、毎月一回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならない。

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
物品調査の実施状況	・物品調査の実施結果に関し、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施する。

### (3) 実施結果

物品については、財務規則により毎月一回、調査及び確認することとなっている。令和 2 年度において、総務課担当者が毎月物品調査を実施しているとのことであるが、実施結果

が残されていない。

#### 意見(物品管理について)

物品調査については、財務規則に則り調査を実施した事実を明らかにするため、また事後的な検証を可能とするために実施結果を記録及び保管する必要がある。

### 8 債権管理について

#### (1) 債権管理について

未収金回収対策マニュアル(河川環境課 平成 20 年 4 月)に、以下の記載がある。

目的 河川海岸地域の自然環境への著しい支障や国民の自由な利用の阻害となった不法占有などの不当な行為に対して実施した行政代執行に要した費用、各法令に基づく負担金及び使用料等及びその他強制手続きや事務管理等に要した費用の徴収に関しては、債務者が悪質で巧妙に納付を逃れたり、納入すべき金額が高額となっているなど、その回収には困難を極めているところであります。また、その費用の回収に当る職員が、徴収事務やそれに伴う複雑かつ高度な事務に不慣れなことから本マニュアルを作成し、その事務をわかりやすくし、早期費用の回収を推進するものである。
(中略)
滞納処分 督促状による納付の不履行により強制徴収することとなるが、まずは、催告書を送付するに当たり個別に以下の書類を取り揃え、滞納整理票(別紙様式 1、2)を作成し、目録を付してファイルする。記事は、簡潔に要点や情報を中心に記載すること。

#### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
滞納未収入金に係る督促業務の実施状況	・未収金回収対策マニュアル、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施する。
年度末における収入未済額の繰越処理が正しく行われているか	・収入未済額繰越伝票、および添付書類を閲覧する。



### (3) 実施結果

#### ① 滞納未収入金の管理について

滞納未収入金(令和3年3月31日時点残高 35,985 円、件数 3 件)に関し、未収金回収対策マニュアル(河川環境課平成 20 年 4 月)に沿って管理を行っている。管理状況に関しては、滞納整理票に債務者名・債務者住所・債務内容・金額・督促履歴等を記録しているが、以下の滞納未収入金に関して、既に入金済みであるにもかかわらず当該滞納整理票に顛末の記載がなされていない。

(図表 47)滞納未収入金の状況

債務者	K 社
内容	海岸保全区域使用料
金額	3,200 円
発生年月	令和 2 年 4 月

債務者	個人
内容	国有土地使用料(公共空地)
金額	113,470 円
発生年月	令和 2 年 5 月

なお、K 社については令和 2 年 10 月 23 日、個人については令和 2 年 6 月 25 日に、それぞれ入金されていることを確認している。

#### 意見(滞納未収入金の管理について)

滞納整理票については、未収金回収対策マニュアルに従った記載をし、督促履歴や顛末等について一見してわかるよう記載されなければならないが、当該事例では顛末の記載を失念していた。滞納未収入金の督促を適時適切に実施するために、顛末を漏れなく記載する必要がある。

#### ② 財務情報システムの繰越処理について

千葉県財務情報(債権管理情報を含む)システムは、未回収分の債権について次年度繰越処理をすると、繰越された債権については、前年度の 3 月末債権残高に表示されなくなる。そのため、財務規則の運用通達では、「収入未済額繰越伝票」を起票する際に、「収入未済額一覧表」を添付して決裁することとなっている。つまり、繰り越す収入未済金が確定した 4 月の段階で、3 月 31 日(年度末)時点の「収入未済額一覧表」を出力し、その確定額を確認した上で「収入未済額繰越伝票(4 月 1 日付け)」を起票するという本来の適正な繰

越手続きを行えば、「決算月における正しい未済額」の一覧表も伝票と併せて文書保管されることになる。しかしながら、令和 2 年度末の繰越処理においては収入の見込みがないこと、また年度当初の多忙を懸念し、3 月 31 日(年度末)時点の「収入未済額一覧表」を添付せず、事前に準備した 2 月末時点の「収入未済額一覧表」を添付していた。そのため、往査当日、3 月 31 日(年度末)時点での「収入未済額一覧表」を閲覧することができなかった。

なお、財務情報システムにおける収入未済額繰越伝票を起票すると前年度 3 月末の一覧表に表示されなくなる現象は、安房土木事務所に特有のものではなく、当該財務情報システムを使用する県土整備部及び出先機関共通の事象である。

#### 指 摘(「収入未済額一覧表」の添付漏れについて)

安房土木事務所では、「収入未済額繰越伝票」を起票する際に 3 月 31 日(年度末)時点の「収入未済額一覧表」の出力及び添付を失念しており、財務規則運用通達に沿った処理が行われていなかった。この点につき、今後は通達に沿った処理を行うことが必要である。

#### 意 見(財務情報システムについて)

県土整備部で使用している財務情報システムは、未回収の債権につき次年度繰越処理をすることで、前期末残高が表示されなくなるという仕様となっている。そのため、繰越後に 3 月 31 日(年度末)の「収入未済額一覧表」を印刷した場合、決算の金額と明細の金額が不一致となる。当該不一致を回避するために、未収額が確定すると 3 月 31 日(年度末)時点での「収入未済額一覧表」を印刷し、添付することが求められているが、そもそも、次年度繰越処理後においても「収入未済額一覧表」に前期末残高が表示される仕様となれば、このような手間は生じない。財務情報システムについては、システムの改修を含めた対応策について、担当部署と検討し、最善の方法を探ることが望まれる。

#### IV 江戸川下水道事務所

##### 1 江戸川下水道事務所の概要

###### (1) 江戸川下水道事務所の概要について

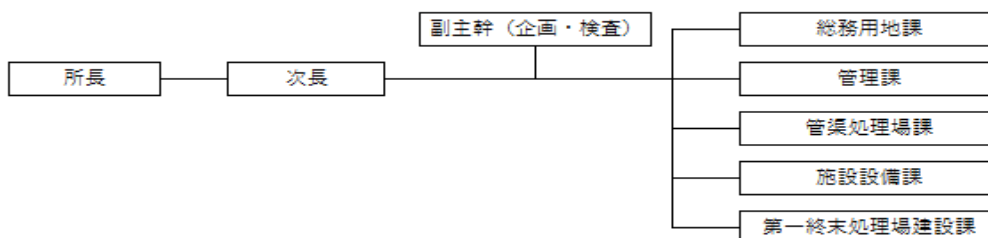
江戸川左岸流域下水道事業の管内区域は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、浦安市、鎌ヶ谷市の8市で、昭和40年代以降急激に都市化が進み、令和3年3月1日現在で約270万人(県の総人口約628万人)で、県人口の43.0パーセントを占めている。

この著しい都市化により、江戸川の水質汚濁が年々進行していたことから、昭和45年9月に公害対策基本法に基づく水質環境基準の類型指定がなされ、水質浄化の第一施策として昭和48年3月に都市計画決定並びに事業認可を受けて江戸川左岸流域下水道事業に着手した。この事業の計画面積は、20,417ヘクタールで、8市の行政区域面積の約41パーセントを占めている。汚水処理の対象となる計画人口は、令和6年度の土地利用人口密度を想定して、約142万人となっている。

###### (2) 組織及び人員配置

###### ① 組織図

(図表 48)江戸川下水道事務所組織図



###### ② 職員配置

(図表 49)江戸川下水道事務所の職員配置

(令和3年8月1日現在)

区分	事務職員	技術職員	計	前年度計	増減
所属長	0	1	1	1	0
次長	1	2	3	3	0
課長・主幹	1	1	2	2	0
課長(副主幹)	0	1	1	1	0
副主幹	1(兼1)	5	6(兼1)	7(兼1)	-1
主査	2(兼1)	5	7(兼1)	5(兼1)	2
副主査	0	3	3	4	-1
主任技師	0	0	0	0	0

主事・技師	5	8	13	16	-3
その他の職員	0	0	0	0	0
小計	10(兼2)	26	36(兼2)	39(兼2)	-3
会計年度任用職員	0	0	0	1	-1
合計	10(兼2)	26	36(兼2)	40(兼2)	-4

(休職1名)

### (3) 令和2年度予算

#### ① 予算

(図表50)令和2年度江戸川下水道事務所予算

(単位:百万円)

区分	現年	繰越	合計
収益的支出	12,217	-	12,217
流域下水道事業費用	12,217	-	12,217
営業費用	12,217	-	12,217
資本的支出	6,053	4,060	10,113
建設改良費	5,434	4,060	9,494
建設事業費	1,985	2,960	4,945
建設総務費	3,449	1,100	4,549
資産購入費	619	-	619
有形固定資産購入費	615	-	615
無形固定資産購入費	4	-	4
合計	18,270	4,060	22,330

### (4) 主要事業の概要

江戸川左岸流域下水道事業の総事業費は3,820億円で、管渠延長115.5km、ポンプ場3箇所及び終末処理場2箇所を建設しようとするものである。

現在、管渠については、行徳幹線・浦安幹線・流山第一幹線・流山第二幹線・矢切幹線・市野谷幹線・野田幹線・市川幹線・松戸幹線及び江戸川幹線の全線並びに連絡幹線の一部が供用開始している。

終末処理場については、第二終末処理場の水処理施設8系列及び東系列1/2が完成し、日平均364,000m<sup>3</sup>の汚水処理が可能となっている。また、令和3年3月1日には、第一終末処理場を供用開始しており、日平均20,000m<sup>3</sup>の汚水処理が可能となっている。

## 2 流域下水道事業における負担金収入について

### (1) 流域下水道事業における負担金収入について

#### ① 流域下水道事業における負担金収入について

流域下水道は、行政区域にとらわれることなく、一つの河川・湖沼などの区域にある二つ以上の市町村の公共下水道から流れてくる下水を広域的に集めて、終末処理場で浄化し、公共用水域に放流する大規模な下水道のことである。そのため、市町村が個々に下水を処理するよりも、一括処理する方が効果的な場合に実施され、公共下水道が接続する幹線管渠及び終末処理場の建設・管理は県が行っている。

流域下水道事業は、各市町村からの維持管理費負担金等により運営が行われ、終末処理場の建設費については、補助金、企業債、各市町村からの建設費負担金等によって賅われている。

令和2年度の収益的収入の維持管理費負担金の決算額は、19,714,323千円、資本的収入の建設費負担金の決算額は886,756千円であった。

#### ② 維持管理費負担金の請求事務処理について

維持管理費負担金の請求事務処理の概要は以下のとおりである。

・前年10月に負担金予定額の算定を行う。負担金予定額は、「千葉県流域下水道事業経営戦略」(以下、「経営戦略」という。)で設定した汚水量に単価を乗じて算定(A)する。

↓

・当年度の6月、9月、12月、3月に負担金の請求を行う。6月、9月、12月については、10月に算定した負担金予定額の1/4の請求(A/4)を行う。3月の請求は、負担金予定額の1/4から執行残と不用額を控除した額(A/4-執行残-不用額=B)となる。

↓

・翌年度の7月に負担金の精算を行う。負担金の精算は、3月の負担金の請求額から追加不用額と精算時水量による変更分について行われる。

#### ③ 建設費負担金の請求事務処理について

建設費負担金の請求事務処理の概要は以下のとおりである。

・前年10月に負担金予定額の算定を行う。負担金予定額は、当初予算の市町村費(C)としている。なお、補助事業における市町村費は全体の1/4(全体の1/2が国費、全体の1/4は県費)、単独事業での市町村費は全体の1/2(残りの1/2は県費)となる。

↓

・当年度の6月、9月、12月、3月に負担金の請求を行う。6月、9月、12月については、10月に決定した負担金予定額の1/4の請求(C/4)を行う。3月の請求は、負担金予定額

の 1/4 から 2 月補正後の市町村費予算までの減額分と前年度の執行残を控除した額とする。3 月に前年度分の最終調整を行うため、維持管理費負担金と異なり 7 月に精算は行われない。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
維持管理費負担金の請求根拠は適切か。	・維持管理費負担金の請求根拠について担当者にヒアリングを行い、根拠資料を閲覧する。
建設費負担金の請求根拠は適切か。	・建設費負担金の請求根拠について担当者にヒアリングを行い、根拠資料を閲覧する。
一般会計繰入金の計算は適切か。	・一般会計繰入金の計算根拠について担当者にヒアリングを行い、根拠資料を閲覧する。

(3) 実施結果

① 流域下水道維持管理費負担金の計算根拠について

1) 請求額の計算根拠について

各市へ請求する流域下水道維持管理費負担金は、以下の算式により計算されている。

・令和 2 年度の負担金予定額の算定

負担金予定額(総額)

=負担金対象汚水量(m<sup>3</sup>)(予定)×単価(江戸川左岸流域は 63.4 円)

※負担金対象汚水量(m<sup>3</sup>)(予定)は、経営戦略で策定した汚水量

・各市の負担金対象汚水量(予定)(m<sup>3</sup>)の算定

6 月、9 月、12 月請求分

各市の負担金対象汚水量(予定)(m<sup>3</sup>)

=処理場流入水量(その他水量除く)(予定)

×各市の下水道使用料調定汚水量(予定)÷調定汚水量の 8 市合計(予定)

3 月請求分

各市の負担金対象汚水量(見込)(m<sup>3</sup>)

=処理場流入水量(その他水量除く)(見込)

×各市の下水道使用料調定汚水量(見込)÷調定汚水量の 8 市合計(見込)

7 月精算分

各市の負担金対象汚水量(実績)(m<sup>3</sup>)

=処理場流入水量(その他水量除く)(実績)  
×各市の下水道使用料調定汚水量(実績)÷調定汚水量の8市合計(実績)

なお、上記式のうち処理場流入水量(その他水量除く)において、その他水量を除いている理由は、手賀沼流域において、道路の路面上の細かな塵を含んだ雨水を処理場で処理しており、その水量等を除いているためである。

また、下水道使用料調定汚水量は、上水道の使用量のことであり、処理場流入水量は、処理場のポンプでくみ上げた水量を測定したものである。下水道使用料調定汚水量の8市合計と処理場流入水量は、家庭から処理場に流入する間で雨水が含まれるため数字は一致しない。

## 2) 単価の根拠について

江戸川左岸流域における単価の63.4円については、法適用された令和2年度より改定されている。単価は5年ごとに流域関連市町村等からの意見を聞いたうえで、見直し、改定を行っている。今回の単価については、令和2年度から令和6年度までの江戸川左岸流域の収益的収支予算を基に算定されている。

当該予算には、減価償却費が含まれているため建設費の負担範囲をどこまでとするかが問題となる。現在の処理においては、「減価償却費－長期前受金戻入」の部分について流域を構成する各市が負担している。当該部分は、建設費における県費のうち起債対象外の部分である。県としては流域加入自治体のみに財源をつけることは他団体との公平性の観点から好ましくないと考えているためとのことであった。

この点、総務省からの通知「下水道事業繰出基準の運用について」(平成18年4月19日総経第69号)において、「流域下水道事業にあつては、都道府県と市町村の間で適切な負担区分を協議して負担額を決められたい。」とされており、減価償却費を含めるべきかについては、流域加入団体との協議により決めることとなっており、当該通知に基づいた処理となっていた。

また、当該予算においては予備費が含まれると共に、決算において予算で見込む以上の利益が計上された場合に、当該利益部分については取り扱いも整理されている必要がある。

この点については、関連各市が参加する千葉県流域下水道維持管理連絡調整会議委員会において、予備費については、3流域全体で約10億円(5年間の累計)を見込むこと、予備費は利益積立金に積立てを行い、その5%については減債積立金として翌年度に取り崩すこと、利益積立金は10億円を限度額とし、10億円に達した場合にはこれを保持し、次回の単価改定では、原則予備費を見込まないこと、利益積立金としての必要額は、次期単価改定時に検討し、関連市町と協議することが決められており、取り扱いが整理されていることが確認できた。

## 意見(予備費の取り扱いについて)

予備費については関連各市が参加する千葉県流域下水道維持管理連絡調整会議委員会においてその取扱いが決定している。予算通りの執行が行われると当初予算における予備費は、決算においてはプラスの収支差額となり、利益剰余金に積み立てられることになる。想定より利益剰余金が増加した場合は、本来的には、各市の負担金が当初想定より過大な状態になるため、当該取り扱いに基づいて適切に処理を行い、利益剰余金が過剰とならないように留意されたい。

## ② 建設費負担金の計算根拠について

流域下水道の建設費について、財源として市町村が負担する部分が建設費負担金となる。具体的には、国の補助率 1/2 の補助事業については建設費の 1/4、国の補助率 2/3 の補助事業については建設費の 1/6、県単独事業については建設費の 1/2 を建設費負担金として各市町村に請求している。

各市の負担率は、平成 23 年度に策定された江戸川左岸流域下水道事業全体計画に基づいて平成 24 年度より新負担率が適用されている。新負担率は、以下のように計算されている。

・新負担率＝各市が負担すべき残建設費負担金/全体の残建設費負担金総額

・全体の残建設費負担金

＝全体の建設費負担金－全体の平成 23 年度までの建設費負担額

・各市が負担すべき残建設費負担金

＝各市の建設費負担金－各市の平成 23 年度までの建設費負担額

・全体の建設費負担金

＝全体事業費(382,000 百万円)のうち、財源として市が負担すべき部分(82,155 百万円)

・各市の建設費負担金

＝全体の建設費負担金(82,155 百万円)×各市の計画汚水量割合

・各市の計画汚水量割合

＝該当する市の日最大計画汚水量/日最大計画汚水量 8 市合計

各市が最終的に負担することになる建設費負担金は、全体計画の計画汚水量割合に基づいており、指摘すべき事項は検出されなかった。



③ 一般会計繰入金の計算根拠について

令和2年度の一般会計繰入金は2,372,453千円であり、その内訳は以下のとおりであった。

(図表 51)令和2年度一般繰入金内訳

(単位:千円)

繰入金の内訳	金額
人件費	46,291
建設費	209,361
公債費(元金分)	1,810,699
公債費(利息分)	306,102
合計	2,372,453

上記のうち、人件費と公債費(利息分)の合計額 352,393 千円が損益計算書の営業外収益-他会計補助金として計上されており、建設費と公債費(元金分)の合計額 2,020,060 千円が資本的収入の他会計補助金として計上されている。

なお、上記建設費に対する繰入れは、各市が負担している建設費負担金の積算には含まれていない部分である。

一般会計繰入金の繰入れ根拠を確認したところ、以下のとおりであった。

人件費については、市町村指導及び流域別下水道総合計画の業務を行う職員分を一般会計が負担している。市町村指導の業務については、その性質から県が負担すべきものである。また、流域別下水道総合計画の業務についても、県全体の計画策定の業務であることから一般会計で負担すべきものであると考えられる。

建設費については、施設の建設に直接結びつかない資材価格調査などの企業債の起債対象外となる事業費については、一般会計が負担している。これは、関係市町村に負担させるべき額は、その建設に要する費用については、当該費用から国費を除いた額の2分の1以下の額とすることとされているためであった。

人件費及び建設費の繰出基準は、総務副大臣通知『令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知)』等に規定されていないため、地方公営企業法第十七条の三を根拠として、一般会計から繰入れを行うものとのことであった。

一方で、公債費については、総務副大臣通知『令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知)』に規定されており、当該繰出基準に基づき算出した繰入額は以下のとおりであった。

(図表 52)繰出基準に基づき算出した繰入額

(単位:千円)

繰出基準の該当部分		繰入額
第 8 下水道事業	2 分流式下水道等に要する経費	1,185,610
第 8 下水道事業	3 流域下水道の建設に要する経費	522,687
第 8 下水道事業	7 高度処理に要する経費	51,719
第 8 下水道事業	10 地方公営企業法の適用に要する経費	17,073
第 10 その他	5 臨時財政特例債の償還に要する経費	339,712
合計		2,116,801

一般会計繰入金の計算根拠について、指摘すべき事項は検出されなかった。

### 3 業務委託契約について

#### (1) 契約の概要

##### ① 随意契約

地方自治法第 234 条第 1 項には、自治体が締結可能な契約の方式が定められている。このうち随意契約については、同条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項において契約可能な要件が定められている。

##### ② 入札

地方公共団体における調達には、その財源が税金によって賄われるものであるため、より良いもの、より安いものを調達しなければならない。そのため、地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」が原則とされている。「一般競争入札」とは、公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法をいう。県では、入札・契約制度の公正性、透明性、競争性を確保するため、平成 6 年度から資格条件を付した一般競争入札を導入している。

#### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
業務委託契約の適格性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務契約一覧を入手し、個別の契約について契約書を閲覧する。</li> <li>・契約内容、進捗状況等についてヒアリングする。</li> </ul>
契約手続きの適正性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別契約の入札手続きについて検証す</li> </ul>

	る。 ・随意契約の妥当性について検証する。
--	--------------------------

### (3) 実施結果

#### ① 千葉県下水道公社との業務委託契約(随意契約)

毎月各種報告を受け、報告書も受領しており、検査担当副主幹がその内容をチェックし、検査調書を作成している。また、問題事項についてはその都度打合せ記録を作成している。

当該随意契約については、理由は明確であり、適切な書類作成、承認関係も実施されている。

#### ② 委託費関係の一般競争入札について

江戸川左岸流域下水道脱水ケーキ、し渣及び沈砂の収集運搬及び処分業務の委託契約

全体を7つの契約に分けて、各々1者入札で、ほぼ前年度と同一業者が契約しており、中には数期にわたり同一業者が継続して契約している事例もある。特殊な業務であり、大規模な企業も無いので、業務を分けて契約している(処理量2万トン1件と1万トン4件、3千トン2件)とのことである。

前年度の同業務は、1件数千トンの単位で、(その17)までであった。緊急契約を除外してすべて1者入札であるが、応札者なしで、再入札した案件も4件あった。

なお、この業務委託契約は、政府調達に関する協定(WTO協定)に基づく調達契約で、国内外を問わず入札参加資格において地域要件を設定していないものであり、「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」(令和3年5月総務部管財課)によれば、『一般競争入札においては、入札者は、当初は他に入札者があるかどうかを知る由もないのであるから、他に入札者があるであろうことを予想し、これと競争する意思をもって入札に参加するはずであって、この意味において入札の本質である競争性は失われていないものであり、また、一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、それにもかかわらず、入札者が1人にすぎなかったということは、他の同業者は、競争入札をするまでもなく、すでに競争に敗れた者とみるべきであり、したがって、たとえ1人だけの入札でも入札に必要な競争性は失われるものではないともいえるので、1人だけで入札を行っても差し支えないものである。』

との文言に従って、1者入札でも原則として認められるとの下水道事務所の見解である。

なお、令和5年度に焼却施設が完成すれば、下水道脱水ケーキの外部業者への業務委託の分量が半分以下になるので、1者入札は解消できる見通しとのことである。

#### 意見(1者入札について)

入札制度の趣旨からして、1者入札は極力回避する必要がある。

また、「物品・委託契約及び物品管理事務の手引」(令和3年5月総務部管財課)を1者入札正当性の根拠にしているが、手引きに記載されている状況判断と当該委託契約案件では、実態認識に大きな乖離があると言わざるを得ない。

さらに、継続して同一業者が落札・受託している契約もあり、入札及び契約結果の状況を見ると果たして適切な競争があったのかという点について、疑義が残る。

令和5年度には、下水道脱水ケーキの外部業者への業務委託の分量半減により、入札において競争状態が作られる見通しとの説明であるが、それ以前にもできるだけ1者入札を回避する方策の検討及び努力が求められる。

#### 4 江戸川第一終末処理場の建設に係る契約について

##### (1) 江戸川第一終末処理場の整備について

###### ① 事業の概要

江戸川第一終末処理場は、生活環境の改善や公共水域を保全するために、昭和56年から供用している江戸川第二終末処理場と合わせて、江戸川左岸流域下水道の8市(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、浦安市)からの汚水进行处理する施設であり、計画処理人口の増加により、平成18年の事業変更認可に追加され整備を進めている。

(図表53)江戸川第一終末処理場の概要

所在地	市川市本行徳地先
敷地面積	約30.3ha
処理水量(日平均)	約20万m <sup>3</sup>
下水道事業計画(認可日)	平成18年3月3日
都市計画事業(認可日)	平成18年3月23日

###### ② 第1期区域で供用開始する主な施設

江戸川第一終末処理場は、早期供用開始を図るため必要な施設を集約して配置した第1期区域(9.8ha)を重点的に整備し、施設が完成したことから令和3年3月1日付で供用を開始している。第1期区域では、汚水処理に必要な施設として、主ポンプ棟、水処理施設(第1系列)、汚水処理棟などを供用開始した。なお、残りの区域(20.5ha)については、公共下水道整備の進捗や汚水の流入量の増加等を考慮し、必要な施設を段階的に整備していくこととしている。

(図表 54)江戸川第一終末処理場の全体計画及び第 1 期計画

	全体計画	第 1 期計画 (平成 18～令和 2)
整備面積	約 30.3ha	約 9.8ha
処理水量	約 20 万 m <sup>3</sup> /日平均	約 2 万 m <sup>3</sup> /日平均

## ③ 今後の整備について

今後の整備については、令和 2 年度から水処理施設(第 2 系列)の整備を進めるため、基礎工事に着手している。汚泥焼却炉については、令和 5 年度の完成を目指し整備を進めている。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
日本下水道事業団との協定について、金額、工期等どのように決められているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本下水道事業団との協定書を閲覧し、条件等を確認する。</li> <li>・協定書の金額に変更がある場合には、債務負担額の変更につき適切な手続きが取られているかを確認する。</li> </ul>

## (3)実施結果

## ① 江戸川第一終末処理場の建設工事委託について

江戸川第一終末処理場の汚泥焼却施設建設工事については、日本下水道事業団との委託契約に基づき実施されている。日本下水道事業団との契約は、平成 29 年 8 月 23 日に基本協定を結んでいるが、それ以降、基本協定の変更が 1 回、基本協定に基づく年度実施協定については 11 回の変更を重ねている。協定の変更履歴は、下記のとおりである。

(図表 55)基本協定及び年度実施協定の変更履歴

協定	締結日	内容
基本協定	平成 29 年 8 月 23 日	協定額 8,924,582 千円 期間 平成 29 年度～平成 32 年度
年度実施協定	平成 29 年 10 月 17 日	協定額 8,924,582 千円 期間 平成 29 年度～平成 32 年度
年度実施協定 第 1 回変更	平成 30 年 3 月 22 日	平成 29 年度完成期限の変更 平成 30 年 3 月 31 日→平成 30 年 9 月 28 日
年度実施協定	平成 30 年 9 月 27 日	平成 29 年度完成期限の変更

第2回変更		平成30年9月28日→平成31年3月29日
年度実施協定 第3回変更	平成31年3月11日	協定額 8,924,582千円→8,899,124千円 平成29年度分 416,582千円→394,724千円 平成30年度分 1,143,070千円→1,139,470千円
年度実施協定 第4回変更	平成31年3月28日	平成30年度分完成期限の変更 平成31年3月31日→平成31年9月30日
年度実施協定 第5回変更	令和元年9月26日	平成30年度完成期限の変更 平成31年9月30日→令和2年3月31日
年度実施協定 第6回変更	令和2年3月25日	協定額 8,899,124千円→5,825,188千円 平成30年度分 1,139,470千円→821,700千円 令和2年度分 5,873,938千円→3,117,772千円
年度実施協定 第7回変更	令和2年3月27日	平成31年度完成期限の変更 平成32年3月31日→令和2年9月30日
年度実施協定 第8回変更	令和2年9月25日	平成31年度完成期限の変更 令和2年9月30日→令和3年3月31日
基本協定 第1回変更	令和3年1月27日	協定額 8,924,582千円→6,050,915千円 期間 平成32年度→令和5年度
年度実施協定 第9回変更	令和3年1月27日	協定額 5,825,188千円→6,050,915千円 令和元年度分 1,490,992千円→1,013,398千円 令和2年度分 3,117,772千円→2,150,000千円 令和3年度分 0千円→573,201千円 令和4年度分 0千円→552,402千円 令和5年度分 0千円→545,490千円
年度実施協定 第10回変更	令和3年3月31日	令和2年度完成期限の変更 令和3年3月31日→令和3年9月30日
年度実施協定 第11回変更	令和3年9月27日	令和2年度分完成期限の変更 令和3年9月30日→令和4年3月31日

また、協定書額の変更とそれに合わせた債務負担額の変更及び支出状況は、下記のとおりである。

(図表 56)協定書額の変更、債務負担額の変更及び支出状況の一覧

【当初年度実施協定(平成29年10月17日)】

(単位:千円)

年度	協定額	支出 (現年分)	支出 (繰越分)	支出額計
平成29年度	416,582	0	0	0

平成 30 年度	1,143,070	0	0	0
平成 31 年度	1,490,992	0	0	0
平成 32 年度	5,873,938	0	0	0
計	8,924,582	0	0	0

【年度実施協定第 3 回変更(平成 31 年 3 月 11 日)】

(単位:千円)

年度	協定額	支出 (現年分)	支出 (繰越分)	支出額計
平成 29 年度	394,724	0	394,724	394,724
平成 30 年度	1,139,470	0	0	0
平成 31 年度	1,490,992	0	0	0
平成 32 年度	5,873,938	0	0	0
計	8,899,124	0	394,724	394,724

【年度実施協定第 6 回変更(令和 2 年 3 月 25 日)】

(単位:千円)

年度	協定額	支出 (現年分)	支出 (繰越分)	支出額計
平成 29 年度	394,724	0	394,724	394,724
平成 30 年度	821,700	320,400	501,300	821,700
令和元年度	1,490,992	0	0	0
令和 2 年度	3,117,772	0	0	0
計	5,825,188	320,400	896,024	1,216,424

【年度実施協定第 9 回変更(令和 3 年 1 月 27 日)】

(単位:千円)

年度	協定額	支出 (現年分)	支出 (繰越分)	支出額計
平成 29 年度	394,724	0	394,724	394,724
平成 30 年度	821,700	320,400	501,300	821,700
令和元年度	1,013,398	510,992	502,406	1,013,398
令和 2 年度	2,150,000	480,000	0	480,000
令和 3 年度	573,201			
令和 4 年度	552,402			
令和 5 年度	545,490			
計	6,050,915	1,311,392	1,398,430	2,709,822

令和2年3月25日の第6回変更において、平成30年度の協定額が1,139,470千円から821,700千円へ317,770千円の減額、平成32年度(令和2年度)の協定額が5,873,938千円から3,117,772千円へ2,756,166千円の減額となっている。

平成30年度の減額は、平成31年3月の契約を目指していた、汚泥焼却炉建設工事において、入札不調が重なり、契約が令和元年12月に遅延したことにより、平成30年度分の事業費の執行が困難となったことから、減額したものである。また、平成31年度(令和元年度)の減額は、汚泥焼却炉建設工事の契約により、予定していた工事の発注が完了したことから、契約実績に応じて協定額を変更したものである。これにより、債務負担行為の額が、3,073,936千円減額になっている。

また、令和3年1月27日の第9回変更において、令和元年度の協定額が1,490,992千円から1,013,398千円へ477,594千円の減額になり、令和2年度の協定額が3,117,772千円から2,150,000千円へ967,772千円の減額になり、令和3年度573,201千円、令和4年度552,402千円、令和5年度545,490千円が新設されている。

令和3年1月27日の変更は、汚泥焼却炉建設工事において築造する煙突について、当初予定していた工法で施工できる専門業者の確保が困難なことから、施工方法の見直しが生じ、それに対応した事業費及び事業期間の変更を実施したとのことであった。

令和3年の第9回変更において、令和元年度の減額を行っており、既に繰越となっている債務負担額の減額となっているほか、工事期間が令和5年度まで延長されており、当初計画時点から3年延長されている。

#### 意見(協定書見直しに伴う債務負担額の減少について)

当初の計画では8,924,582千円であった事業規模(債務負担額)が、令和3年1月27日の協定変更では6,050,915千円となっており、その差額は2,873,667千円と多額である。また、完成年度についても、当初計画の平成32(令和2)年度から令和5年度へと延長されている。

終末処理場の建設は県事業の中でも大規模な建設事業ではあるが、債務負担額に基づき予算を策定するだけでなく起債計画も立案することを鑑みると、繰越後の支出総額の大幅な変更は予算統制上適切ではないため当初の積算をより正確に行うことが望まれる。

## 5 固定資産の管理について

### (1) 公営企業会計への移行

千葉県における流域下水道事業は、総務省の要請に応じ、令和2年4月1日より公営企業会計に移行している。そのため、財務規則についても、「千葉県財務規則」の他に「千葉県流域下水道事業財務規則」を制定し、当該財務規則に基づき会計を行っている。



## (2)固定資産に係る財務規則について

### ① 固定資産の範囲

「千葉県流域下水道事業財務規則」第 75 条(固定資産の範囲)に、固定資産の範囲が定められている。当該規定に従い、判断した結果、固定資産に該当するものが固定資産台帳に記入される。有形固定資産の範囲は、下記に示すとおりである。

#### 第 75 条 (固定資産の範囲)

この規則において、固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、車両運搬具にあっては取得価額一件三万円未満のもの、工具器具及び備品にあっては取得価額一件十万円未満のものは、物品とする。

#### 一 有形固定資産

イ 土地

ロ 建物

ハ 構築物

ニ 機械及び装置

ホ 車両運搬具

ヘ 工具器具及び備品

ト リース資産

チ 建設仮勘定

リ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

### ② 固定資産の実査について

「千葉県流域下水道事業財務規則」第 79 条(報告)に、固定資産台帳に記載されている固定資産についての实地照合についての規定がある。第 79 条によると、年一回以上固定資産の实地照合を行い、局長に報告しなければならないとされており、少なくとも年一回は固定資産台帳に基づく实地照合が求められていることになる。

#### 第 79 条(報告)

1 課長及び所長は、年一回以上それぞれ所管に係る固定資産の实地照合を行い、局長に報告しなければならない。

2 課長及び所長は、その所管に係る固定資産のうち、土地について形状変更その他の事由により字、地番、地目又は地積に変更があったときは、その内容を明らかにし、関係図書を添付して速やかに局長に報告しなければならない。

3 局長は、課長及び所長に対し、固定資産について報告若しくは資料の提出を求め、

又は実地照合を行うことができる。

千葉県流域下水道事業経理事務の手引(千葉県県土整備部都市整備局下水道課 令和3年3月)において、本体工事を前提に実施した設計委託及び調査業務委託に関して以下の記載がある。

#### 14 節別支出事務手続

##### (2)資本的支出

単体の委託業務としては完成している場合であっても、目的の本体工事が完了するまでは建設仮勘定として計上しなければならない。

これは、本体の取得を前提としなければ実施の必要がない業務という点で、本体工事と一体不可分の業務として捉えるべきものであり、本体工事の完了後に、対象となる本体の取得価額の一部に含めるべきものであることによる。

##### (3) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
固定資産台帳に基づいた実地照合	・「千葉県流域下水道事業財務規則」に規定されている実地照合が行われ、下水道課に報告されているかについて、質問及び閲覧により確認する。
固定資産の取得取引に係る取得原価の範囲	・固定資産の取得取引につき、関連資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを実施する。

##### (4) 実施結果

###### ① 固定資産の実地照合について

令和2年度から公営企業会計に移行していることから、令和2年4月1日を施行日とした「千葉県流域下水道事業財務規則」が制定され、また、固定資産台帳についても公営企業会計に即したものとなっている。令和2年度においては、公営企業会計に即した固定資産台帳を基に、実地照合を行うことになるが、実際には、実地照合は行われていなかった。

その理由としては、会計制度移行時の固定資産データは、3年間にわたる資産調査業務委託において受託業者による十分な照合が行われているものと認識しており、また、令和2年度の会計制度移行による事務を優先した結果、実地照合の実施について下水道課から具体的な指示を各事務所に出すことができなかつたため、結果として実地照合が行われなかつたとしている。

令和3年度についても、実査の範囲、方法等含め、方向性が確立されていないことから、

令和 3 年 11 月末時点において、実地照合は実施されていない。

#### 意見(固定資産の実地照合について)

令和 2 年度について、固定資産の実地照合は行われていなかった。これについては、「千葉県流域下水道事業財務規則」第 79 条第 1 項の規定に反しているが、江戸川下水道事務所においては、下水道課から具体的な指示が出ていないことから、実地照合が実施できなかったとしている。

令和 3 年度以降の固定資産実地照合については、令和 3 年 12 月に発出された事務通知に基づき、適正な資産状況の把握に努めるべきである。

#### ② 管渠内角落し設置及び撤去工事について

令和 3 年 1 月に以下の固定資産を一部除却している。

(図表 57)固定資産一部除却の概要

名称	江戸川左岸流域下水道管渠築造工事 (江戸川幹線 845 工区)
固定資産番号	014901
帳簿価額	1,823,362 千円
取得年月	平成 31 年 4 月
除却額	13,598 千円
除却年月	令和 3 年 1 月

江戸川左岸流域下水道管渠築造工事のうち、除却した固定資産は水流をせき止める役割を持つ角落しで、汚水を集めてすみやかに終末処理場へ送るための管渠内に設置される。当該角落しは、令和 3 年 3 月 1 日に供用が開始された江戸川第一終末処理場の建設工事にあたり、建設途中の当該処理場への汚水の流入を防ぐことを目的として設置された。その後、当該固定資産は、令和 3 年 1 月に江戸川第一終末処理場の試運転に合わせて撤去したため、当該部分を除却した(除却額 13,598 千円)。

(図表 58)除却資産に関する時系列による説明

平成 18 年 3 月	江戸川第一終末処理場整備開始
平成 31 年 4 月	江戸川左岸流域下水道管渠築造工事完成 (江戸川幹線 845 工区)
令和 3 年 1 月	上記固定資産の一部撤去
令和 3 年 3 月	江戸川第一終末処理場供用開始

上記のとおり、当該固定資産の設置及び撤去は、本体である江戸川第一終末処理場の取得を前提としなければ実施の必要がない工事で、本体工事と一体不可分の工事として捉えるべきものである。したがって、本体工事の完了後に、対象となる本体の取得価額の一部に含めて会計処理するものである。

#### 意見(固定資産の取得原価の範囲について)

当該固定資産の設置及び撤去は、本体である江戸川第一終末処理場の取得を前提としなければ実施の必要がない工事で、本体工事と一体不可分の工事として捉えるべきものである。今後同様の工事を実施する場合は、千葉県流域下水道事業経理事務の手引(千葉県県土整備部都市整備局下水道課 令和3年3月)において記載されている、本体工事を前提に実施した設計委託及び調査業務委託と同様に、本体工事の完了後、対象となる本体の取得価額の一部に含めて会計処理することが適切である。

## 6 情報セキュリティについて

### (1) 情報セキュリティについて

千葉県では、情報セキュリティをどのようにとらえているのか、どのように安全である体制を維持していくのかについて宣言した「情報セキュリティ基本方針」を定めている。

#### 「情報セキュリティ基本方針(一部抜粋)」

4 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。

5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び監査を通して、定期的に対策の見直しを実施します。

6 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守します。

千葉県では、「千葉県情報セキュリティ基本方針」を掲げ、千葉県職員は当該基本方針に基づき策定された「千葉県情報セキュリティ対策基準」に従い情報セキュリティ対策を実施している。

「千葉県情報セキュリティ対策基準」及び実施手順となる「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」によると、主な対策としては物理的セキュリティとしての管理者ID、パスワードの設定等、人的セキュリティとしての情報セキュリティに関する研修等、技術的セキュリティとしての外部ネットワークとの接続制限等を実施することが挙げられている。人的セキュリティ対策の一例として、千葉県職員に対し総務部情報システム課による定期的な標的型攻撃メール対応訓練を実施している。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
千葉県職員の情報セキュリティへの対応状況及び課題を把握する	・情報セキュリティ関連の規程等を確認する。 ・情報資産台帳を閲覧する。 ・記録媒体の貸出について、貸出簿を閲覧する。

(3) 実施結果

① 情報セキュリティ関連の規程、情報資産台帳、県職員の情報セキュリティへの対応状況について

1) 管理すべき情報資産について

千葉県では、管理すべき情報資産について、以下のように規定されている。

「千葉県情報セキュリティ対策基準」(一部抜粋) (2)情報資産の範囲 ア 本対策基準が対象とする情報資産は、次のとおりとする。 (ア)ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体 (イ)ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。) (ウ)情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
--

2) 情報資産の管理状況について

江戸川下水道事務所では、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、情報資産のうち秘密文書に相当する機密性を要する情報資産について情報資産台帳によってリスト化して管理している。

3) 県配付 PC の管理状況について

江戸川下水道事務所における県配付 PC について、配付パソコン等申請システムにて管理されていることを確認した。

4) 記録媒体の持ち出し管理簿の管理について

USB などの記録媒体について、千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領に基づき、電磁的記録媒体管理簿を整備している。通常は次長が保管しており、職員から貸し出しの要望があった場合に貸し出しを行っている。記録媒体について貸し出しをする

場合、所定の貸出簿に記録する必要がある。現状は要望がなく、実質貸し出しを行っていないとのことである。

セキュリティ対策としては、ファイル持ち出し申請システムにより申請し、承認者が承認しないと記録媒体へ情報の書き出しができないように制御されている。また、データを書き出した場合のログは、一定期間システム側で保存する仕組みとなっている。

江戸川下水道事務所における「貸出用 USB メモリ使用簿」を閲覧したところ、返却年月日の記載漏れが1件あったが、その他についての管理状況は良好であった。

#### 意見(貸出用 USB メモリ使用簿の記載漏れについて)

江戸川下水道事務所では、概ね千葉県定めるセキュリティ規程に従い運用されている。

一方で、「貸出用 USB メモリ使用簿」の記載について、返却年月日の記載がないものが1件発見された。実際にはUSBが返却されていたが、返却年月日の記載を失念していたとのことである。今後は、記載不備がないよう、注意されたい。

## V 千葉県土地開発公社

### 1 千葉県土地開発公社の概要

#### (1) 設立趣旨

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」(昭和 47 年法律第 66 号)に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与することを目的として設立された特別法人である。

#### (2) 予算及び決算

##### ① 予算

(図表 59)過去 3 年間の土地開発公社予算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
事業収益	3,681,809	3,057,138	5,113,096
事業原価	3,334,036	2,776,158	4,544,927
販売費及び一般管理費	183,156	205,632	199,172
事業損益	164,617	75,348	368,997
経常損益	174,064	86,428	365,747

##### ② 決算

(図表 60)過去 3 年間の土地開発公社決算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
事業収益	2,896,264	3,585,123	4,360,123
事業原価	2,647,391	3,374,803	3,773,904
販売費及び一般管理費	144,766	165,003	167,698
事業損益	104,106	45,317	418,520
経常損益	115,748	57,590	419,796
当期純利益	114,184	57,590	302,350

#### (3) 主要事業の概要

土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、以下の業務を行っている。

##### ① 公有地取得事業

国、県、市町村等が施工する公共・公益事業を円滑に執行するために必要な事業用地及び代替地の先行取得を行う事業である。

公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる業務のうち、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものである。

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地
- 2 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地
- 3 公営企業の用に供する土地
- 4 都市計画法第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地
  - ・当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
  - ・史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
  - ・航空機の騒音によって生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

## ② 土地造成事業

生活・産業拠点創造のため、県の施策に沿い工業団地や住宅等の用地取得・造成・分譲・事業用借地を行う事業である。主な造成地は、千葉土気緑の森工業団地である。

## ③ 附帯等事業

公有地取得事業及び土地造成事業に附帯する業務及び保有地の賃貸等を行う事業である。

## ④ あっせん等事業

国、県、市町村等からの委託に基づく道路用地等の用地交渉業務などを行う事業である。

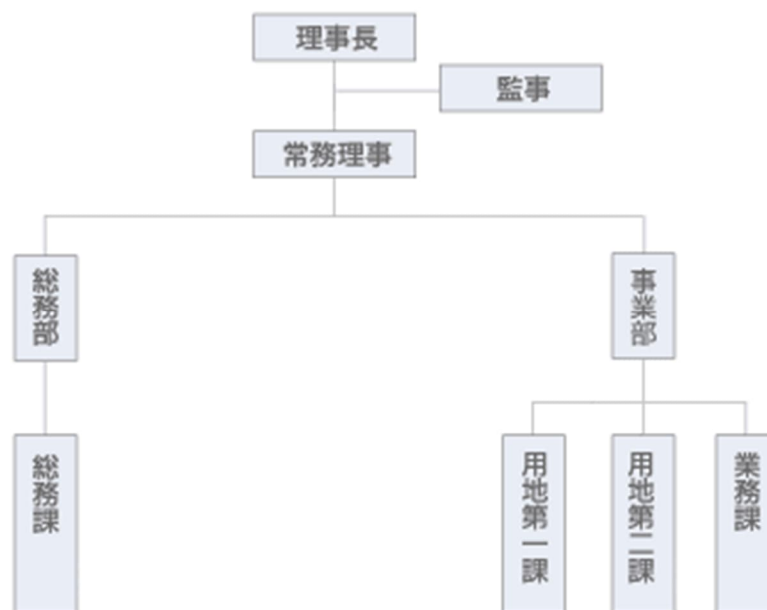


2 組織運営について

(1) 千葉県土地開発公社の組織

① 組織図

(図表 61)土地開発公社組織図



② 職員の配置(令和3年3月31日現在)

(図表 62)土地開発公社の職員配置

(単位:人)

所属 (部・課)		総務部	事業部			計
		総務課	用地第一課	用地第二課	業務課	
職名	部長	(1)	1			1
	次長	1	1			2
	参事					0
	技監					0
	課長	(1)	1	1	(1)	2
	副参事					0
	副技監					0
	主幹	1	1	1	1	4
	副主幹	2	1	6	2	11
	主査		1	1		2
	副主査	1			1	2
	主事					0
	技師					0

	嘱託					0
計		5	6	9	4	24

※事業部部長、次長は用地第一課に含めている。( )は兼務のため計に含まず

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
組織運営について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度の概要、実際の運用についてヒアリングする。</li> <li>・令和2年度の人事評価結果について資料により確認する。</li> </ul>
監事と結んでいる会計指導業務契約の適正性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事としての業務と会計指導業務契約上実施しているS.O氏の業務についてヒアリングする。</li> <li>・会計指導業務契約書及び会計指導内容記載の報告書を閲覧し、指導内容の適正性について検証する。</li> </ul>
会計処理の適切性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人所有の施設等の賃貸による収入の表示科目について検証する。</li> <li>・完成土地等売却収益の原価計上額の適正性について検証する。</li> <li>・賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料が適正に計上されているか、計算資料を閲覧、及び再計算することで確認する。</li> </ul>

## (3) 実施結果

### ① 人事評価について

人事評価は、定期的に毎年2月に実施している。

部長、県派遣職員は対象外(部長は常務理事が兼務、派遣職員はいない)。

年度当初の本人による目標設定等は実施していない。

評価は絶対評価であり、5段階評価である。

(評価結果の取扱い)

令和2年度の結果は、A評価10名、B評価11名、C評価1名、D評価1名 計23名で、評価に極端な偏りはない。

ヒアリングは必要に応じて実施しているが、本人への結果の通知はしていない。

給与等への反映については、参考値として採用しており、数年継続して高評価(低評価)の場合は、昇給(減給)に反映することもある(3～4年の評価推移表あり)。

また、昇格への反映についても、参考値として採用しており、さらに数年継続して高評価の場合は、昇格に反映することもある(3～4年の評価推移表あり)。

#### 意見(人事評価結果について)

概ね的確な評価制度であるし、運用や結果の利用についても妥当と考える。ただ、本人への通知は必要であるし、特に A 評価の継続者、B 評価から C 評価または D 評価への降格者などについては、結果通知とともに、面談や必要に応じてカウンセリング等も検討されたい。

#### ② 会計指導業務契約について

会計指導業務について、有限会社 C 会計と契約し、委託している。

有限会社 C 会計の取締役は土地開発公社監事の S.O 氏である。

外観的には、監事である S.O 氏が、別途報酬を得て、会計指導業務を行っているように見える。

また、S.O 氏の監事報酬は年間 80,000 円に対し、有限会社 C 会計には年間 580,800 円支払っており、対価の面でもアンバランスとなっている。

#### 指摘(監事と会計顧問の兼任状況の解消について)

現在の状況は、外観的には、監事としての地位を利用した契約の獲得との疑念を生じかねない。監事と会計顧問の兼任状態の解消及び監事報酬と有限会社 C 会計への委託報酬とのアンバランスについては、早急に解消する必要がある。

なお、土地開発公社からの回答では、令和 3 年度末をもって、S.O 監事が監事を退任するとのことである。

#### ③ 会計について

##### 1) 負担金収入(賃貸収入)について

土地開発公社所有の旧野球場をソーラーパネル発電会社へ賃貸しているが、勘定科目は事業外収益の負担金収入としている。従来、野球場として市民団体に貸していた時、使用料収入を「負担金収入」という科目で計上していた名残である。

また、土地開発公社 3 階部分を一般社団法人に賃貸しているが、この収入についても負担金収入として計上している。内容的には部屋の賃料、公租公課、維持管理費、減価償却費等となっているが、当該一般社団法人はこれら合計額の内、賃貸部分の面積割相当を支払っている。

意見(賃貸収入の表示科目について)

民間の事業会社への 30 年間にわたる賃貸収入であるから、事業収入の賃貸等収入又は附帯等事業収益の保有土地賃貸等収益などが適切な処理である。

また、土地開発公社 3 階部分を一般社団法人に賃貸しているが、現在、負担金収入として表示している金額(内容的には部屋の賃料、公租公課、維持管理費等)は事業外の賃貸収入とすることが適切である。

## 2) 完成土地等売却収益の原価計上額について

従来、千葉土気緑の森工業団地について、完成土地等売却収益計上時の事業原価は「収益計上額×0.808」で算出した金額を計上していた。ここで、0.808 は当該事業全体の見込み原価率(事業完成し精算時に算出されるであろう諸々の事業費も見込んだ予定原価率)であり、収益計上の各時点での実績原価率ではない。

従来の方法だと令和 3 年度の決算見通しをしたところ、原価計上予定額 217,370 千円が簿価残高 175,951 千円を超過することが判明したため、急遽、令和 2 年度決算(2 年度補正予算計上時)から、原価額算定方法を従来の方法から、土地勘定の残存簿価に全体面積に占める売却対象面積を乗じた金額を計上する方法に変更した。

この結果、令和 2 年度の原価計上額は 99,264 千円から 19,389 千円へ減少した。また、令和 3 年度の原価計上額は 217,370 千円から 47,385 千円へ減少することとなった。

## 指 摘(原価計上額の過少計上について)

令和 2 年度決算では、この処理方法の変更(会計方針の変更)については決算書のどこにも記載していないため、原価を恣意的に 79,874 千円減額調整する不適切な会計処理との疑念を抱かせる危惧がある。

なお、この計算方法の変更処理は、数年前に佐倉第三工業団地代替地の売却原価算定時にも実施している。

本来ならば、売却対象の事業土地の帳簿価格を面積按分し、これに加えて別途上乗せすべき事業費分(売却土地に対応する実績値)を事業原価に計上するなどの適切な会計処理を行うべきであった。

なお、土地開発公社からの回答では、令和 3 年度決算書で、当該変更について追加情報として、会計方針の変更(旨、影響額等)を注記するとのことである。

## 3) 賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料の未払計上について

賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料の未払計上に係る資料を閲覧した結果、賞与引当金に係る社会保険料の未払費用については、計上されていなかった。

平成 15 年より、賞与に関しても社会保険料を支払うことになっており、また、社会保険料

等の金額が合理的に見積もることができることから、当期に対応する分については、未払計上する必要がある。

賞与引当金の金額をもとに、社会保険料等を計算すると、次のようになる。

○社会保険料等の額の計算

- ①健康保険料:12,273 千円×4.895% = 600 千円
- ②介護保険料:12,273 千円×0.9% = 110 千円
- ③厚生年金保険料:12,273 千円×9.15% = 1,122 千円
- ①+②+③=600 千円+110 千円+1,122 千円  
=1,834 千円

よって、1,834 千円の未払費用が未計上となっている。

指 摘(賞与引当金に係る社会保険料について)

賞与引当金に係る社会保険料について、期間に属する部分については未払費用として計上する必要があるが、令和2年度決算において計上されるべき未払費用1,834千円が、計上されていなかった。令和3年度以降については、適切に計上することが求められる。

3 保有する土地について

(1)保有する土地の概要

① 事業内容について

土地開発公社は、公有地取得事業、土地造成事業、あっせん等事業、附帯等事業を行っている。公有地取得事業は、国、県、市町村等が施工する公共・公益事業を円滑に執行するために必要な事業用地等の先行取得を行う事業である。公有地取得事業を実施する際には、土地の取得を土地開発公社名義で行う場合(公有用地取得)と地方公共団体等名義で行う場合(代行用地取得)がある。土地造成事業は、県の施策に沿い、工業団地や住宅等の用地取得・造成・分譲等を行う事業である。あっせん等事業は、国、県、市町村等からの委託による道路用地等の用地交渉を行う事業である。

公有地取得事業、土地造成事業は、事業の実施に際して土地の取得が必要となる事業である。

令和元年度及び令和2年度の公有地取得事業収益及び土地造成事業収益の内訳は以下のとおりであった。

(図表 63)令和2年度の公有地取得事業収益の内訳

(単位:千円)

公有地取得事業収益の内訳		令和元年度	令和2年度
公有用地	佐倉下根	8,800	-
	かずさ	329,021	329,136
	都市計画	762,455	512,658

代行用地	県債道路	1,399,991	1,200,000
	圏央道	542,835	420,013
	国道 51 号	23,000	23,000
合計		3,066,103	2,484,808

(図表 64)令和 2 年度の土地造成事業収益の内訳

(単位:千円)

土地造成事業収益の内訳		令和元年度	令和 2 年度
完成土地等	佐倉第三工業団地	-	1,295
	千葉土気緑の森工業団地	232,285	122,851
代替地	佐倉第三工業団地	-	3,257
造成地賃貸収入	千葉土気緑の森工業団地	160,075	160,595
	あさひ鎌数工業団地	78,456	78,456
合計		470,817	366,455

② 保有する土地の状況について

土地開発公社の事業に関連して取得した土地については、公有用地、代行用地、完成土地等、代替地の勘定科目で貸借対照表の流動資産に計上している。

それぞれの勘定科目に計上される土地は以下のとおりである。

公有用地とは、公有地取得事業により土地開発公社が所有権を取得した土地のうち、特定土地及び代替地以外の土地をいう。

特定土地とは、公有地の拡大の推進に関する法律第 17 条第 1 項第 1 号の規定により土地開発公社が取得した土地のうち、地方公共団体等により再取得される見込みがなくなった土地をいう。

代行用地とは、公有地取得事業により土地開発公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地のうち、上記公有用地であった土地以外の土地をいう。

完成土地等とは、土地造成事業に係る土地のうち、次のものをいう。

- ・販売可能な状態にある土地
- ・当該土地にかかる開発計画が以下のような状態にある土地
- ・開発工事の着工予定時から概ね 5 年を経過しても開発用の土地等の買収が完了していない状態
- ・開発用の土地等の買収が完了した後概ね 5 年を経過しても開発工事に着手していない状態
- ・開発工事の着手後中断しその後概ね 2 年を経過している状態

代替地とは、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)第 17 条第 1 項に掲げる事業により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として

譲渡するために土地開発公社が取得した土地をいう。

<p>公有地の拡大の推進に関する法律 (業務の範囲)</p> <p>第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地</p> <p>ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ハ 公営企業の用に供する土地</p> <p>ニ 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地</p>
--

令和元年度及び令和 2 年度の公有用地、代行用地、完成土地等、代替地の計上額は以下のとおりであった。

(図表 65) 公有用地、代行用地、完成土地等、代替地の計上額

(単位:千円)

	令和元年度	令和 2 年度
公有用地	1,979,579	1,619,926
代行用地	3,519,324	2,241,852
完成土地等	347,027	359,161
代替地	703	2,034
合計	5,846,634	4,222,974

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
保有する土地は適切に管理されているか。	・保有する土地の管理状況について担当者にヒアリングを行い、関連資料を閲覧する。

(3) 実施結果

① 土地の内訳と保有期間について

令和 2 年度末において保有する土地の勘定科目別の内訳の増減は、以下のとおりである。

(図表 66)令和 2 年度末における公有用地の勘定科目別内訳増減

(単位:千円)

公有用地	期首	増加	減少	期末
佐倉下根用地	535,948	19	-	535,968
かずさアカデミアパーク 公的機関等用地取得	560,709	8,389	314,693	254,405
都市計画道路用地取得	882,921	457,707	511,077	829,551
合計	1,979,579	466,117	825,771	1,619,926

(図表 67)令和 2 年度末における代行用地の勘定科目別内訳増減

(単位:千円)

代行用地	期首	増加	減少	期末
道路用地取得	2,819,313	387,202	1,193,914	2,012,602
首都圏中央連絡 自動車道用地取得	631,134	389	443,061	188,461
国道 51 号大栄拡幅用地取得	68,875	66	28,153	40,788
合計	3,519,324	387,658	1,665,130	2,241,852

(図表 68)令和 2 年度末における完成土地等の勘定科目別内訳増減

(単位:千円)

完成土地等	期首	増加	減少	期末
佐倉第三工業団地	94,848	10,233	1,211	103,870
千葉土気緑の森工業団地	252,179	22,460	19,349	255,290
合計	347,027	32,693	20,560	359,161

(図表 69)令和 2 年度末における代替地の勘定科目別内訳増減

(単位:千円)

代替地	期首	増加	減少	期末
佐倉第三工業団地	703	1,396	65	2,034
合計	703	1,396	65	2,034

公有用地の佐倉下根用地及びかずさアカデミアパーク公的機関等用地取得については長期保有している。また、完成土地等は、佐倉第三工業団地本体の周辺と千葉土気緑の森工業団地があり、代替地は上記佐倉第三工業団地の完成土地等の周辺に保有している。千葉土気緑の森工業団地については、残り 2 区画のみとなっており、現在も募集を行って



いる。

## ② 佐倉下根用地について

佐倉下根用地は、昭和 46 年、佐倉城跡に「国立歴史民俗博物館」を建設するにあたり、敷地内にあった国立佐倉療養所の移転用地として、県(教育庁)が当時の土地開発公社に取得を依頼し、土地開発公社が先行取得したが、地元医師会等が反対を表明したことから、移転先が佐倉市江原台(現・聖隷佐倉市民病院)に変更され、当該用地の利用目的がなくなり、土地利用が決まらないまま、土地開発公社の名義で長期保有している。現状、山林で形状や使い勝手ともに良くなく、また、時価(約 7 千万円)と簿価の乖離が大きく、県の再取得が、行われていない。

### 【再掲】(図表 16)佐倉下根用地の概要

所在	佐倉市岩名字大作 948 番地 他、55 筆
面積・地目	3.4 ヘクタール 山林、原野、畑
簿価	5.36 億円(用地取得費 2.64 億円、利息 2.42 億円等)

佐倉下根用地のこれまでの検討状況等は以下のとおりであった。

### 【再掲】(図表 17)佐倉下根用地の検討状況

昭和 54 年度	土地開発公社より県(教育庁)あてに、本件用地の再取得の依頼があったが、県(教育庁)より買戻しの見通しが立たないと回答。
昭和 54 年度	県(宅地課)が土地開発公社に簿価凍結資金 5 億 3 千万円の無利子貸付を行い、土地開発公社は本件用地に係る借入金の返済を行った。
平成 9 年度	宅地課長を委員長とした、県、県教育庁、佐倉市、土地開発公社による佐倉下根用地活用検討委員会を設置し、利活用方法を検討することとなった。なお、平成 19 年度から用地課長が委員長を務めるようになった。
平成 28 年度	同委員会で暫定的土地活用として千葉県里山条例による土地活用が決定し募集を開始。
平成 29 年度	同委員会からの依頼で里山活動団体と協定を締結。
令和 2 年度	里山活動団体と協定解除及び里山活動団体を再募集。
令和 3 年 5 月	竹を肥料化する技術を持つ民間企業を佐倉市から紹介され、本用地内の竹を伐採することで、森林環境の整備等につなげるよう、検討を行っている。
令和 3 年 6 月	本用地の利活用について、全庁照会を行ったが、利活用を希望する所属はなかった。

意見(佐倉下根用地について)

平成 16 年度の包括外部監査の結果で指摘された以降に大きな進展が見られない状況にある。本来、土地開発公社が長期保有すべきものではないため、県が土地を取得し、県の責任において土地の用途及び処分方針を検討する必要がある。

③ かずさアカデミアパーク用地について

かずさアカデミアパークは、上総新研究開発土地区画整理事業として、上総新研究開発土地区画整理組合が平成 2 年から平成 15 年にかけて施工、造成した。県は、かずさアカデミアパーク事業の早期完成及び、公的試験研究機関用地等の確保を目的とし、平成元年に土地開発公社と協定を締結し、以下の依頼をした。

- ・同パーク内の営農者所有地約 10 ヘクタールの土地開発公社名義による買収取得
- ・同営農者の営農継続のための代替地 12 ヘクタールの土地開発公社名義による買収取得
- ・代替地の営農継続者への売却

かずさアカデミアパーク用地のこれまでの検討状況等は以下のとおりであった。

【再掲】(図表 18)かずさアカデミアパークの検討状況

平成 4 年度以降	土地開発公社からの再取得を開始し、平成 6 年度までに全 5 件中 4 件について再取得した。
平成 6 年度	残りの 1 件については、平成 6 年 9 月議会において、43 億円の債務負担行為を設定したが、県の財政状況の厳しさから予算化されず、再取得は見送られてきた。
平成 13 年度	平成 13 年度 2 月補正予算で再取得費用が予算化され、一部再取得したものの、以降再び財政状況を理由に予算化されなくなったことから、再取得が見送られた。
平成 17 年度	平成 16 年度包括外部監査において、速やかに再取得すべきである旨指摘を受けたことから、厳しい財政状況を加味し、分割で計画的に取得することとし、平成 17 年度当初予算で予算化されることとなった。平成 17 年度以降は毎年予算化されており、計画的に再取得している。
平成 23 年度	平成 24 年 2 月議会において、平成 24 年度から令和 3 年度の 10 年間の債務負担行為を設定し、毎年度 3 億 2,800 万円程を予算計上しながら、令和 4 年 3 月で全ての再取得が完了する見込みである。

#### 意見(長期保有していたかずさアカデミアパーク用地について)

土地開発公社が長期にわたり土地を保有していたかずさアカデミアパーク用地については、令和4年3月をもって全ての再取得が完了する見込とのことである。しかし、土地開発公社の土地取得原資は、主に金融機関からの借入金であり、長期にわたり土地を保有すると、借入期間中の金利は土地の取得費用として簿価に積み増されていくため土地保有に伴う自治体の財政負担は大きなものとなる。

実際に、かずさアカデミアパーク用地に対する令和2年度末までの支払利息の累計は1,876,937千円であり、そのうち再取得が見送られた平成7年度以降の支払利息の総額は1,456,452千円となっている。

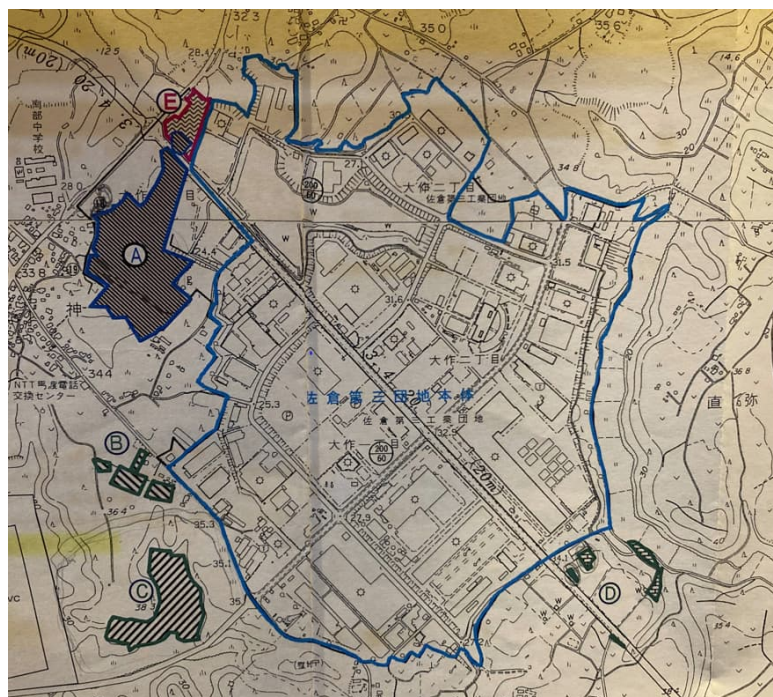
本来、県が早期に買い取れば問題は生じないが、本事案が発生したことから、買取が長期化する場合に将来の財政負担を軽減させるためのルールを決めることが必要であると考ええる。

例えば、総務省に対しては、5年超の長期保有土地の報告が求められていることから、5年超の長期保有となった段階で、佐倉下根用地で過去に実施したような無利子貸付等を行うことができる仕組みを作るなどの方法が考えられる。

#### ④ 佐倉第三工業団地本体の周辺の土地について

完成土地等及び代替地として保有している佐倉第三工業団地の周辺の土地の状況は以下のとおりである。

(図表70)佐倉第三工業団地の地図



(図表 71)佐倉第三工業団地の土地状況

(単位:千円)

土地の区分	面積	金額
A 神門地区保有地	56,472	103,870
B 代替地	8,175	2,034
C 代替地	22,427	
D 代替地	5,300	
E 代替地	2,690	
合計	95,064	105,904

AからEまでのそれぞれの完成土地等及び代替地について現状の活用状況、利用状況を確認したところ以下のとおりであった。

(図表 72)佐倉第三工業団地の完成土地等及び代替地について活用状況及び利用状況

土地の区分	現状
A 神門地区保有地	工業団地として活用を検討中となっている。
B 代替地	農地のため利活用が難しい状況となっているが、保有する土地のうち一部は売却打診中となっている。
C 代替地	道路に接していないため周りの土地を保有している佐倉市と一緒に利活用を検討中となっている。
D 代替地	全部で5区画あり、2区画は駐車場として賃貸を行っているが、残りの2区画は傾斜地、1区画は細切れで利活用できない状況となっている。
E 代替地	土地の状況から利活用は難しい状況であり、現在は、代替地の一部を野球場の駐車場として佐倉市に無償で貸付けを行っている。

一方で、県における土地開発公社の改革方針としては、平成28年4月28日に以下の決定が行われている。

- ・公共用地取得の専門機関としての役割を果たしていくため、効率的な用地取得体制を構築していくとともに、将来的に廃止が決定している土地造成事業に依存している収益構造の改善を図る。

- ・土地造成事業による工業団地について、引き続き残る区画の早期分譲に努める。

なお、平成14年12月24日には、土地造成事業の撤退、新規事業の中止、保有土地の速やかな処分が決定されている。

意見(完成土地等及び代替地として保有している佐倉第三工業団地の周辺の土地の活用について)

完成土地等及び代替地として保有している佐倉第三工業団地の周辺の土地について、特に面積の大きなAの神門地区保有地(56,472 m<sup>2</sup>)とCの代替地(22,427 m<sup>2</sup>)については、活用を検討中との回答であった。

一方で、県の土地開発公社の改革方針においては、将来的な土地造成事業からの撤退が決定しており、保有土地の速やかな処分が方針とされている。

土地開発公社においては、当該完成土地等及び代替地について早急に方向性を見直し、早期に対応を完了されたい。

⑤ 保有する土地の時価の状況について

令和2年度末において保有する土地の簿価と時価の状況は、以下のとおりである。

(図表 73)令和2年度末における保有土地の簿価及び時価

(単位:千円)

完成土地等	簿価 ①	時価 ②	差額 ② - ①
佐倉第三工業団地	103,870	124,000	20,129
千葉土気緑の森工業団地	255,290	1,253,253	997,962
合計	359,161	1,377,253	1,018,092

完成土地等	販売経費等 見込額 ③	要綱第 25条の時価 ④=② - ③	差額 ④ - ①	時価/簿価 ④/①
佐倉第三工業団地	12,000	112,000	8,129	107.8%
千葉土気緑の森工業団地	187,626	1,065,627	810,336	417.4%
合計	199,626	1,177,627	818,465	-

代替地	簿価 ①	時価 ②	差額 ② - ①
佐倉第三工業団地	2,034	2,317	283
合計	2,034	2,317	283

代替地	販売経費等 見込額 ㉞	要綱第 25条の時価 ㉡=㉢ - ㉞	差額 ㉡ - ㉢	時価/簿価 ㉡/㉢
佐倉第三工業団地	11,190	△8,872	△10,906	△436.2%
合計	11,190	△8,872	△10,906	-

固定資産	簿価 ㉠	時価 ㉡	差額 ㉡-㉠	時価/簿価 ㉡/㉠
固定資産の土地	77,984	96,531	18,547	123.8%
合計	77,984	96,531	18,547	-

造成地賃貸	簿価 ㉠	時価 ㉡	差額 ㉡-㉠	時価/簿価 ㉡/㉠
千葉土気緑の森工業団地	4,046,007	3,880,690	△165,317	95.9%
あさひ鎌数工業団地	3,049,522	2,705,623	△343,898	88.7%
合計	7,095,529	6,586,313	△509,216	-

なお、土地開発公社に確認したところ、公有用地及び代行用地については時価を把握していないとの回答であった。

#### ⑥ 財務規程等の取り扱い

千葉県土地開発公社財務規程第 98 条において、決算諸表の作成については、この規程に定めるもののほか、土地開発公社経理基準要綱によるものとしている。また、土地造成事業に係る土地等の評価方法については、土地開発公社経理基準要綱 25 条において、特定土地、土地造成事業に係る土地又は代替地については、その時価が取得原価より著しく下落したときは、近い将来明らかに回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないとされており、著しい下落とは、時価が取得原価に比べて概ね 50%以上下落している場合とし、時価は、売却時価を基礎とした正味実現可能価額とし販売見込額から販売経費等見込額を控除した価額とすると定めている。なお、土地開発公社では、監事の指導を受け、内部決裁(平成 19 年 3 月 30 日付)により平成 18 年度決算以降、時価が取得原価に比べて概ね 30%以上下落している場合に強制評価減を適用しているが、規程により定めているわけではない。

代替地の佐倉第三工業団地については、土地開発公社経理基準要綱第 25 条の時価が△8,872 千円であり、著しく下落している状況にあるが、時価を貸借対照表価額としていない。

意見(強制評価減を適用する下落率の規程化について)

土地開発公社では、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合に強制評価減を適用しているが、規程により定めているわけではない。稟議決裁により下落率を変動させることが可能であり、理事長の判断で下落率の基準を変更できる余地を残すことになる。したがって、強制評価減を適用する下落率については、規程等により定める必要がある。

指 摘(代替地の佐倉第三工業団地の計上額について)

代替地の佐倉第三工業団地については、土地開発公社経理基準要綱第 25 条の時価が△8,872 千円であり、著しく下落している状況にあるが、時価を貸借対照表価額としていない。

販売経費等見込額が売価を超えるため、正味実現可能価額はマイナスとなるが、その場合には、代替地の帳簿価額をゼロまで切り下げたうえで、当該マイナス部分について反映させるため引当金の計上が必要となるため是正されたい。

#### 4 あっせん等事業について

##### (1) あっせん等事業について

あっせん等事業は、国、県、市町村等からの委託により道路用地等の用地交渉業務等を行う事業である。令和 2 年度においては、県から国分下貝塚線用地取得事業ほか 18 事業を受託し、取得業務を実施している。この事業では、44,113 千円を収益とし、109,467 千円を原価として計上しており、赤字事業となっている。

##### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
優先順位をつけて事業を実施しているか	・事業の進捗の状況をヒアリングする。
交渉を続けているか	・用地交渉の状況をヒアリングする。
あっせん等事業の損益は妥当か	・あっせん等事業の損益の資料を閲覧する。

##### (3) 実施結果

###### ① あっせん等事業について

千葉県土地開発公社が受託している、あっせん等事業は、国、県、市町村等からの委託により道路用地等の用地交渉業務等を行う事業である。令和 2 年度においては、県から国分下貝塚線用地取得事業ほか 18 事業を受託し、取得業務を実施している。この事業では、令和 2 年度において 44,113 千円を収益とし、109,467 千円を原価として計上しており、毎年度、数千万円の赤字事業となっている。

(図表 74)あっせん等事業の収益・原価

(単位:千円)

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
収益	52,280	52,237	53,521	47,287	44,113
原価	75,805	64,516	78,177	98,180	109,466
損益	△23,525	△12,279	△24,655	△50,892	△65,353

あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。土地開発公社においては、令和2年度は用地担当者8名が2名1班となり、地権者149名に対して、348回の交渉を行っている。職員8名の人件費は固定費であるが、補償契約が成立しないと収益とはならず、契約成立件数が予算に達しないため、人件費より収益が少なくなっている。

たとえば、令和2年度においては、美浜長作町線外2線について4,840千円の収益の予定が、地権者26件中、契約が0件のため、実際の収益は0円であった。当該路線の地権者26件に対して、年間79回にわたり交渉しているものの、収益がない。

県土整備部は、土地開発公社に対しては比較的困難な案件を委託しているにもかかわらず、契約に至らないと委託料が支払われない。そのため、交渉が複数年にわたる場合には交渉中の年度においては収益が得られないという、土地開発公社にとって不利な契約となっている。

あっせん等事業は毎年赤字であり、予算においても、あっせん等事業が赤字の場合における補填が検討されておらず、土地開発公社において全体の収支を考えなければならない状況となっている。

たとえば、特定の路線を開通させるために重要な土地が困難案件となっており、その周辺の地権者との契約がすべて成立しないケースなどがある。このようなケースでは、周辺の地権者と交渉しても、当該土地が契約した場合には契約するという回答しか得られず、交渉回数を増やしても契約が成立しないため、収益につながらないことがある。

困難案件について、契約が成立しなくても収益となるように、たとえば、事業反対者等の困難案件については、他県で導入している例もある「積上げ方式」を導入することも一案と考える。

#### 意見(あっせん等事業について)

あっせん等事業は、用地交渉が成功した用地補償費の総額に応じて委託料が決められており、補償契約が成立しないと、土地開発公社の収益とならない。

県に対して、事業反対者等の困難案件については、他県で導入している例もある「積上



げ方式」を導入してもらうことも一案と考える。

## 5 情報セキュリティについて

### (1) 土地開発公社における情報セキュリティ

千葉県の外郭団体である千葉県土地開発公社においては、「千葉県情報セキュリティ基本方針」に準じた土地開発公社独自のセキュリティ基準を作成すべきであるが、土地開発公社においてセキュリティ基準は策定されていない。よって、従うべき基準が存在しないため、ここでは「千葉県情報セキュリティ基本方針」および「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」を参考に判断することとした。

### (2) 千葉県における情報セキュリティ

千葉県では、「千葉県情報セキュリティ基本方針」を掲げ、千葉県職員は当該基本方針に基づき策定された「千葉県情報セキュリティ対策基準」に従い情報セキュリティ対策を実施している。

#### 「情報セキュリティ基本方針(一部抜粋)」

4 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。

5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び監査を通して、定期的に対策の見直しを実施します。

6 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守します。

「千葉県情報セキュリティ対策基準」及び実施手順となる「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」によると、主な対策としては物理的セキュリティとしての管理者ID、パスワードの設定等、人的セキュリティとしての情報セキュリティに関する研修等、技術的セキュリティとしての外部ネットワークとの接続制限等を実施することが挙げられている。

### (3) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
土地開発公社の情報セキュリティについて	・規定が制定され、規程に基づいた管理がされているかを質問及び閲覧により確認する。

#### (4) 実施結果

土地開発公社の情報セキュリティに関する事項は、下記のとおりである。

##### ① 情報セキュリティについて

PC 及びID、パスワードの管理 PC は 1 人 1 台貸与している。ログイン ID は個人に対し発行している。パスワードは、当初付与されたままのパスワードを使用している。PC、ID、パスワードは一覧表にして管理している。

土地開発公社で使用している PC については、耐用年数を過ぎているため、セキュリティ強化も含め、令和 3 年度中に入れ替えを予定している。

##### ② 使用しているシステム及びID、パスワードの管理

土地開発公社PCで使用しているシステム、およびID、パスワードの管理状況は、以下のとおりである。

(図表 75)土地開発公社におけるシステム、ID、及びパスワードの管理状況

使用しているシステム	ID、パスワードの管理状況
会計システム	職員 16 名に対しIDを付与している。 パスワードは、ID 付与時に割り当てられたパスワードを使用している。ID に、管理者権限、利用者権限の区別がある。利用者権限については、更にランク分けがあり、操作できる階層が異なる。
金利計算システム	事業部用地第一課の職員 3 名に対し ID を付与している。 パスワードは所与のものを利用している。
グループウェア	PC ネットワークを通じて、外部と接続できる。 ID とパスワードは、当初付与したものを利用しており、職員各人に対し専用の ID、パスワードが付与されている情報系の PC のみ接続可能である。業務系の PC 及びサーバは外部ネットワークに接続しないので、外部からの攻撃リスクは低い。

##### ③ 情報資産の管理

貸与PCについては、リスト化し管理している。また、自宅持ち帰り用PCについても同様にリスト化し管理している。

USB 等の媒体を利用して情報を持ち出すことは、禁止されている。

なお、情報事故については、発生していない。

#### ④ 災害対策、事故対応等

災害対応訓練、事故対応訓練等は、実施していない。データのバックアップは、土地開発公社内にあるサーバに保管されるが、業務系サーバ(会計システム、金利計算システム)については、外部ネットワークと接続しないため、外部サーバへの保管はできない。

なお、人的セキュリティ対策の一環として実施されるべき定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても、実施していない。

#### 指 摘(情報セキュリティ基準の未作成について)

土地開発公社では、情報セキュリティの基本となる「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。

土地開発公社においては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規定を定め、適切な運用を図るべきである。

#### 意 見(パスワードの管理について)

土地開発公社のログイン ID に係るパスワードについては、固定化されており、リストに記載され管理されている。パスワードは当初付与されたものから変更することができないため、セキュリティとしては脆弱である。PC の入れ替えによるセキュリティ強化とともに、パスワードに関しても文字制限、定期的な変更等を導入し、セキュリティ強化につなげられるよう検討されたい。

#### 意 見(災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について)

土地開発公社では、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても実施していない。

土地開発公社のサーバは外部とつながっていないため、攻撃される可能性は低いですが、自然災害や事故でサーバが稼働しなくなる可能性はゼロではない。安全のためにも、土地開発公社以外の場所に重要な事項だけでも保管できるよう、検討されたい。また、標的型攻撃メール対応訓練については、外部ネットワークとつながることができるため、攻撃をすべて回避することはできないため、必要な訓練と考えられることから、実施について検討されたい。

## 6 勤怠管理について

### (1) 勤怠管理

土地開発公社における勤怠管理のうち具体的な勤務時間等については、「千葉県土地開発公社就業規程(以下「就業規程」という。)」に定められている。

就業規程において、理事長は、業務上特に必要がある場合には、労働基準法に定めるところに従い、職員の代表者との間に締結した協定の範囲内において、職員に対し時間外勤務又は週休日・休日勤務を命ずることができる。また、職員は、時間外勤務及び週休日・休日勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務・週休日・休日勤務等命令簿により、当該命令を受領した旨の確認をしなければならないとされている。また、所属職員の時間外勤務命令簿に関することについては、部長の専決事項となっている。

「千葉県土地開発公社就業規程(一部抜粋)」

#### 第3節 時間外勤務等

(時間外勤務及び週休日・休日勤務)

第10条 理事長は、業務上特に必要がある場合には、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定めるところに従い、職員の代表者との間に締結した協定の範囲内において、職員に対し時間外勤務又は週休日・休日勤務を命ずることができる。

2 職員は、時間外勤務及び週休日・休日勤務を命ぜられた場合には、時間外勤務・週休日・休日勤務等命令簿(別記第4号様式)により、当該命令を受領した旨の確認をしなければならない。

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
職員の残業時間を含めた勤務時間の管理は適切に行われているか。	・職員の勤務時間の管理方法について、ヒアリングを行うとともに、関連資料を閲覧する。

### (3) 実施結果

土地開発公社では、職員に平日の残業を命令する場合、事前に時間外・週休日・休日勤務等命令簿にて直接監督者(課長等、直属の上長)及び命令権者(部長等)の承認を得て行う。実際の残業時間が事前の命令と異なる場合、当命令簿にて当該時間を修正する。しかし、修正後の時間を改めて上長等に報告し、承認を得ることは行っていない。また、職員の出勤退勤時間を記録する仕組みがないことから、修正された残業時間と実際の残業時間

の整合性を上長等が確認できない。最終退出者は退出時刻の管理表に記載することになっており、総務課担当者は、当該管理表に記載された時刻と命令簿の記載に齟齬がないことを確認しているが、最終退出者が時刻を誤って記載した場合、検出できない。また、最終退出者以外の職員の退勤時間と命令簿の記載の整合性は確認できない。

#### 指 摘(勤怠管理について)

職員に平日の残業を命令する場合、時間外・週休日・休日勤務等命令簿にて直接監督者及び命令権者の承認を得て行うが、実際の残業時間が事前の命令と異なる場合であっても、職員は当命令簿の残業時間を修正するのみに留まり、改めて上長等に報告し承認を得てはいない。事後に上長等の承認を得る統制を整備する必要がある。

#### 意 見(残業時間の把握について)

職員の出退勤時間を記録する仕組みがなく、実際の残業時間を上長等が確認できない。タイムカード等のシステムによる管理、あるいは勤務終了時に上司にメールで報告するなど、適正な残業時間を把握できる仕組みを整えることが望ましい。

なお、土地開発公社では、令和 4 年度に庁舎警備システムと連動した勤怠管理システムの導入を検討している。

## 7 消耗品管理について

### (1) 消耗品管理について

#### ① 消耗品の定義

消耗品:その性質上使用することによって消耗するものをいう。

消耗品は財務規程において「たな卸資産」の範囲に含まれ、たな卸資産は貯蔵品として経理を行うものをいう(財務規程第 49 条)。

#### ② 消耗品管理について

千葉県土地開発公社財務規程第 51 条において、「物品取扱員は、常に業務の執行上必要な量のたな卸資産の確保に務め、かつ、これを適正に管理しなければならない。」と規定されている。

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
消耗品の管理は適切に行われているか。	・消耗品の管理方法について概要を把握するため、担当者への質問及び関連する文書等の査閲を行う。

### (3) 実施結果

#### ① 消耗品の管理について

土地開発公社において保有している消耗品は、文具等であり、総務課が管理している。なお、令和3年10月末時点での消耗品の残高は58,042円である。

消耗品を職員等が使用する際は備消耗品使用簿に品名・個数・使用者を記載することとしている。総務課では当該使用簿の記載内容と実際に使用者が持ち出した物との一致を確認しているとのことである。しかし、使用簿の様式には確認した証跡を残す箇所はなく、また証跡は残されていないことから、総務課担当者が確認したことは使用簿上はわからない。総務課担当者は月末に消耗品の量を目視で確認し、業務の執行上必要な量に足りないときは発注を行う。消耗品の数量の管理に関し、購入の際の決裁書である調達回議書又は上記の使用簿を確認することで受け払いした数量の把握は可能である。一方で、保有している在庫のあるべき数量は把握していないことから、月末あるいは期末等、定期的にあるべき数量と実際の在庫の数量との一致を確認していない。

#### 意見(消耗品の管理について)

千葉県土地開発公社財務規程第51条において、「物品取扱員は、常に業務の執行上必要な量のたな卸資産の確保に務め、かつ、これを適正に管理しなければならない。」と規定されている。たな卸資産のうち消耗品について、運用上、使用の際には上記の使用簿に記載しており、その記載内容が適切であるか確認しているものの、その証跡は残されていないことから、規程に従った管理をしているかが使用簿を見ただけではわからない。使用簿の様式を、受、払、在庫の数量及び確認証跡がわかるような様式に変更し、その記載内容と実際の数量との一致を確認することが望ましい。

#### 意見(財務規程の見直しについて)

現行の財務規程上、消耗品はたな卸資産として管理を行うこととされており、文具等少額の消耗品についても、当該規程に従い管理することになる。規程によると、使用簿に受払及び在庫の数量を記載し、実際の棚卸数量と受払簿上の数量を比較し、差がある場合には棚卸減耗として処理することが適正と解することができる。当該規程は長期にわたり改正されていないことから、消耗品の棚卸を実施していない現状と整合していない。消耗品の定義も含めて規程の内容を見直し、例えば、一定金額未満の少額消耗品については棚卸を不要とする例外規定を設ける等することが望ましい。

## 8 現金・預金管理について

### (1) 現預金の管理について

土地開発公社で保有している現金及び有価証券の保管については、千葉県土地開発

公社財務規程の第 24 条において、また、預金残高の報告については、同規程の第 47 条において、それぞれ下記のとおり規定されている。

<p>千葉県土地開発公社財務規程(平成 31 年 4 月 1 日施行)</p> <p>(現金及び有価証券の保管)</p> <p>第 24 条 総務課長は、すべての現金及び有価証券を理事長の指定する金融機関に預け入れ又は保護預けして保管しなければならない。</p> <p>2 前項の預け入れは、別段預金、当座預金、普通預金、通知預金又は定期預金とする。</p> <p>(預金残高の報告)</p> <p>第 47 条 総務課長は、毎月預金残高調書(別記第 25 号様式)を作成し、総務部長を経て理事長に報告しなければならない。</p>
---

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
現金及び預金の管理状況を把握する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金、預金通帳及びその他金券類について、金庫内の保管状況を確認し、簿外となっている現金や預金通帳等がないかを確認する。</li> <li>・現金実査を実施する。</li> <li>・預金通帳の残高について、預金残高調書との一致を確認する。</li> </ul>

## (3) 実施結果

土地開発公社作成の預金残高調書を入力し、通帳と照合することで、預金の実在性を確認した。その結果、下記のとおり、1 年以上使用していない残高 0 円の通帳が 3 冊存在した。

(図表 76) 1 年以上使用していない残高 0 円の通帳

口座名義	金融機関	使途概要	最終記帳日
千葉県土地開発公社	あおぞら銀行	なし	平成 27 年 3 月 23 日
千葉県土地開発公社	三井住友銀行	なし	平成 14 年 3 月 20 日
千葉県土地開発公社	三菱 UFJ 銀行	なし	平成 24 年 3 月 23 日

上記通帳は、過去の借入の際に使用したものであるが、現在は完済されているため、使用していない。

意見(残高0円の通帳について)

通帳については、使途がないものを保有していることで、管理が煩雑になるとともに、不正に使用される恐れがある。そのため、管理上の観点からも、使途がない上記の通帳については、解約することが望ましい。



## VI 公益財団法人千葉県下水道公社

### 1 公益財団法人千葉県下水道公社の概要

#### (1) 設立趣旨

下水道は市街地の雨水排除及び生活排水などの汚水処理により都市の生活環境を改善し、河川湖沼等の水質を保全するために不可欠な施設である。しかしながら、下水道事業着手済の市町村では下水道施設の建設及び維持管理に要する経費の節減並びに技術職員の安定確保、また新たに下水道事業を着手する市町村では財政負担及び技術者の確保等が課題となっている。このような状況から公益財団法人千葉県下水道公社(以下「下水道公社」という。)は、下水道知識の普及啓発、下水道技術者の養成を行い、併せて下水道施設の管理、下水道事業に係る計画設計・建設工事の受託並びに財政援助を積極的に行い、千葉県下水道整備の推進を図ることで、県民の生活環境の改善と河川、湖沼等の水質が保全されることを目的として設立された。

#### (2) 収支予算及び決算

##### ① 当初予算

(図表 77)過去 3 年間の下水道公社当初予算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
経常収益	6,216,267	6,924,114	6,857,761
経常費用	6,264,851	6,947,277	6,822,262
当期経常増減額	△48,584	△23,163	35,499
当期一般正味財産増減額	△48,584	△23,163	35,499

##### ② 補正予算

(図表 78)過去 3 年間の下水道公社補正予算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
経常収益	4,748,586	5,501,163	6,045,119
経常費用	4,834,007	5,542,063	6,050,131
当期経常増減額	△48,584	△40,900	△5,012
当期一般正味財産増減額	△48,584	△40,900	△5,012

### ③ 決算

(図表 79)過去 3 年間の下水道公社決算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
経常収益	4,294,366	6,093,653	4,917,956
経常費用	4,357,805	6,078,759	4,928,417
当期経常増減額	△63,439	14,893	△10,460
当期一般正味財産増減額	△63,439	14,893	△10,460

#### (3) 主要事業の概要

##### ① 下水道施設の管理受託事業

流域下水道施設(下水道の多目的活用に係る施設等を含む)の維持管理業務から得た豊富なノウハウにより委託団体施設の維持管理業務等を支援している。

##### ② 下水道事業に係る建設その他業務の受託事業

下水道事業を新規に着手する市町村や高度な技術力を要する設計・工事を予定している県や市町村から下水道計画設計、実施設計及び建設工事を受託し、支援している。

##### ③ 下水道知識の普及啓発事業

県民に下水道に対する認識や正しい知識を深めてもらうため、県や市町村と連携しながら効果的・効率的な普及啓発活動を実施している。また、市町村等の下水道担当者の技術力向上のため、講習会や意見交換、研修生の受け入れを行っている。

##### ④ 下水技術の調査研究事業

長年にわたる下水道施設の維持管理経験から得た技術や知識をもとに、調査研究を行っている。

##### ⑤ 下水道技術者の養成事業

下水道公社では下水道事業の新規着手市町村支援のため下水道担当職員の育成を目的とした研修生の受け入れを実施している。また、市町村の下水道技術職員を対象とした技術講演会を開催し、技術的な面から支援している。

##### ⑥ 下水道資源の有効利用事業

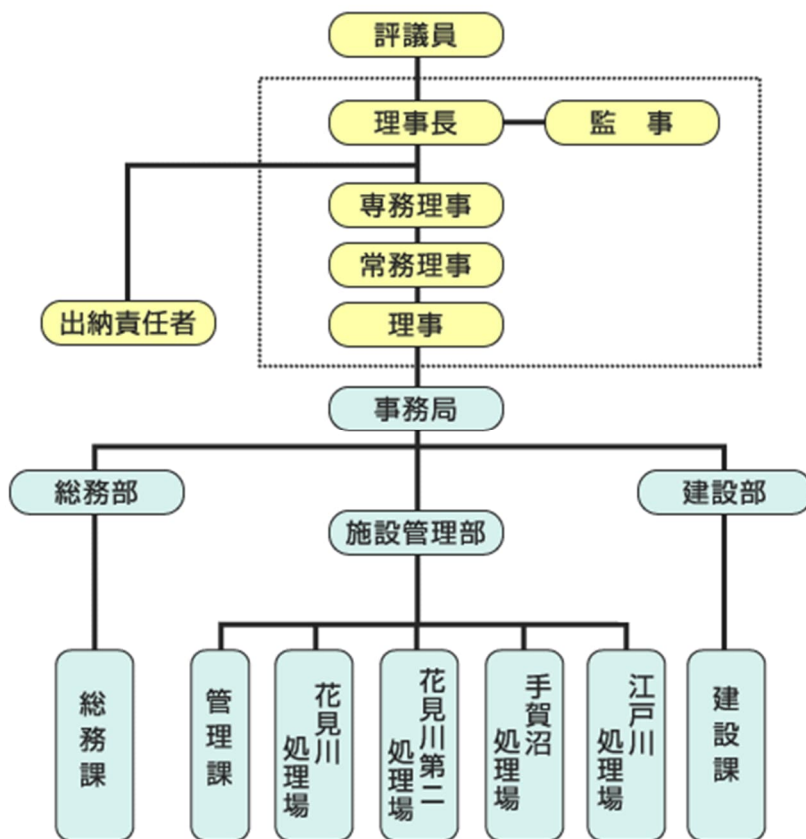
幕張新都心では、省エネルギーを実現するため、下水の処理水を利用した効率よい地域冷暖房を行っている。

2 組織運営について

(1) 組織及び人員配置

① 組織図

(図表 80)下水道公社組織図



② 職員の配置

(図表 81)下水道公社職員配置

(令和3年3月31日現在)

(単位:人)

所属		千葉県派遣	プロパー	計
総務部	部長(*)			
	総務課	1	6	7
	計	1	6	7
施設管理部	部長		1	1
	管理課		3	3
	花見川処理場		7	7
	花見川第二処理場		5	5
	手賀沼処理場		5	5

	江戸川処理場		13	13
	計	0	34	34
建設部	部長		1	1
	建設課		6	6
	計	0	7	7
合計		1	47	48

(\*)専務理事兼務

プロパー職員数に嘱託職員(5人)を含む。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
下水道公社の収支状況、剰余金の規模等の適格性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書入手し内容を確認するとともに、収支状況、正味資産の内容についてヒアリングする。</li> <li>・残高が多額な正味財産について、認識及び今後の方針等について質問する。</li> </ul>
職員の勤務状況の適切性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務予測に基づく各課の必要人数と在籍人数の比較表入手し、内容を確認する。</li> <li>・下水道公社としての対応方針について質問する。</li> </ul>

(3) 実施結果

① 収支及び剰余金について

維持管理業務は現在は実費精算であり、単年度収支はトントンから赤字状況。

工事受託がある年度は利益がでるが、無い年度は赤字になる。

一方で、正味財産は指定 367 百万円、一般 990 百万円 計 1,357 百万円となっている。

指定正味財産は県及び市町村からの出捐金と同額であり、出捐金をそのまま指定正味財産として処理した。

一般正味財産の内 690,416 千円については、以下の特定資産に対応している。

(図表 82)特定資産の内訳

特定資産の名称	積立残高
調査研究事業積立資産	12,105 千円(令和 2 年度増減額 0 円)
普及啓発事業積立資産	366,354 千円( 同 △33,646 千円)
啓発施設積立資産	264,154 千円( 同 0 円)
災害支援積立資産	40,000 千円( 同 0 円)
研修支援積立資産	7,803 千円( 同 △2,197 千円)

差額の一般正味財産 300,000 千円については、建設事業の受託事業が各年度で変動があり、安定しない要素もあることから、経営上の安定した資金として担保している。

意見(正味財産残高について)

公益法人として、剰余金が過大なのは適切ではない。

下水道公社の説明では、各特定資産に対応したものが大宗であるとしているが、各特定資産の事業内容、積立額の算定根拠が曖昧であり、令和2年度の取り崩し額(使用額)も35百万円程度にとどまっている。さらに特定資産の取り崩しは、目的支出があった年度ではなく、翌年度期首に実施されているとのことである。

事業資金として特定資産化するのであれば、具体的事業内容の明確化、積立額の算定根拠の明確化とともに、各年度で的確に使用(取崩し)することが求められる。

一方で、個々の受託業務において、原価及び一般管理費について、実費での契約額としているが、手数料等を受け取ることを検討してはどうか。

同じ県所管の公益法人で、総原価に6%の手数料を乗せて、県や市町村との業務契約金額としている例もあり、この場合、事業原価対応分は収益事業、手数料分は法人会計で計上するなどが考えられる。

## ② 職員の業務状況

下水道公社では、前年度の1月に当年度の業務量見込みの調査を実施している。

課ごとに業務を洗い出し、必要人日を計上し、総必要人数と実際所属人数を比較した結果、総務課 現員6人:仕事量7.9人、管理課2人:3.9人、花見川処理場6人:6.5人、花見川第二3人:3人、手賀沼4人:6.5人、江戸川9人:11.6人、建設課9人:19.4人 合計19.8人不足という結果になった。

特に差が大きい建設課に関しては、市町村の受注量見込みの数字を参考にしたり、臨時的な事案の業務量を見込んだりしているため、実際に市町村・関係機関との調整や臨時的な事案の消滅などで、予定どおりの業務量とならない。

令和2年度の実績は、下水道事業に精通した嘱託職員を配置するなどして、在籍職員の1か月の残業時間数も1人当たり約8時間と労働負荷も軽減された。

そもそも、建設課の翌年度業務量調査で大幅な負荷がかかる要因として、翌年度(令和2年度)に予想された会計検査院の会計検査対応業務2,044人日(年間稼働日数235日で割ると8.6人分)を加味したものであったが、実際には対象業務範囲の縮小により252人日(1.07人分)で済んだため、結果的に過大な労働負荷は回避されたとのことである。

その他の部署については、在籍人数と業務量調査の要望人数との差が0.5人から2.5人の不足という結果であることを踏まえ、令和2年度実績では新規職員のほか、嘱託職員や日々雇用職員を配置するなどしてカバーしたとのことである。

### 意見(職員の適正業務量の保持について)

今回、結果として職員の過大な労働負荷は回避されたが、そもそもの業務量予測の見込み値算定根拠の甘さ、実際に発生が確定したら対処すればいいとする雇用者側の姿勢など、多重的な課題が内在していると考え。職員の労働時間適正化の問題は、雇用者として優先すべき課題で、結果オーライで済まされるものではない。

業務量予測の精度の向上を前提に、特に人手が不足する部署については、応急手当として臨時雇用や期間雇用職員を検討し迅速な改善対処が求められる。また、中期的には計画的に職員を採用し、人材を育成する必要がある。そのための財源については、正に余剰資金の適切な使用を検討されたい。

### 3 下水道公社の実施する建設事業について

#### (1) 下水道公社の実施する建設事業について

下水道公社は、公益目的事業として、下水道の整備促進事業(普及啓発事業、管理事業、建設事業)を行っている。下水道の整備促進事業のうち建設事業は、公共下水道の設計業務の受託、設計積算業務の受託、管渠・ポンプ場等の建設工事の受託、施工監理の受託を行っている。令和元年度及び令和2年度の受託内容別の事業収益の金額は以下のとおりであった。

(図表 83)受託内容別事業収益

(単位:千円)

受託内容	令和元年度	令和2年度
設計業務	148,621	214,060
設計積算業務	12,617	5,800
建設工事	3,173,397	1,069,405
施工監理	21,661	9,681
合計	3,356,296	1,298,947

#### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
建設事業の受託業務の実施状況は適切か。	・受託業務について担当者にヒアリングを行い、見積書、契約書等の関連資料を閲覧する。

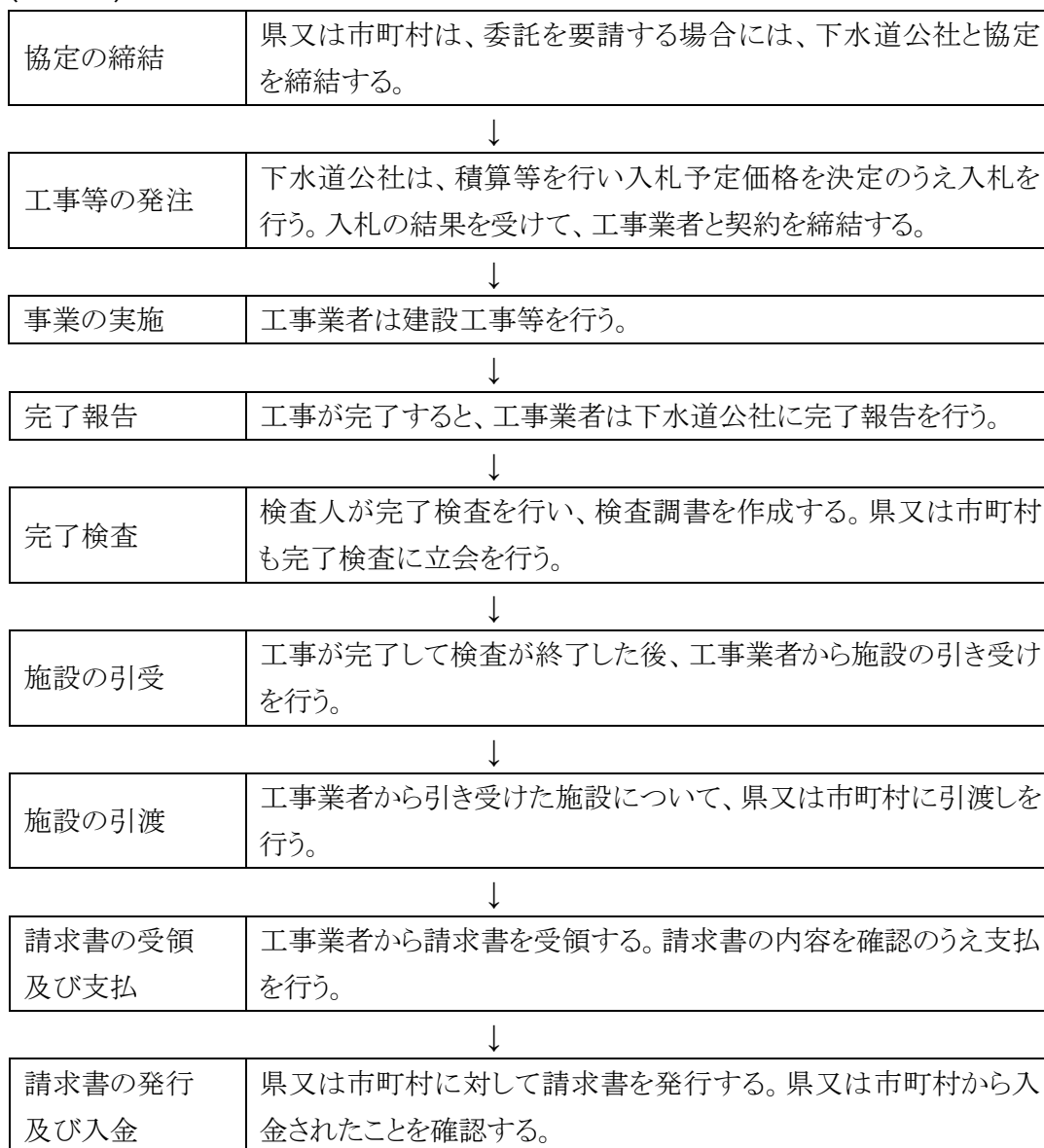
#### (3) 実施結果

##### ① 建設事業の受託業務の業務フローについて

建設事業の受託業務(設計業務、設計積算業務、建設工事、施工監理)は、以下のとおり

である。

(図表 84)建設事業の受託業務フロー



② 受託業務の実施状況について

各自治体からの設計業務、設計積算業務、建設工事、施工監理の受託状況は、以下のとおりである。

(図表 85)自治体別受託状況

(単位:千円)

市町村名	件数	金額
浦安市	1	95,027

印西市	1	87,572
木更津市	7	431,466
佐倉市	4	79,469
芝山町	3	18,318
東金市	3	254,481
富里市	3	42,072
成田市	2	85,209
八千代市	1	22,163
長生村	3	31,063
白井市	1	123,681
茂原市	1	5,990
香取市	1	22,436
		1,298,947

建設工事請負契約書の 32 条において、工事の完成検査完了後、建設業者が工事目的物の引渡しの申し出によって引渡しが行われる。また、自治体との建設工事委託に関する協定 13 条において、引渡しは完成認定後、引継書の提出により行うこととされている。

受託業務について、サンプルを抽出して取引内容を確認した結果、以下の取引について、下水道公社から施工業者へ提出する引受書の工事目的物引受年月日と自治体から下水道公社へ提出する引受書の工事目的物引渡し年月日にずれが生じていた。

(図表 86)取引内容の確認結果

工事名	令和元年度佐倉市公共下水道管渠改築工事委託
請負代金	63,248,900 円
施工業者からの工事目的物引受年月日	令和 3 年 2 月 24 日
自治体への引渡し年月日	令和 3 年 2 月 26 日

工事名	木更津市公共下水道金田西地区枝線管渠(R2-4)建設工事
請負代金	38,691,400 円
施工業者からの工事目的物引受年月日	令和 3 年 3 月 26 日
自治体への引渡し年月日	令和 3 年 3 月 29 日



工事名	木更津市公共下水道金田西地区枝線管渠(R2-5)建設工事
請負代金	38,775,200 円
施工業者からの工事目的物引受年月日	令和 3 年 3 月 26 日
自治体への引渡し年月日	令和 3 年 3 月 29 日

例えば、令和元年度佐倉市公共下水道管渠改築工事委託においては、施工業者からの工事目的物引受年月日は、令和 3 年 2 月 24 日であり、佐倉市への工事目的物引渡年月日は、令和 3 年 2 月 26 日となっている。当該 2 日間の間に事故等が生じた場合には、下水道公社がそのリスクを負担することになる。下水道公社は、管渠・ポンプ場等の建設工事の施工監理が業務であることから、当該リスクを負担することは適切ではないと考えられる。

意見(施工業者からの工事目的物の引受と同日に自治体へ工事目的物を引渡ことの徹底について)

受託業務について、サンプルを抽出して取引内容を確認した結果、施工業者からの工事目的物引受年月日と自治体への工事目的物引渡し年月日に数日間の差がある取引が存在していた。当該期間に事故等が生じた場合には、下水道公社がそのリスクを負担することになる。下水道公社は、管渠・ポンプ場等の建設工事の施工監理が業務であることから、当該リスクを負担することは適切ではないため、施工業者からの工事目的物の引き受けを行った日と同日に自治体へ工事目的物を引き渡すことを徹底されたい。

#### 4 勤怠管理について

##### (1)勤怠管理

下水道公社における勤怠管理のうち具体的な勤務時間等については、公益財団法人千葉県下水道公社就業規則に定められている。

同規則において、理事長は、業務上特に必要がある場合には、職員に対し、勤務時間外又は休日及び週休日における勤務を命ずることができることとされている。また、職員は勤務時間外に出社し、又は退社しようとするときは、時間外出退社簿に所要事項を記入し、その時刻を明らかにしておかなければならない旨が定められている。

「公益財団法人千葉県下水道公社就業規則(一部抜粋)」

(時間外及び休日等の勤務)

第 10 条 理事長は、業務上特に必要がある場合には、職員に対し、勤務時間外又は休

日及び週休日における勤務を命ずることができる。この命令によって休日及び週休日に勤務する場合は、勤務時間、休憩時間は平日と同様とする。

(出勤簿)

第 11 条 職員は、出勤したときは自ら直ちに出勤簿(別記第 3 号様式)に押印しなければならない。

(時間外出退勤)

第 14 条 職員は、勤務時間外に出社し、又は退社しようとするときは、時間外出退勤社簿(別記第 5 号様式)に所要事項を記入し、その時刻を明らかにしておかなければならない。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
勤怠管理は規程に沿って行われているか。	・質問、閲覧等により、規程に沿った勤怠管理が行われているかを確認する。

## (3) 実施結果

### ① 勤怠管理について

勤怠管理は、出勤簿により管理されているが、タイムカード等出退勤記録が客観的に確認できるものを使用していない。本社では、鍵を管理室に返却し、鍵の管理簿に時間と最終退出者を明記するが、当該記録が残るのみである。そのため、残業時間については、自己申告に任せており、事前承認はなく事後承認のみである。なお、各施設に勤務する職員についても、本社勤務の職員と同様、タイムカード等による出退勤記録はなく、出勤簿による勤怠管理がなされている。夜間勤務等特殊な勤務形態はとっていない。夜間に異常が発生した場合には、施設の運転管理業者が 24 時間常駐し、対応している。

### 意見(勤怠管理について)

出退勤記録については、客観的に時間が確認できるタイムカード等の利用が望ましい。なお、タイムカード等については、客観的に確認できる出退勤記録として残るものであるため、本社だけでなく、各施設においても導入されるよう検討されたい。

## 5 情報セキュリティについて

### (1) 下水道公社における情報セキュリティ

千葉県の外郭団体である下水道公社においては、「千葉県情報セキュリティ基本方針」

に準じた下水道公社独自のセキュリティ基準を作成すべきであるが、下水道公社においてセキュリティ基準は策定されていない。よって、従うべき基準が存在しないため、ここでは「千葉県情報セキュリティ基本方針」および「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」を参考に判断することとした。

## (2) 千葉県における情報セキュリティ

千葉県では、「千葉県情報セキュリティ基本方針」を掲げ、千葉県職員は当該基本方針に基づき策定された「千葉県情報セキュリティ対策基準」に従い情報セキュリティ対策を実施している。

### 「情報セキュリティ基本方針(一部抜粋)」

4 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。

5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び監査を通して、定期的に対策の見直しを実施します。

6 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守します。

「千葉県情報セキュリティ対策基準」及び実施手順となる「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」によると、主な対策としては物理的セキュリティとしての管理者ID、パスワードの設定等、人的セキュリティとしての情報セキュリティに関する研修等、技術的セキュリティとしての外部ネットワークとの接続制限等を実施することが挙げられている。

## (3) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
下水道公社の情報セキュリティについて	・規定が制定され、規程に基づいた管理がされているかを質問及び閲覧により確認する。

## (4) 実施結果

下水道公社における情報セキュリティについては、下記のとおりである。

### ① PC 及びID、パスワードの管理

PCは1人1台貸与している。ログインIDは個人に対し発行している。パスワードは、ID付与時に与えられた担当者コードを使用しており、変更ルールはない。

貸与PCについては、県庁との連携はしていない。出先については、下水道公社内ネッ

トワークがある。

## ② 使用しているシステム及びID、パスワードの管理

下水道公社の PC で使用しているシステムについては、原則 PC ログイン時の ID、パスワードのみで使用できる。

## ③ 情報資産の管理

貸与 PC については、職員分、アルバイト分共に、リスト化し管理している。

USB 等の媒体を利用して情報を持ち出すことは、禁止されているため、在宅勤務の時などは、紙面で持ち帰っている。ただし、紙面による持ち出しについても、ルールは定められていない。

なお、情報事故については、発生していない。

## ④ 災害対策、事故対応等

災害対応訓練、事故対応訓練等は、実施していない。データのバックアップは下水道公社内にあるサーバに保管されるが、会計システムにおけるデータのバックアップは、ベンダーの管理するサーバにも保管している。

なお、人的セキュリティ対策の一環として実施されるべき定期的な標的型攻撃メール対応訓練については、実施していない。

### 指 摘(情報セキュリティ基準の未作成について)

下水道公社では、情報セキュリティの基本となる「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。

下水道公社においては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規定を定め、適切な運用を図るべきである。

### 意 見(パスワードの管理について)

下水道公社のログイン ID に係るパスワードについては、固定化されている。パスワードは当初付与されたものから変更することができないため、セキュリティとしては脆弱である。パスワードについては文字制限、定期的な変更等を導入し、セキュリティ強化につなげられるよう検討されたい。

意見(災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について)

下水道公社では、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても、実施していない。

下水道公社の会計システムのデータについては、ベンダーにも保管されており、バックアップが取れているが、その他のデータについては、下水道公社内のサーバ以外の保管がないことから、自然災害や事故でサーバが稼働しなくなった場合、復活させる手段はない。データの安全のためにも、下水道公社以外の場所に重要な事項だけでも保管できるよう、検討されたい。また、標的型攻撃メール対応訓練については、外部ネットワークとつながっているため攻撃をすべて回避することはできないことから、必要な訓練と考えられるため、実施について検討されたい。

## 6 物品管理について

### (1)物品管理について

#### ① 物品とは

地方自治法では、物品は、普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)とされている(地方自治法第 239 条第 1 項)。

財務規則においても、物品の定義は、地方自治法を準用している(財務規則第 2 条 15 号の 2)。

また、財務規則第 181 条において、物品を以下のように分類している。

#### 【再掲】(図表 24)財務規則第 181 条における物品分類

備品	その性質上長期間にわたって使用されるべき物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とすることができる。 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が 2 万円未満の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。) 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物 記念品、ほう賞品その他これらに類する物
消耗品	その性質上使用することによって消耗する物
動物	試験研究等に使用する小動物以外の各種の動物
材料品	生産、工事、工作等のため使用する物
生産物	材料品を使用して生産した物及び農産物、水産物、林産物等収穫した物
不用品	現に使用せず、かつ、将来も使用する見込みのない物で売渡し又は廃棄すべき物

受託品	他の者から借り入れて使用中の物
寄託品	他の者に貸し出した物又は保管若しくは売払いを委託した物

## ② 検収検査

公益財団法人千葉県下水道公社財務規程(以下、「下水道公社財務規程」という。)の第64条において、検収検査について下記のとおり規定されている。

<p>公益財団法人千葉県下水道公社財務規程(平成27年4月1日施行)</p> <p>(検収検査)</p> <p>第64条 流動資産(未成受託事業資産)、有形固定資産、物品の購入等については、理事長の指定する職員が検収し、検収調書を作成し、次の各号の区分により決裁を受けなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 薬品代等(単価契約分)については、全額部長</p> <p>(中略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約金額が100万円を超えないものについては、担当職員が検収・検査し、請求書又はこれに代わるべき書類に検収済の旨を付記し、検収調書及び工事検査調書の作成を省略することができる。また、契約金額が500万円を超えないものについては、工事成績評定表の作成を省略することができる。</p>
--

## ③ 決算時の会計処理

下水道公社財務規程第56条において、決算整理について下記のとおり規定されている。

<p>(決算整理)</p> <p>第56条 総務課長は、事業年度終了後、速やかに振替伝票により次の各号に掲げる事項について決算整理を行わなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>(9) 棚卸資産の計上</p>
--

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
消耗品の管理状況及び管理簿が適切であるか	・消耗品の管理状況をヒアリングし、管理台帳を閲覧する。

	・消耗品が実在しているにもかかわらず、管理台帳が作成されていないものがあるか確かめる。
期末時の消耗品在庫について、重要性があるものを適切に資産計上しているか	・管理台帳を閲覧し、期末時に資産計上すべき消耗品在庫がないか確かめる。

### (3) 実施結果

消耗品費に係る総勘定元帳の通査を実施したところ、金額的な重要性が高いものとして、江戸川第二終末処理場で使用する薬品費の購入が把握された。令和 2 年度の薬品費は約 5.1 億円となっており、事業費に計上されている消耗品費約 6.8 億円の大半を占めている。

薬品の管理状況について検証したところ、購入時は薬品購入簿に記載し、毎日の使用状況を工業薬品類点検表で管理していた。また、令和 3 年 3 月末の在庫検収表にて、硫酸アルミニウムの検収日在庫 17,690kg、次亜塩素酸ナトリウムの検収日在庫 13,330kg 等、棚卸を実施して月末在庫を把握していることを確かめた。

しかし、令和 3 年 3 月末時点の薬品在庫については、令和 2 年度の貸借対照表に資産計上されていなかった。薬品は購入時に全額消耗品費として費用処理しているため、下水道公社財務規程第 56 条により、年度末の在庫は、決算整理にて消耗品費から棚卸資産等の資産勘定へ振り替える必要がある。

年度末の薬品在庫を資産計上していない理由を下水道公社に確認したところ、県との業務委託契約書第 8 条第 3 項により、受託者である下水道公社が維持管理業務に係る事業費で取得した財産の所有権は、委託者である県に帰属すると記載されているため、下水道公社の貸借対照表には計上していないとのことであった。しかし、下水道公社の回答を受けて県の下水道課に確認したところ、当該業務委託契約書第 8 条では、公有財産等(公有財産及び備品)の使用及び所有権の帰属について規定しているため、薬品等の消耗品を対象とはしていないとのことであった。

以上により、薬品在庫の所有権が県に帰属するという下水道公社の認識は誤っており、江戸川第二終末処理場で使用する薬品費の令和 2 年度末在庫については、下水道公社の財務諸表、県の財務諸表双方において、資産計上されていないことが判明した。

また、県は下水道公社が費用計上した薬品費に対して業務委託料を支払っているが、下水道公社は薬品費について決算整理を実施しておらず、消費量ではなく購入量で費用計上しているのが実態である。そのため、県は下水道公社の未使用在庫部分に対しても委託費を支払っていることが判明した。

指 摘(薬品費に係る棚卸資産の計上漏れについて)

江戸川第二終末処理場で使用する薬品について、下水道公社は購入時に全額消耗品費として費用処理しているため、未使用在庫があるにもかかわらず、年度末に費用から資産へ振り替える決算整理を実施していない。そのため、現状では、薬品の消費量ではなく購入量に基づいて費用が計上されており、実態を適切に財務諸表へ反映できていない。

在庫検収表にて令和 2 年度末の在庫を把握することは可能であるため、決算整理を実施し、年度末の薬品在庫について適切に資産計上するべきである。

指 摘(江戸川第二終末処理場の管理に係る業務委託料について)

下水道公社は、江戸川第二終末処理場で使用する薬品費について、消費量ではなく購入量で費用計上し県に精算報告しており、県はその額で委託料を精算していた。本来であれば、下水道公社は、薬品の未使用在庫部分を除いた額で、精算報告するべきであったため、結果として、県は委託料を多く支払ってしまったことになる。

県は、江戸川第二終末処理場の管理に係る業務委託料について、委託料の精算時に適正な金額で精算する必要がある。

## 7 固定資産の管理について

### (1) 固定資産の管理について

#### ① 固定資産とは

固定資産とは、公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第 42 条において、以下のとおり規定されている。

公益財団法人千葉県下水道公社財務規程(平成 27 年 4 月 1 日施行)

(固定資産の範囲)

第 42 条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

#### (1)基本財産

基本財産としての有形固定資産で土地、建物、構築物、機械及び装置等基本財産としての有価証券、定期預金等

#### (2)その他の固定資産

##### ア 基本財産以外の有形固定資産

土地、建物、建物附属設備、構築物、機械及び装置、車両運搬具、建設仮勘定並びに耐用年数が 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の工具、器具、備品等

##### イ 基本財産以外の無形固定資産

地上権、借地権、電話加入権、施設利用権等

##### ウ 投資その他の資産



有価証券、保証金、長期前払金、長期貸付金、長期未収金、貸付信託預金、長期立替均等

② 固定資産の管理について

固定資産の管理については、公益財団法人千葉県下水道公社財務規程第44条の2において、以下のとおり規定されている。

公益財団法人千葉県下水道公社財務規程(平成27年4月1日施行)  
(固定資産の管理)  
第44条の2 固定資産管理者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。  
2 固定資産管理者は、各会計年度において1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
固定資産の管理状況及び固定資産管理台帳が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産の管理状況をヒアリングし、固定資産台帳を閲覧する。</li><li>・固定資産台帳において、適切に減価償却及び減損が行われているか確認する。</li><li>・実査を実施し、固定資産が実在しているにもかかわらず、固定資産台帳が作成されていないものがあるかについて確かめる。</li></ul>

(3) 実施結果

固定資産台帳を閲覧したところ、平成4年度及び平成5年度に取得した電話加入権859千円について、現在も貸借対照表に資産計上されていることを確認した。また、減価償却が実施されたのは、法人税基本通達7-1-9の改正された平成9年度が最後であり、以降は減価償却及び減損の手続は実施されていなかった。

意見(電話加入権について)

上記の電話加入権について、評価減を実施すべき規定は存在しないものの、実態として現在の使用価値はないと考えられるため、評価減を実施することが望ましい。

## VII 公益財団法人千葉県建設技術センター

### 1 公益財団法人千葉県建設技術センターの概要

#### (1) 設立趣旨及び概要

公益財団法人千葉県建設技術センター(以下「建設技術センター」という。)は、千葉県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的に平成 6 年に設立され、令和 3 年度において 28 年目を迎える。

この間、経営基盤の安定と業務の執行体制の整備を進めるとともに、出捐者である県及び市町村の要請に応えるため、公共工事の設計積算・施工管理などの発注者支援、災害復旧業務の技術支援、県内市町村が管理する公共土木施設の維持管理支援、建設技術者育成のための各種研修・講習会の開催及び建設工事の品質確保のための建設材料試験など、各種事業を展開し、公益法人としての責務を果たしてきた。

特に、設計積算受託業務を含む発注関係事務については、公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)第 21 条の「専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施できる者」として、中立かつ公正な立場で積極的に支援してきた。

#### (2) 収支予算及び決算

##### ① 収支予算

(図表 87)過去 3 年間の建設技術センター収支予算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
経常収益	602,635	538,986	609,112
経常費用	612,751	520,048	594,981
当期経常増減額	△10,116	18,938	14,131
当期一般正味財産増減額	△10,116	18,937	12,723

##### ② 決算

(図表 88)過去 3 年間の建設技術センター決算額

(単位:千円)

項目	令和 2 年度	令和元年度	平成 30 年度
経常収益	592,544	579,580	612,077
経常費用	552,117	528,209	557,760
当期経常増減額	40,427	51,371	54,316
当期一般正味財産増減額	27,560	41,826	53,202

### (3) 主要事業の概要

建設技術センターは、公益目的事業として、普及啓発事業、技術者養成事業、CALS／EC推進事業、図書配付事業、建設材料試験事業、災害復旧支援技術者派遣事業、公共土木施設維持管理支援事業を、収益事業として、電子情報化支援事業、設計積算受託事業、災害復旧支援受託事業、建設工事受託事業を行っている。

それぞれの事業内容は以下のとおりである。

(図表 89)事業内容

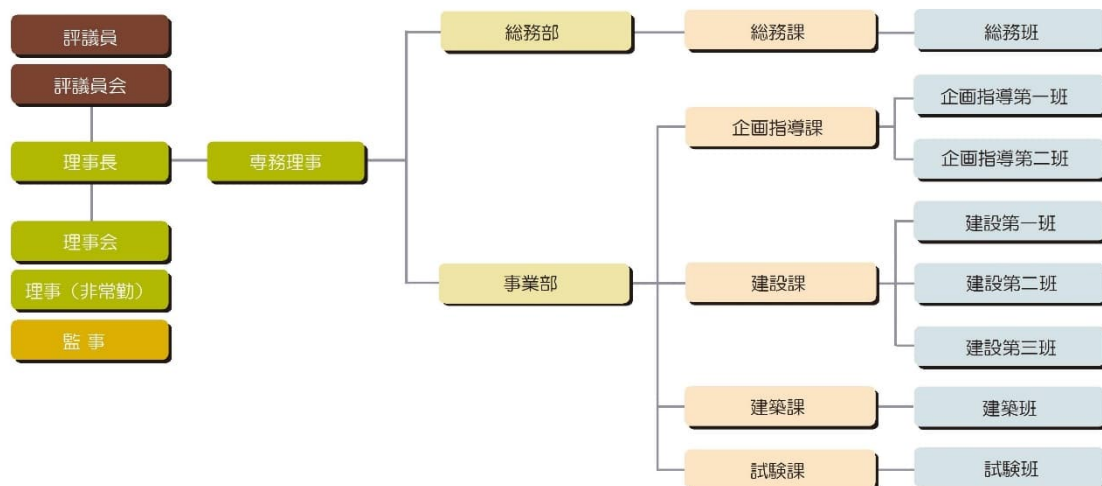
事業名	事業内容
普及啓発事業	新技術、新工法、新建設資材等の情報収集、提供及び専門図書等の整備を行う事業
技術者養成事業	県・市町村技術職員等を対象とした実務研修及び講習会を実施する事業
CALS／EC推進事業	県が実施する電子納品に係る電子成果品の副本の保管・管理及び電子納品・CAD操作等に関する講習会の講師派遣を行う事業
図書配付事業	建設工事の円滑な遂行に資するため、県が監修する積算基準を配付する事業
建設材料試験事業	公共事業及び民間発注工事の品質管理に必要な、コンクリート、鋼材、土質、骨材及びアスファルトの建設材料の試験を実施する事業
災害復旧支援技術者派遣事業	大雨や地震等により公共土木施設が被災した県内市町村の要請に基づき、速やかに災害復旧支援技術者を現地に派遣し、災害復旧活動の技術支援を行う事業
公共土木施設維持管理支援事業	県内市町村が管理する道路施設の点検・診断業務について、各市町村と協定を締結し、複数市町村の業務をまとめて発注(地域一括発注)する事業
電子情報化支援事業	県が開発した土木積算システムの運用等及びそのデータを市町村等に提供し積算事務の省力化を支援する事業
設計積算受託事業	県及び市町村等が工事を発注するための工事設計書の作成を受託する事業
災害復旧支援受託事業	市町村の災害復旧事業における査定設計書の作成を受託する事業
建設工事受託事業	県及び市町村等が行う建設工事のうち、発注までに必要な調査設計支援業務、工事完成までに必要な工事の施工管理補助業務、並びに検査補助業務を受託する事業

2 組織運営について

(1) 組織及び人員配置

① 組織図

(図表 90)建設技術センター組織図



② 職員の配置

(図表 91)建設技術センター職員配置

(令和3年4月1日現在)

所属(部・課)		総務部	事業部				計
		総務課	企画指導課	建設課	建築課	試験課	
職員	部長	(1)	1				1(1)
	課長	1	(1)	1	1	1	4(1)
	担当課長	(1)					(1)
	班長	1	2	3		1	7
	副主幹	1					1
	主査		1				1
	副主査			7			7
	主事	1					1
	技師	1		1		2	4
嘱託		1	2	5	3	5	16
計		6(2)	36(1)				42(3)

※( )は、事務取扱職員で外数である。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
建設技術センターの運営及び組織について	・組織図を入手し、プロパー職員と県からの派遣職員の配置について把握する。 ・現在の組織運営の状況についてヒアリングする。
監事と結んでいる会計顧問契約の適正性について	・監事としての業務と会計顧問契約上実施しているS氏の業務についてヒアリングする。 ・関係書類を閲覧し、業務内容の適格性等について検証する。
委託業務に関する事務手続きの的確性について	・清掃業務委託契約、庁舎警備委託業務契約について、契約書を閲覧し、これに係る建設技術センター側での事務作業についてヒアリングする。 ・現行の事務作業の必要性について検討する。

## (3) 実施結果

### ① 組織・人事について

建設技術センターの人員構成は、プロパー職員として、課長 1 名、班長 7 名、正職員 8 名、嘱託 16 名、非常勤 2 名計 34 名と、県からの派遣職員として、理事長、専務理事、事業部長、課長 3 名、一般職 6 名の計 12 名で構成されている。

全体の人数バランスについては大きな問題はないが、組織の経営を担う理事長、専務理事(総務部長兼務)及び実務を所管し組織の管理を担う事業部長(企画指導課長兼務)、総務課長、建設課長、建築課長などの管理職は試験課長 1 名を除き、すべて県からの派遣職員が担っている。

また、県からの派遣期間は、基本的に役員は 1 年、その他は 2 年となっている。

建設技術センターの中期計画(平成 29～平成 33 年)では、プロパー職員の新規採用、研修等のスキル向上、県派遣職員の遡減等を謳っている。

### 指 摘(組織構成の適正化について)

組織運営上の幹部がほぼ県職員の派遣で構成され、基本的に 1 年～2 年で入れ替わるという状況は、組織の継続的な運営や中長期的な改善施策の実行などの面で、支障があると言わざるを得ない。

業務の改善提案なども在籍期間が短いこともあり、実現が困難となっている。

今後、新人プロパー職員の採用や、中途職員の採用を積極的に実施するだけでなく、建

設技術センター及び県は少なくともプロパー職員が管理職の中心を担うようになるまでは、県職員の派遣期間の延長等を考慮するなど、組織運営上の様々な工夫・配慮が必要である。

## ② 監事との会計顧問契約について

建設技術センターのS監事は、平成25年度の公益法人化以降継続して監事職にある。また、監事報酬は1日17,000円、年5日程度来社している。

一方で、建設技術センターは監事が経営するS公認会計士・税理士事務所と税務申告書作成業務、決算監査業務、中間監査業務について業務委託している。

この業務委託については、基本契約書は結んでおらず、その都度、会計事務所側から見積書と請求書を発行してもらい支払っている。

財務規程第47条(1)により契約金額が100万円を超えない場合であって、指名競争入札又は随意契約の場合は契約書を省略できるという規定があるが、この場合は請書を徴収することが原則となっている。ただし、必要が無いと認めたときはこの限りではないとの規定もあり、当該支払は短期のものなので必要なしと判断し請書の徴求もしていない。

令和2年度の支払額:令和元年度税務申告書作成業務 400千円

令和元年度決算監査業務 200千円

中間監査業務 200千円

令和2年度の実際の稼働状況は、監事と会計事務所の区別はあいまいで、両方合わせて資金実査(1日)、事務調査(2日)、監事監査(1日)、中間監査(2日)、理事会(2回)、評議員会(1回)の計9日となっている。

## 指 摘(監事が経営する会計事務所への業務委託について)

監事は法人のガバナンスの根幹をなす役割を有しており、本来ならば監事経営の会計事務所との業務委託契約は避けた方が好ましい。

どうしても必要不可欠という事であれば、規程上は契約書の作成省略は認められており、請書の徴求も省略できることにはなっているが、監事が経営する会計事務所との契約という事を考えれば業務委託契約書の締結は必須である。その契約書の中で、監事の役割へ影響を及ぼす疑念を抱かせるような業務は排除し、かつ監事自身は当該業務に関わらない旨を明確にする必要がある。

## ③ 委託業務(庁舎清掃、庁舎警備)について

庁舎の清掃業務について、毎月の業者からの請求書は月で1本だが、法人内の会計上の部門ごとに支出回議書、支出伝票を起票している。庁舎清掃業務委託の場合は、支出回議書2通、支出伝票2通を発行し、各書類ごとに承認手続きを行っている。

また、定期的に作業報告書を徴求しているが、これには清掃作業場所ごとに作業前、作

業中、作業後の看板を掲げた写真をつけた冊子を提出させている。建設技術センター建物の清掃委託なので、各回の完了報告があれば、作業完了の確認は容易に可能なのではないかと考える。

また、庁舎警備委託についても同様の起票と報告書、承認手続きを実施している。

#### 意見(事務手続きの効率化について)

事務手続きの効率性の観点から、業者からの請求書の金額で一組の支出回議書と支出伝票を起票して、後に1枚の振替伝票で2部門に配分することで、実質的な内部統制という観点からも問題ないと考えます。また、作業の完了報告書も建設技術センター建物の清掃なので、清掃作業場所ごとに作業前、作業中、作業後の看板を掲げた写真をつけた冊子が無くても、作業完了報告書入手と担当課の現場確認で充分目的は果たせられると考えます。

### 3 事業内容について

#### (1) 事業内容について

建設技術センターは、公益目的事業として、普及啓発事業、技術者養成事業、CALS／EC推進事業、図書配付事業、建設材料試験事業、災害復旧支援技術者派遣事業、公共土木施設維持管理支援事業を、収益事業として、電子情報化支援事業、設計積算受託事業、災害復旧支援受託事業、建設工事受託事業を行っている。

令和2年度のそれぞれの事業収益は以下のとおりであった。

(図表 92)令和2年度事業収益内訳

(単位:千円)

事業名	金額
普及啓発事業	-
技術者養成事業	-
CALS／EC推進事業	43,100
図書配付事業	14,200
建設材料試験事業	74,774
災害復旧支援技術者派遣事業	-
公共土木施設維持管理支援事業	153,796
電子情報化支援事業	44,525
設計積算受託事業	175,210
災害復旧支援受託事業	-
建設工事受託事業	84,727
事業収益合計	590,333

上記事業収益のうち、建設材料試験事業については、試験項目ごとに試験手数料が決

まっており、CALS/EC推進事業、図書配付事業、公共土木施設維持管理支援事業、電子情報化支援事業については、当該事業に必要なコストの積み上げを基礎として請求額が決定されている。また、設計積算受託事業、建設工事受託事業については、事業種別の委託価格表があり当該価格表に基づいて請求額が決定されている。

## (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
主要な業務の請求額は適切な根拠に基づいて行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共土木施設維持管理支援事業の請求額について担当者にヒアリングを行い、根拠資料を閲覧する。</li> <li>・設計積算受託事業及び建設工事受託事業に係る委託価格表の単価設定の方法について担当者にヒアリングを行い、根拠資料を閲覧する。</li> </ul>
受託業務の実施状況は適切か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計積算受託及び建設工事受託について担当者にヒアリングを行い、見積書、契約書等の関連資料を閲覧する。</li> </ul>

## (3) 実施結果

### ① 公共土木施設維持管理支援事業、設計積算受託事業、建設工事受託事業の請求額について

#### 1) 公共土木施設維持管理支援事業の請求根拠について

県内市町村が管理する道路施設の点検・診断業務について4地域(6市5町)において、複数市町村の業務をまとめて発注する「地域一括発注」による支援を行っている。建設技術センターで受託する業務は、定期点検計画の作成、定期点検業務の設計積算、契約及び入札事務、定期点検業務(健全性の診断を含む)、定期点検業務結果の照査、定期点検業務結果の電子成果品の記録である。

令和2年度の公共土木施設維持管理支援事業4件すべてについて請求根拠を確認したところ、点検業者への支払額に建設技術センターの経費率6%を加えた額で請求を行っていることが確認できた。また、事業区分別の正味財産増減計算書においても、公共土木施設維持管理支援事業の事業活動収支差額は△5,805千円と概ね収支均衡の状態であり、指摘すべき点は検出されなかった。

#### 2) 委託価格表について

設計積算受託事業及び建設工事受託事業については、受託業務の受託単価が委託価格表により定められており、工事費の規模(工事費の金額のレンジ)と工事種別(河川・海岸、



道路改良・交差点改良・歩道設置、河川・道路維持等の区分)により受託収益が決まっている。

設計積算受託業務を県から受託する場合には、県の積算参考資料に基づいて県が設計積算業務のみを建設技術センターに委託する単価が定められている。当該単価と同一の単価で県内の市町村からも設計積算業務を受託している。

建設工事受託事業については、同様に県の積算基準に基づいて算定された単価に基づいて、県及び各市町村から受託を行っている。

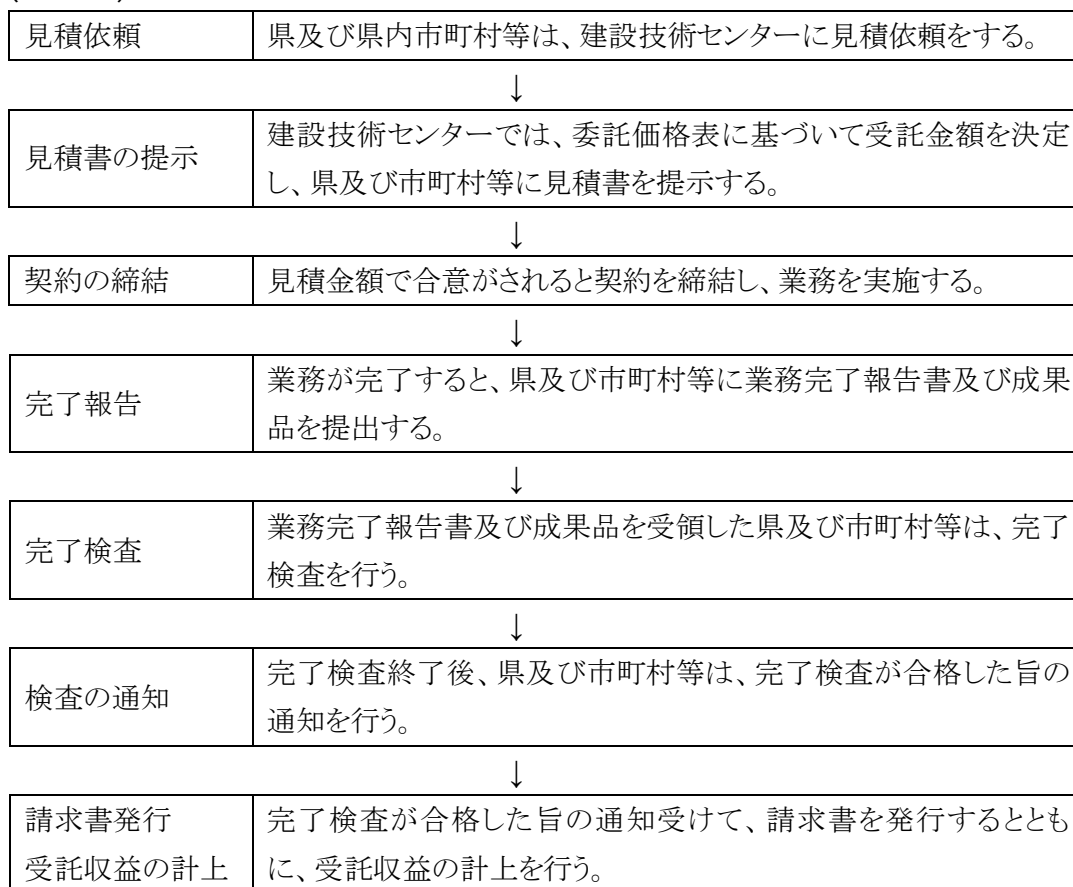
いずれも、積算の算定根拠は県の基準に基づいており、指摘すべき点は検出されなかった。

## ② 受託業務(設計積算受託事業及び建設工事受託事業)の実施状況について

### 1) 設計積算受託事業及び建設工事受託事業のフローについて

設計積算受託事業及び建設工事受託事業の業務は、以下のとおりである。

(図表 93)設計積算受託事業及び建設工事受託事業のフロー



### 2) 受託業務の実施状況について

各自治体からの設計積算受託事業及び建設工事受託事業の受託状況は、以下のとおりである。

(図表 94)自治体別受託状況

(単位:千円)

受託先自治体名	件数	金額
千葉県	59	130,030
館山市	1	495
茂原市	4	8,170
東金市	6	7,660
鴨川市	1	2,440
四街道市	2	4,553
袖ヶ浦市	2	9,445
八街市	2	2,340
印西市	4	7,103
白井市	7	2,132
南房総市	1	495
香取市	10	13,794
山武市	12	30,700
酒々井町	1	1,460
多古町	6	9,130
九十九里町	1	2,750
芝山町	2	2,640
長柄町	6	10,050
長南町	13	14,550
合計	140	259,937

上記受託業務について、サンプルを抽出して取引内容を確認した結果、上記自治体のうち、印西市、長南町、長柄町、山武市、多古町、芝山町、茂原市からは検査結果通知書を受領していないことが判明した。これは、検査結果通知書を発行するかどうかは市町の事務フロー次第であり、建設技術センターとして検査結果通知書を必ずしも求めていないためであった。

#### 指 摘(検査結果通知書の未受領について)

建設技術センターでは、複数の受託先自治体から検査結果通知書を受領していなかった。これは、検査結果通知書を発行するかどうかは市町の事務フロー次第であり、建設技術センターとして検査結果通知書を必ずしも求めていないためであった。

受託収入は、委託先の検査完了により収益計上すべきものであるため、収入計上の根拠証憑が存在しないことは問題である。市町村指定の様式がない場合には建設技術センター

で定めた様式を使用するなどの方法により、検査結果の通知についても根拠資料を受領することが必要である。

#### 4 情報セキュリティについて

##### (1) 建設技術センターにおける情報セキュリティ

千葉県の外郭団体である建設技術センターにおいては、「千葉県情報セキュリティ基本方針」に準じた形での建設技術センター独自のセキュリティ基準を作成すべきであるが、建設技術センターにおいてセキュリティ基準は策定されていない。よって、従うべきセキュリティ基準が存在しないため、監査上は「千葉県情報セキュリティ基本方針」および「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」を参考に判断することとした。

##### (2) 千葉県における情報セキュリティ

千葉県では、「千葉県情報セキュリティ基本方針」を掲げ、千葉県職員は当該基本方針に基づき策定された「千葉県情報セキュリティ対策基準」に従い情報セキュリティ対策を実施している。

##### 「情報セキュリティ基本方針(一部抜粋)」

- 4 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、職員等に対して必要な教育を実施します。
- 5 情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検及び監査を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- 6 すべての職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたっては情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び実施手順を遵守します。

「千葉県情報セキュリティ対策基準」及び実施手順となる「千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領」によると、主な対策としては物理的セキュリティとしての管理者ID、パスワードの設定等、人的セキュリティとしての情報セキュリティに関する研修等、技術的セキュリティとしての外部ネットワークとの接続制限等を実施することが挙げられている。

##### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
建設技術センターの情報セキュリティについて	・規程が制定され、規程に基づいた管理がされているかを質問及び閲覧により確認する。

### (3) 実施結果

#### ① 情報セキュリティについて

建設技術センターの情報セキュリティに関する事項は、下記のとおりである。

##### 1) PC 及び ID、パスワードの管理

PC は 1 人 1 台貸与している。ログイン ID は個人に対し発行している。パスワードの制限はなく、更新期間も設定されていない。

##### 2) 使用しているシステム及び ID、パスワードの管理

建設技術センターPC で使用しているシステム、および ID、パスワードの管理状況は、以下のとおりである。

(図表 95)建設技術センターのシステム、ID、及びパスワードの管理

使用しているシステム	ID、パスワードの管理状況
会計システム	ベンダーは K 株式会社である。 総務課職員 6 名に対し ID を付与している。 パスワードは 4 文字であり、期間の制限はなし。
給与システム	2021 年夏に税務署の税務申告に関する電子報告の機能を追加している。平成 7 年導入、平成 17 年に改修している。 担当者(メインの担当者、及び補助担当者)のみに ID を付与している。 パスワードは担当者交代に合わせて変更している。パスワード制限は数字若しくは文字 10 文字以内。
統合情報システム (電子納品)	電子納品申請のためのシステム。 2018 年 4 月より稼働している。 ID は受注者に対し原則 1ID を付与している。パスワードは、半角英数 30 文字以内、常時変更可能であり、ユーザー自身で管理する仕組みとなっている。
統合情報システム (研修申込)	研修申込のためのシステム。 2018 年 4 月より稼働している。 ID は県及び各市町村に対し 1ID を付与している。パスワードは大小文字 10 字以内、毎年担当者が交代するときに合わせて変更している。
CCTCnet	土木技術の情報共有サイトである。積算データ、新技術の紹介等を行っている。 2018 年 4 月より稼働している。 ID は県及び各市町村に対し 1ID を付与している。

	パスワードは大小文字 10 字以内、毎年担当者が交代するときに合わせて変更している。
工事積算システム エスティマ	工事積算を行うシステムである。 建設課職員 11 名に対し ID を付与している。 パスワード制限は特になし。
建築営繕システム RIBC	建築課で使用するシステムであるため、ID は建築課職員 に対し付与されている。 パスワードは 4 文字、年 1 回システムから自動付与される。

### 3) 情報資産の管理

貸与 PC については、リスト化し管理している。また、自宅持ち帰り用 PC についても同様にリスト化し管理している。

その他の情報については、原則持出を禁止しているが、機密文書以外であれば文書の持ち出しについては、持出申請し、許可を得たうえで持出可能である。申請は本人から、課長が許可を与えることとなっている。持出期間は 1 日で、翌日には返却することとしており、返却時に第三者のチェックがある。申請書は紙面であり、ファイリングされている。

なお、情報事故については、発生していない。

### 4) 災害対策、事故対応等

災害対応訓練、事故対応訓練等は、実施していない。データのバックアップは、建設技術センター内にあるサーバの他に、外部サーバ等で保管している。

なお、人的セキュリティ対策の一環として実施されるべき定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても、実施していない。

#### 指 摘(情報セキュリティ基準の未作成について)

建設技術センターでは、情報セキュリティの基本となる「情報セキュリティ基本方針」等の規程が制定されていない。そのため、拠るべき規程がないことから、セキュリティ対策についても漠然としたものになっている。建設技術センターは、県が実施する電子納品に係る電子成果品の副本の保管・管理や県の土木積算システムの運用を業務としており、本来であれば、「情報セキュリティ基本方針」等に基づく情報資産の洗い出しや、統合情報システムで実施している電子納品申請についても、県と同じレベルの基本方針の下に制定される細則、要綱、又はマニュアル等により規定された事項に従って運用されるべきものである。

建設技術センターにおいては、「情報セキュリティ基本方針」等、情報セキュリティの柱となるべき指針を早期に定め、それに準じた形で、その他の運用規程を定め、適切な運用を図るべきである。

#### 意見(パスワードの管理について)

建設技術センターで使用しているパスワードには設定上の制限がない。そのため、パスワードはあるものの、パスワードの設定制限がない、X 文字等、かなり脆弱である。大文字小文字数字混合、文字数、パスワードの変更期限等、特にログイン ID に関するパスワードについては、早急なパスワードの強化を検討すべきと考える。

#### 意見(災害対応訓練、事故対応訓練等の実施について)

建設技術センターでは、災害対応訓練、事故対応訓練等を実施していない。また、定期的な標的型攻撃メール対応訓練についても実施していない。

建設技術センターのサーバは外部とつながっており、また、事業として電子納品管理を行っていることから、安全のためにも、災害時や事故対応についてのマニュアル等を制定し、データ保全に努めることが求められる。また、標的型攻撃メール対応訓練については必要な訓練と考えられることから、実施について検討されたい。

### 5 賞与引当金に係る社会保険料未払分について

#### (1) 賞与引当金に係る社会保険料未払分について

平成 15 年 4 月より、賞与からも社会保険料(健康保険及び厚生年金保険料)が引かれるようになり総報酬制が導入された。そのため、賞与に係る社会保険料等の建設技術センター負担分についても、賞与が支給されれば必ず発生することから、金額を合理的に見積もることができるため、引当金と合わせて見積もり計上する必要がある。なお、期末における負債科目を、賞与引当金ではなく未払費用としている場合がある。負債科目に関する判断基準は、以下のとおりとなる。

#### (図表 96)負債科目に関する判断基準

支給が確定しているか	表示科目
確定している	未払費用 (成功報酬的賞与など、賞与支給額が支給対象期間以外の基準に基づいて算定されている場合には、未払金も考えられる)
確定していない	賞与引当金

※「確定している」には、個々の従業員への賞与支給額が確定している場合のほか、例えば、賞与の支給率、支給月数、支給総額が確定している場合などが含まれる。

#### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
賞与引当金は適正に計上されているか	・賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保

	<p>険料が適正に計上されているか、計算資料を閲覧、及び再計算することで確認する。</p>
--	---

### (3) 実施結果

#### ① 賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料の未払計上について

賞与引当金及び賞与引当金に係る社会保険料の未払計上に係る資料を閲覧した結果、賞与引当金に係る社会保険料の未払費用については、計上されていなかった。

賞与引当金の金額をもとに、社会保険料等を計算すると、次のようになる。

#### ○社会保険料等の額の計算

①健康保険料:16,896 千円×4.895%＝827 千円

②介護保険料:16,896 千円×0.9%＝152 千円

③厚生年金保険料:16,896 千円×9.15%＝1,546 千円

①＋②＋③＝827 千円＋152 千円＋1,546 千円

＝2,525 千円

よって、2,525 千円の未払費用が未計上となっている。

#### 指 摘(賞与引当金に係る社会保険料について)

賞与引当金に係る社会保険料について、期間に属する部分については未払費用として計上する必要があるが、令和2年度決算において計上されるべき未払費用2,525千円が、計上されていなかった。令和3年度以降については、適切に計上することが求められる。

## 6 税効果会計について

### (1) 税効果会計とは

税効果会計とは「企業会計等」と「税務会計」の違い(ズレ)を調整し、税金費用を適切に期間配分する手続きをいう。2つの会計の違いは、会計の目的が異なるために生じるものであり、企業会計等の目的は法人の業績の把握にあるのに対し、税務会計の目的は公平な課税にある。

### (2) 公益法人における税効果会計

公益法人において法人税法上の収益事業(公益目的事業を除く。以下同様)を実施している場合には、税効果会計適用の可否を検討する必要がある。平成20年会計基準では、正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部で法人運営の効率性を把握することが目的とされており、法人税法上の収益事業を実施する場合には、原則として税効果会計を適用することが前提となっている。しかし、平成20年会計基準注解(注1)(5)では、重要性の原則の適用例として「法人税法上の収益事業に係る課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計を適用しないで、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。」

としている。

(3) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
税効果会計の適用	・公益法人会計基準に従い、税効果会計が適用されているか、また、適用されていない場合には、重要性の判断が適切になされているかについて確認する。

(4) 実施結果

① 税効果会計の適用について

建設技術センターでは、税効果会計を適用していない。また、税効果会計を適用していない理由は、法人税法上の収益事業に係る課税所得の重要性が乏しいためとのことであった。

令和 2 年度の決算数値で検討すると、収益事業等会計の経常収益の額は 304,530 千円、正味財産増減計算書における当期一般正味財産増減額は 27,374 千円、課税所得は 37,635 千円であり、経常収益の額に占める課税所得の割合は 12.4%である。建設技術センターとしては、この程度であれば重要性はないと判断していることになる。

② 適用に関する検討

建設技術センターでは、法人税法上の収益事業に係る課税所得が重要性に乏しいとして税効果会計を適用していないが、公益法人の会計では、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートに従い、判定することになる。

【判定 1】税法上の収益事業を実施しているか？

→実施しているため、【判定 2】に進む。

【判定 2】法人税法上の収益事業の規模に重要性があるか？

→収益事業の規模について、何を指標とするかが問題となるが、ここでは、経常収益を指標として採用する。

建設技術センターの令和 2 年度における公益目的事業会計、収益事業等会計、及び法人会計の経常収益は、以下のとおりとなる。

(図表 97)令和 2 年度における各会計の経常収益

会計	経常収益	割合
公益目的事業会計	285,938 千円	48.23%



収益事業等会計	304,530 千円	51.39%
法人会計	2,075 千円	0.35%
計	592,544 千円	100.00%

収益事業等会計は法人税法上の収益事業に該当することから、経常収益全体の半分以上を占める収益事業等会計の規模は重要性があると判断する。そのため、【判定 3】に進む。

【判定 3】過年度及び当年度に発生した一時差異等に係る税金の額に重要性があるか？  
→前期及び当期に発生した一時差異は、下記のとおりである。

(図表 98)令和元年度に発生した一時差異等 (単位:千円)

項目	一時差異の額	実効税率	繰延税金資産 (一年以内)	繰延税金資産 (一年超)
未払事業税等	2,636	29.16%	768	
賞与引当金	10,291	29.16%	3,001	
退職給付引当金	84,620	29.16%	-	24,675
貯蔵品	266	29.16%	77	
期末未成工事	3,034	29.16%	884	
計	100,850		4,732	24,675

(図表 99)令和 2 年度に発生した一時差異等 (単位:千円)

項目	一時差異の額	実効税率	繰延税金資産 (一年以内)	繰延税金資産 (一年超)
未払事業税等	3,324	29.16%	969	
賞与引当金	9,326	29.16%	2,719	
賞与社会保険料	2,525	29.16%	736	
退職給付引当金	87,221	29.16%	-	25,433
貯蔵品	203	29.16%	59	
期末未成工事	1,493		435	
計	104,094		4,920	25,433

上記より、一時差異等に係る税金の額は、令和元年度 29,408 千円、令和 2 年度 30,353 千円となる。つまり、貸借対照表に繰延税金資産が令和元年度では 29,408 千円、令和 2 年度では 30,353 千円計上されることになり、毎年課税所得が発生することを鑑みても、当該金額に重要性がないとは言い切れない。

## 意見(税効果会計について)

建設技術センターでは、法人税法上の収益事業に係る課税所得の重要性が乏しいとの判断から税効果会計を適用していない。

公益法人の会計においては、公益法人会計基準に関する実務指針(その 2)VI税効果会計 2.税効果会計適用の要否において、適用するか否かの判断について記載されており、これに従って判断すべきである。判断の結果、過年度及び当年度に発生した一時差異等に係る税金の額に重要性がないとは言い切れない。よって、税効果会計を適用することについて検討されたい。

## 7 公益法人における財務 3 基準について

### (1) 財務 3 基準について

公益法人における財務 3 基準とは、公益法人制度に特有の制度である公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、認定法という)第 5 条 6 号、8 号及び 9 号の公益認定基準において、公益社団及び財団法人の財務に関連する基準として規定されているものであり、具体的には、次のとおりである。

#### ① 収支相償

公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(認定法第 5 条第 6 号)である。公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない(認定法第 14 条)とされている。

#### ② 公益目的事業比率

公益目的事業比率が 50%以上となると見込まれること(認定法第 5 条第 8 号)である。公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率(費用全体に占める公益目的事業会計の費用合計額の割合)が 50%以上となるように公益目的事業を行わなければならない(認定法第 15 条)とされている。

#### ③ 遊休財産額の保有制限

遊休財産額が一年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること(認定法第 5 条第 9 号、第 16 条)である。

### (2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
財務 3 基準の遵守状況について	・財務 3 基準について、遵守の状況を確認する。また、遵守されていない場合について

	は、対応策をヒアリングするとともに、対応策が実行されているかを確認する。
--	--------------------------------------

### (3) 実施結果

#### ① 財務 3 基準の達成状況

令和 2 年度より 3 年間遡って定期提出書類を閲覧した結果、それぞれの年度における達成状況は下記のとおりである。

(図表 100)収支相償の達成状況 (単位:千円)

年度	収入の額	費用の額	差引	判定
平成 30 年度	331,871	293,503	38,367	×
令和元年度	303,466	267,060	36,405	×
令和 2 年度	319,995	307,445	12,550	○

収支相償については、各年度共にプラスとなっており、基準を満たしていない。ただし、令和 2 年度は、第 2 段階の判定においてはプラスであったが、剰余となる額を同年度に資産取得資金(事務所建替等積立資産)として積み立てているため、収支相償の基準を満たすものとして取り扱う。また平成 30 年度、令和元年度については、剰余金の取扱いについて定期提出書類に記載している。剰余金の取扱いについては、後述する。

(図表 101)公益目的事業比率の達成状況 (単位:千円)

年度	公益実施費用額	総費用額	公益目的事業費率	判定
平成 30 年度	293,503	543,060	54.0%	○
令和元年度	267,060	528,209	50.6%	○
令和 2 年度	307,445	552,117	55.7%	○

公益目的事業費率については、各年度共に基準を満たしているが、令和元年度においては、基準すれすれの水準であり、全体的に余裕はない。

(図表 102)遊休財産額の保有制限の達成状況 (単位:千円)

年度	遊休財産額の保有上限額	遊休財産額	超過の有無
平成 30 年度	293,503	321,154	不適合
令和元年度	267,060	289,988	不適合
令和 2 年度	307,445	274,588	適合

直近 3 年間のうち、適合しているのは令和 2 年度のみである。ただし、資産取得資金として積み立てられている(仮称)千葉県建設技術センター事務所の建設資金については控除対象財産としているため、遊休財産額の算定から除外されている。

### 意見(財務3基準について)

公益認定法上の公益法人であるため、財務3基準を満たす必要がある。収支相償については、過去3年間のうち平成30年度、令和元年度について基準を満たしていない。公益目的事業比率については、かろうじて基準を満たしているが、余裕はない。遊休財産額の保有制限についても、平成30年度、令和元年度については、基準を満たしていない。財務3基準について基準を満たすよう運営すべきである。

### ② 収支相償における余剰金の使途について

収支相償の計算において、収支相償がプラスとなる場合の余剰金の取扱いを記載する必要がある。定期提出書類における記載事項については、以下のとおりである。

(図表 103)剰余金の取扱い

平成30年度	平成30年度に18,768千円の「公益目的事業財産」を購入し、また、690千円を「資産取得資金(コンクリート自動圧縮試験機 2000kN)」として積み立てた。 なお、残りの18,909千円については、平成31年度において、事務所施設を建替えるための資金として積み立てた。
令和元年度	令和元年度に4,119千円の「公益目的事業財産」を購入し、また、6,801千円を「資産取得資金(機械装置等実験機器)」として積み立てた。 なお、残りの25,484千円については、令和2年度において、事務所施設を建替えるための資金として積み立てた。
令和2年度	令和2年度に資産取得資金(事務所建替等積立資産)として、12,550千円を積み立てた。

ここで、資産取得資金として(仮称)千葉県建設技術センター事務所建設資金の積立てを実施していることについて、検討する。理事会の議事録では、(仮称)千葉県建設技術センター事務所の建設資金について、建物建替計画については平成29年度の理事会において報告されているが、年間積立計画額については令和元年度(令和2年3月16日に開催された)の理事会において説明、可決されている。(仮称)千葉県建設技術センター事務所の建設資金は、平成30年度から積立てが開始されているが、平成30年度に積立てた時点では理事会の決議がとられていないため、少なくとも、この時点では特定資産として計上することはできないことから、定款に抵触する状況となる。また、資産取得資金としての要件も満たさないため、資産取得資金にも該当しない。

更に、建設技術センターが事務所として使用している建物については、千葉県が所有し有償(固定資産税相当額)で貸与されているものである。そのため、今後建替が検討されたとしても、それは千葉県が検討するものであり、建設技術センターが積極的に検討するもの

ではない。

次に、建設技術センターで立案した建替計画によると、建設技術センター事務所の完成は令和 30 年とされている。千葉県における県有建物の整備計画(I 期・II 期)において、建設技術センターに隣接する千葉土木事務所が第 II 期に分類されており、平成 30 年度から今後 10 年間で着手を目指すものに該当する。また、用地に関しては、令和 25 年度に決定及び取得となっているが、用地に関しては特定資産としての積立てをしていないことから、財源が不明確である。このことを鑑みても、令和 30 年度に完成予定という計画は、現実的ではないと考えざるを得ない。

ここで認定法において財務 3 基準を定めている立法趣旨は、公益法人は、公益目的事業で稼得した収益は公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に極力費消することを求めるものであると考える。したがって、公益目的事業の収支相償を越える剰余分については、本来、公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に使用されるべきものであるが、資産取得資金の使用目的としている(仮称)千葉県建設技術センター事務所の建設は、当該法人の公益目的事業の実施において無関係とはいえないものの当該公益目的事業の事業目的・事業内容から鑑み、公益目的事業に直接的に寄与するものではない。

#### 意見(建設技術センター事務所建設資金の積立てについて)

建設技術センター事務所建設資金の前提となる事務所建替計画には、完成予定時期や用地の確保等に無理があると言わざるを得ない。また、建設技術センター事務所の建設が当該法人の公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に直接的に関連するものではない。そのため、資産取得資金として積立てている(仮称)千葉県建設技術センター事務所建設資金については、実質的に収支相償の基準を満たすための手段として積み立てている色彩が強く、内部留保に近いものと考えられ、公益法人制度の趣旨にそぐわないものであると考ええる。公益目的事業で稼得された剰余分については、公益目的事業の拡大・発展、サービス向上に直接的に繋がる目的で使用されるべきであるため、目的に即した積立金とすることが望ましい。また、建設技術センター事務所建設資金として積立てるのであれば、千葉県と協議の上、現実的・実現可能な建替計画を立案し、積立てることが要求される。

## 8 物品管理について

### (1) 物品管理について

#### ① 物品とは

地方自治法では、物品は、普通地方公共団体の所有に属する動産で、現金(現金に代えて納付される証券を含む。)、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のもの及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産(政令で定める動産を除く。)とされている(地方自治法第 239 条第 1 項)。

財務規則においても、物品の定義は、地方自治法を準用している(財務規則第 2 条 15 号の 2)。

また、財務規則第 181 条において、物品を以下のように分類している。

【再掲】(図表 24)財務規則第 181 条における物品分類

備品	その性質上長期間にわたって使用されるべき物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とすることができる。 購入価格(生産、寄附等に係るものについては、評価額)が 2 万円未満の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出しに供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。) 美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物 記念品、ほう賞品その他これらに類する物
消耗品	その性質上使用することによって消耗する物
動物	試験研究等に使用する小動物以外の各種の動物
材料品	生産、工事、工作等のため使用する物
生産物	材料品を使用して生産した物及び農産物、水産物、林産物等収穫した物
不用品	現に使用せず、かつ、将来も使用する見込みのない物で売渡し又は廃棄すべき物
受託品	他の者から借り入れて使用中の物
寄託品	他の者に貸し出した物又は保管若しくは売払いを委託した物

(2) 着眼点並びに監査手続

着眼点	監査手続
消耗品の管理状況及び管理簿が適切であるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品の管理状況をヒアリングし、管理台帳を閲覧する。</li> <li>・消耗品が実在しているにもかかわらず、管理台帳が作成されていないものがあるか確かめる。</li> </ul>
期末時の消耗品在庫について、重要性があるものを適切に資産計上しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理台帳を閲覧し、期末時に資産計上すべき消耗品在庫がないか確かめる。</li> </ul>

(3) 実施結果

金額的価値が高い消耗品として、建設材料試験事業で使用される薬剤等が挙げられた。建設材料試験事業は公益目的事業の一つで、公共工事の品質管理に必要な、コンクリート、鋼材、土質、骨材及びアスファルトの建設材料 5 品目 49 種類について、各種品質管理試験を実施する事業である。

また、消耗品を管理する台帳として、出納簿は作成していないとのことであった。さらに、消耗品は全額購入時に費用処理しており、年度末の在庫について、費用から資産へ振り替える決算整理は実施していないとのことであった。

#### 意見(消耗品の出納簿について)

建設材料試験事業で使用される薬剤等、資産性及び金額的重要性がある消耗品については、期末時の在庫を測定し、棚卸資産等の資産として貸借対照表に計上する必要がある。

しかし、建設技術センターでは消耗品の出納簿を作成していないため、期末時の在庫を把握することができていない。そのため、管理上の観点からも、金額的重要性のある消耗品については、消耗品の出納簿を作成することが望ましい。

Ⅷ 過年度指摘事項に関する監査の結果について

1 過年度における包括外部監査の結果等について

(1) 過年度における包括外部監査の結果等について

平成 11 年度から開始された包括外部監査のうち、県土整備部が直接テーマになったことは平成 21 年度の 1 度しかない。ただ、選定されたテーマが幅広い範囲におよぶ場合には、県土整備部及び外郭団体についても監査の対象となっている場合がある。県土整備部及び外郭団体が監査の対象となった包括外部監査は、以下のとおりである。

(図表 104) 監査対象となった包括外部監査のテーマ

年度	テーマ	対象部局、団体
平成 13 年度	千葉県道路公社の財務事務及び経営の管理について	千葉県道路公社
平成 15 年度	流域下水道事業、農業集落排水事業及び家庭雑排水対策事業の財務事務の執行並びに出資団体である財団法人千葉県下水道公社の出納その他の事務の執行について	下水道計画課 下水道建設課 財団法人下水道公社
平成 16 年度	千葉県土地開発公社の財務事務の執行について	千葉県土地開発公社
平成 19 年度	県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について	県土整備部 千葉県住宅供給公社 千葉県土地開発公社 千葉県まちづくり公社
平成 21 年度	道路事業に関する財務事務の執行について	道路計画課 道路整備課 道路環境課 各地域整備センター 千葉県道路公社
平成 22 年度	公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について	—
平成 24 年度	基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について	県土整備政策課
平成 28 年度	知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務	河川環境課 住宅課
平成 30 年度	県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は原因となる契約全般の契約事務	県土整備部



※対象部局、団体は監査当時の課名等を記載している。

## (2) 過年度における包括外部監査の措置状況等について

過年度における包括外部監査において、平成 30 年度までは指摘事項につき措置を公表している。一方、意見については各所属において業務遂行の参考として受け止めるものの、対応状況の公表はしていなかったが、平成 30 年度の包括外部監査における意見から、意見についても対応状況を公表している。

指摘に対する措置状況は公表されており、指摘事項のほとんどが措置済みとなっている。

## (3) 着眼点及び監査手続

着眼点	監査手続
過去の包括外部監査における指摘及び意見は適切に措置等がされ、引き続き実施されているか	・過年度の包括外部監査における措置状況等について調査し、公表された措置等が現在も継続されているかにつき質問等によって確かめる。

## (4) 実施結果

### ① 過年度包括外部監査の指摘に対する措置状況の確認結果について

過年度包括外部監査の指摘事項及び意見のうち、措置状況及び令和 2 年度(もしくは直近)の実施状況の記載を閲覧し、妥当性を検討した。また、記載又は措置状況等自体が不十分と考えられるものについては、担当課または担当団体に質問し、回答を求めた。

過年度の結果(意見)の内容、措置状況等、令和 2 年度(もしくは直近)の実施状況、監査人の見解、県または団体からの回答結果は以下のとおりである。

【包括外部監査テーマ】 道路事業に関する財務事務の執行について 実施年度：平成21年度 措置公表年度：平成22年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
1. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ	県では、内部管理体制即ち工事の有効性の見直しを含めて文書での記録・保存が重要と考えるが十分ではない。規程全般の見直しをされた。	① 文書での記録・保存を徹底するため、各種記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等において周知し、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後、事業の有効性等についても検討を行いながら、適正な事業実施に努めていく。	措置状況等と同じ	結果（意見）の内容では規程全般の見直しを求めているが、措置状況では各種記録様式の作成に留めている。これについては、県からの回答は求めている。	—
1. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ (共通の問題点) (1) 年度未契約について	予算単年度主義の制約を形式的に遵守する結果、到底当該工事を完成するのに不可能な契約上の工期を、契約日の翌日から当該年度末の3月31日としている事例が多く見られた。 当然、当該工事を実施するに不可能な工程表が添付されている。会計とは、本来事業の写像である。地方財務事務もこの例外であってはならないはずである。 一つの矛盾は他の不適切な財務事務をもたらし懼れもあるので、事実に基づいた適切な契約手続きを実施されたい。	① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内の適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 1. 地域整備センターのまとめ (共通の問題点) (3) JIR委託工事について	今後においては、透明性確保のため、当該「申し合わせ」に規定される資料添付については年度協定書に記載したうえで入手し、工事の設計・種算、工事内容や工期変更の理由と変更金額、そして最も重要な工事検査結果等について、県は主体的に検討し、必要ならばJIRに協議を申し入れ、工事委託費又は工事負担金の妥当性を確保されたい。	① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認することと、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第4.むすび	現状では、各地域整備センターごとに道路工事・補修工事が行われ、各地域整備センター単位で工事件名は管理されている。 しかし、本庁での年度別検討としての工事管理が実質的に行われていない。早急には、道路事業の管理体制全般の見直しをされたい。	① 事業実施に係る本庁、出先機関の各種ヒアリング結果の記録管理を徹底するために、記録簿を作成したところである。 ② 今後、本庁においても実質的に工事管理を実施していく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 (2) 地方道路交付金事業 安馬谷1	道路台帳での補修の記載はなく、既設物の改良は測量し、図面上で行なうことになっている。 しかし、事前の調査が不徹底であったともいえる。着工後に設計変更が生じないように、道路台帳か付属書類で補修履歴を記載すべく検討されたい。	① 補修の補修履歴の確認は、「舗装管理支援システム」等を活用することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく。	① 必要に応じて、舗装管理支援システムに入力されている補修履歴データを活用し、設計時に確認するようにしている。 ②③は措置状況に同じ。	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 (2) 地方道路交付金事業 安馬谷1	平成21年3月18日の事業年度末の契約であり、工事期間からみれば平成21年度への繰越を前提としている。いかに単年度主義とはいえ、かかる契約は本来の工期に応じて書類を作成すべきであり、契約書に添付される工程表は事実と合致しない文書である。 (共通の問題点) (1) と同じ。	① 執行状況を適宜把握し、発注時点で適正工期が確保されないと判断された工事については、各議会で繰越承認を得た後に適正工期を確保し発注することとしたところである。 ② また、年度内の適正工期を確保した発注に努めることを所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、適切な契約が実施されるよう努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (1) 古川三島線 (4) 地方道路交付金事業 安馬谷3	現地調査を確実に実施し、当初設計に反映していれば、この設計変更は不要なはずであった。 当初設計において、適切な現地調査を実施されたい。	① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 2) 舗装工その2	変更理由が工事打合せ簿では不記載である。 工事打合せ簿に変更事項を適切に記載されたい。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	結果（意見）の内容では、変更理由を適切に記載することを工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったこととなっている。記載しなかったのは現場での規定違反があったと受け取れるが、これについては、県からの回答は求めている。	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 3) 舗装工その3	周辺住民の苦情により工事内容の変更を行なうことは、路面状態についての事前調査における不足による当初設計への計上漏れである。当初設計にあたり現地調査を的確に行ない、当初設計に変更が発生しないようにされたい。	① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (2) 富津館山線 4) 改良工	設計前の調査と協議ならびに初期的な防災的観点による工法の採用判断等についてかかる設計変更が起らないように検討されたい。	① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 2. 安房地域整備センター (4) 外野勝山線 1) 地方道路交付金工事(下部工)	完成検査時の指摘事項については、口頭による指示ではなく、書面による指示とすべきである。 また、業者からの手直し報告についても、書面で受領すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	業者からの手直し報告の書面による受領について、措置状況では不明瞭である。これについては、県からの回答は求めている。	—
1. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 1) 道路改良工(その1)	電柱の移設は、電力会社との協議等もあれば、変更を前提とした当初設計になっている。 電柱の移設、隅切りは道路工事につきものであるため、適切な現地調査のうえ、当初設計に盛り込むようにされたい。	① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 4. 海匝地域整備センター (1) 八日市場野栄線 4) 舗装工	事業を公正に推進するためには、要望とその決裁の記録を残すべきである。	① 地元要望事項等の記録を文書で残すため、要望事項等記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 5. 東高師地域整備センター 相整備事務所 (1) 柏印西線 1) 中之橋左岸下部工	実際の工事現場では、想定と異なることがあり、設計変更が生ずることややむを得ないことである。 しかし、今後の工事設計に際するのために、工事変更打合せ簿において明瞭な変更理由を記載すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実施状況	監査人の見解	県からの回答
1. 道路工事 5. 東高師地域整備センター 柏整備事務所 (2) 千葉竜ヶ崎線 (1) 成田線木下・布佐間竜ヶ崎踏切新設工事に伴う負担金	ボックス部分に関しては、JR側がすべて管理しており、業者選定に関してはJRに一任され、JRが選定した業者と契約をすることになっている。 工事については、JRで概算金額を算出し、工事進捗見込み、県の予算等を勘案しながら年度に割り振っている。工事進捗状況のチェックは随時行っているが、記録は残っていない。(共通の問題点) (3)に同じ。	① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認すること、所長会議や担当ヒアリング等で周知することともに、その旨を関係先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 5. 東高師地域整備センター 柏整備事務所 (3) 国道356号 1) 県道道路改良(幹線道路網整備)工事(道路整備工その1)	提出された書類等については、県が定めた「土木工事標準仕様書 施工管理基準」における写真管理基準は満たしているものの、きちんと確認することが望まれる。また、記録に不足が生じているときには、不足を早期に手当てするよう指導すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当ヒアリング等で周知することともに、その旨を関係先機関に文書通知した。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 5. 東高師地域整備センター 柏整備事務所 (4) 湖北駅・北口線	平成20年度発注時点で、湖北駅北口線の土地開発公社に関する未償還額は39,765千円となっている。早期に買い戻すことを検討されたい。	① 当該路線の公社への償還については、平成21年度に買い戻しを完了した。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 6. 高師地域整備センター (2) 京成本線連続立体交差事業 1) 京成電鉄株式会社との負担金について ③ 平成19年度協定についての変更	平成21年3月30日の基本協定の変更により、当初負担額60,183万円より58,745万円になり、1,438百万円減少したとはいえず、今後の類似工事の精算に資するべく、例えば、鉄道業者の工事発注手続きの公正性を担保できるように委託者との協定内容について見直しを検討されたい。	① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性確保のための協定書への記述の再確認すること、所長会議や担当ヒアリング等で周知することともに、その旨を関係先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 6. 高師地域整備センター (2) 京成本線連続立体交差事業 1) 京成電鉄株式会社との負担金について ④ 7-7-12号道路負担金	事業完了確認調書では千葉県負担額(100%)は19,530,000円となっているが、設計変更積算書では、工事総額は変更しておらず当初協定額と同額の19,845,000円になっている。 実際額による精算を実施することにより、安易な積算と工事の設計変更を派生しないようにされたい。	① 事前調査不足による設計変更等をなくすために、事前の現地調査を可能な限り実施し合理的な計画を作成することを徹底したところである。 ② 所長会議や担当ヒアリング等で周知することともに、その旨を関係先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 6. 高師地域整備センター (2) 京成本線連続立体交差事業 2) 船橋市への負担金	協定外とした理由により負担外とすることができているが、この理由を示して適切に精算すべきである。	① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当ヒアリング等で周知することともに、その旨を関係先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 6. 高師地域整備センター (3) 鬼高若宮線	県は公社に借入時に中長期的な償還計画を立て、かつその後も適宜計画の見直しを行い、借入金利用と利息の発生を考慮した合理的な償還計画を立てたうえで償還をする必要がある。	① 当該路線の公社への償還については、平成22年度に買い戻しを完了したところである。 ② 公社への償還計画については、平成16年度に見直しを行い、借入時に当該年度を含め5年以内で償還する計画を立て、毎年度見直しを行っていったうえで償還している。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
1. 道路工事 6. 高師地域整備センター (4) 印内習志野右線	当該借入に伴う利息が、元金の5倍程度まで発生している。もっと早期に償還すべきであった。借入時に中長期的な償還計画を立て、かつその後も適宜計画の見直しを行い、借入金利用と利息の発生を考慮した合理的な償還計画を立てたうえで償還をする必要があった。	① 当該路線の公社への償還については、平成21年度に買い戻しを完了したところである。 ② 公社への償還計画については、平成16年度に見直しを行い、借入時に当該年度を含め5年以内で償還する計画を立て、毎年度見直しを行っていったうえで償還している。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
Ⅰ. 道路工事 7. 香取地域整備センター (1) 成田小見川鹿島港線	工期変更の理由は電柱を切る工事をしたため、不測の事態で4カ月を要したということである。だが、NTTの支柱があるために工事ができないということは計画段階で分かっていることと思われる。当初の計画の妥当性に疑問が残るといえる。当初より合理的な評価を見積もる必要がある。	① 関係機関協議、地元調整は工事発注前に十分実施することを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとしたところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、事業の適正な執行に努めていく	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 7. 香取地域整備センター (1) 成田小見川鹿島港線	特記仕様書に記載がある以上、安全対策同様に地震対応策を定め、その記録を残すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 7. 香取地域整備センター (3) 国道356号	供用される2車線のみ道路台帳計上となり、完成（舗装完成）しているが供用されない2車線についての管理簿はない。完成（舗装完成）しているが、供用されていない2車線道路については、県は資産管理の観点から管理簿の整備をされた。	① 供用されない2車線道路について、本庁と出先機関で情報を共有できる管理台帳を作成したところである。 ② 今後、管理台帳により資産管理の観点から管理していく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 9. 東葛飾地域整備センター (2) 松戸野田線 2) JRとの負担金	JRの精算関連調書は、平成21年3月31日付の検査調書(支払額276,000,000円)がある。 しかし、全面委託しているため、JR東日本コンサルタント(株)の出力型検査(写真付)の請求書があるが、県の立会検査調書がない。 JRの工事種別についてはJRとJVとして県の3者で協議しているとのことである。また、工法の内容については、チェックしているの品質は確保されることであるが、この点についての積算及び工法のチェックについての記録がない。 (共通の問題点) (3)に同じ。	① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性を確保するための協定書への記述の再確認すること、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (2) 国道356号	増額の原因となった警察との協議内容を記した内部書面が残っていない。金額変更が当初予見できなかったといえるほどの事象でないなら、当初計画の合理性に疑問が残る。そして、当初計画の妥当性を検証するためにも、増額の原因となった警察との協議内容を内部書面として残すべきである。	① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (3) 四軒道駅前大日線	千葉県と請負者以外の第三者との打ち合わせにつき、書面が残っていない。 設計変更になったような第三者との打ち合わせについては、報告書等書面に残すべきである。	① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 10. 印旛地域整備センター (4) 八街門線	JRでは、設計から工事発注、完成検査までを一括して受託するが、工事完成後JRから請求書が発行されるのみであり、入札の状況や請負代金等の情報は、千葉県に対し開示されない。 (共通の問題点) (3)に同じ。	① 申し合わせ事項に則り透明性の確保に努めることを徹底し、鉄道事業者との協議記録を文書で残すため、協議記録様式を作成したところである。 ② 透明性を確保するための協定書への記述の再確認すること、所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後とも、鉄道事業者発注工事の透明性確保に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 11. 印旛地域整備センター 成田整備事務所 (2) 成田松尾線	工事の金額増額変更を行ったならば、その変更理由を具体的に客観的に記載する必要がある。そして、当該理由が合理的なものであることを検証する必要がある。 金額変更の理由は、変更理由書に具体的に記載すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
Ⅰ. 道路工事 11. 印旛地域整備センター 成田整備事務所 (4) 国道295号	立会確認日の記入については立会を実施した証拠にもなるものであり、適宜記入をするよう徹底されたい。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後とも、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実 施状況	監査人の見解	県からの回答
I. 道路工事 11.印旛地域整備センター成 田整備事務所 (4)国道295号	一定レベルの適切な監督を実施するためにチェックリストを作成する よう徹底されたい。	調整池への旧道からの導入路についての、町との協議の結果、池の管理 のための管理用道路として舗装道路を追加したものであるが、町との 協議文書がない。 工事対象の選定について、公正・公平を期するためにも、正式な記録 と決裁の手続きを実施すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より 一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	結果(意見)の内容では、 チェックリストの作成を求め ているが、措置状況は、定形 回答であり、指摘の要求にこ たえていない。	施工管理体制においては、 施工体制、工程管理、安全 対策などの項目を網羅した リストを技術管理課の工事 成績評定等実施要領に基づ き作成しており、一定レベルの 適切な監督を実施してお り作成された「施工プロ セス」チェックシートにつ いては、検査時に必ず確認 しています。
I. 道路工事 11.印旛地域整備センター成 田整備事務所 (5)成田松尾線 2)管理用道路工事その2	調整池への旧道からの導入路についての、町との協議の結果、池の管理 のための管理用道路として舗装道路を追加したものであるが、町との 協議文書がない。 工事対象の選定について、公正・公平を期するためにも、正式な記録 と決裁の手続きを実施すべきである。	① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式 を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 12.長生地城整備センター (2)五井本線	関係書類(引渡書類)については、施工計画書、出来形調書、写真帳 と記載されており、CD ROMによる工事電子データの正式な引渡書類で ある。 引渡書類については、納品されているかを確認し、また、納品されて いない事実が判明したならば、速やかに納品させ、保管すべきであ る。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より 一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 13.北千葉道路建設事務所 (1)国道464号 (1)成田高速鉄道との並行道 路としての協定と費用負担 について	工事の変更の際に、協定に基づき成田高速鉄道アクセス側と協議を 行っているものの、その協議過程が書面で残っていない。 協定に基づいた協議については、変更協定書の締結関係資料として添付 し、採録された。	① 関係機関協議等の記録を文書で残すために、協議記録様式 を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 13.北千葉道路建設事務所 (1)国道464号 (4)地盤改良工(成田市押畑)	変更設計書の本工事費内訳表では、杭の本数は318本と一致している が、長さの変更は7.65mから19.93mとなっており、変更理由の長さ 異なっている。 変更理由については、工事費の金額変更と関係するため適切な記載が 望まれる。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より 一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 13.北千葉道路建設事務所 (1)国道464号 (4)地盤改良工(成田市押畑)	工事着手後に近隣住民から仮囲いの要望に対応するため、新たな工種 が計上されている。 工事発注前に判りやすい工事内容等を示した資料により、地元周知を 実施されたい。	① 関係機関協議、地元調整は工事発注前に十分実施すること を徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認することとした ところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その 旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 13.北千葉道路建設事務所 (2)国道464号	件名別事業管理台帳は、事業管理に必要なものなので、必ず作成保管 し、本庁と共に建設事務所でも工事状況を速やかに把握できる連絡体 制を確保されたい。	① 件名別事業管理台帳(工事台帳)の整理をより徹底し、併 せて本庁、出先機関で共有し事業管理を行うこととしたところ である。 ② 出先機関作成の件名別事業管理台帳(工事台帳)を、適宜 本庁に提出し簿冊管理する事で、工事状況を速やかに把握でき る連絡体制を確保していく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 13.北千葉道路建設事務所 (2)国道464号	将来的には、環境に対する支出コストとプラス効果の対比の数値化が 望ましいが、当面は、工事の効果を確保する方法として、環境アセス に基づく湿地性鳥類の生息状況の調査が望まれる。	① 湿地性鳥類の生息状況の調査は、環境アセスに基づき工事 着手時から実施している。 ② 今後も、環境アセスに基づき対象種の生息が定量的に確認 されるまで、毎年継続して実施していく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
II. 個別の課題 7.道路用地 (1)道路用地(長期滞留) 3)結論	路線ごとの用地の取得状況は毎年度ごとに把握しているものの、部 内にまとまった形で長期未着工用地に関する分析検討資 料が無いようである。 これでは、道路事業について、用地の面で管理が合理的になされてい ると、県民にいうことが難しい。早急に、改善されたい。	① 長期未着工用地について、本庁と出先機関で情報を共有で きる管理台帳を作成したところである。 ② 今後、管理台帳により合理的な管理を行い、道路建設の必 要性のチェックを実施していく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実施状況	監査人の見解	県からの回答
II. 個別の課題 7. 道路用地 (2) 残地 3) 結論	県は少なくとも検討対象の残地に関して、実質的に年度単位での会計的管理は特段何もしていない状況にある。 残地を適切に管理し、処分可能な残地については、普通財産に移行させ、早期に処分することを視野に入れて検討されたい。	① 売却可能な土地について、本庁と出先機関で情報を共有できる残地管理台帳を作成し作成したところである。 ② 今後は、残地を普通財産に移行し、規模の大きい土地等から順次、残地の処分を図っていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 11. 印旛地域整備センター成田整備事務所 (4) 国道295号	今後、飛行回数22万回運用、北千葉道路の整備等により、国道295号の交通量の回数が期待されることから、更なる利用促進策と経費削減策により、スマートICの採算性の確保に努められたい。	① 売却可能な土地について、開股当初より広く利用者に周知を図るべく、ポスター・チラシ、横断幕、テレビ、ラジオ等による広報・PR活動を実施しているところであり、利用台数も増加傾向にある。 また、地上市、商工会を含む関係機関で構成している地区協議会の中で経費削減策についても検討を行っているところである。	スマートICの利用台数については、利用促進に向けた広報活動等をこれまで行ってきており、令和元年度までは増加傾向であったが、令和2年度は新型コロナウイルスウィルス感染拡大防止に伴う外出自粛等により減少した。引き続き、ホームページやデジタルサインボードを用いた広報を実施させるなど、利用促進を図っていく。	特に指摘等すべき事項なし	—
II. 個別の課題 1. アクアラインの社会実験 (8) 今後の課題と意見	首都圏全体としての連携を図り、国策としての料金引き下げを実現するために、尽力すべきである。	本年5月に開催された九都府県市首脳会議や関東地方知事会議において、「東京湾アクアラインの国策としての料金引き下げについて」を全会一致で決断し、国へ要望したところである。 今後は、首都圏全体としての連携を図り、国策による恒久的な料金引き下げの実現に向けて、国へ強く働きかけていく。	平成22年度以降も首都圏全体で連携を図り、国策による恒久的な料金引き下げの実現に向けて、国へ働きかけを行ってきた。平成26年4月から、社会実験としてではなく、国と千葉県による負担を前提に「アクアラインの割引」として、アクアラインの通行料金を引下げ(ETC普通車800円)が実施されている。	特に指摘等すべき事項なし	—
II. 個別の課題 2. 千葉県道の無料開放 (3) 結論	千葉県道公社と本来道路管理者である千葉県では、無料開放に伴う引き継ぎに向け、協議を行い、引き継ぎ書に基づき処理を行っているが、今後、アセット・マネジメントのための資産状況把握や資産分析を行うためにも、所属を受け入れた資産について、その内訳の把握ができれば、資産に関する資料も引き継ぎを行なうよう検討されたい。	意見として受けた20年度に無料開放された勝浦有料道路及び松戸橋有料道路の資産に関する資料については、千葉県道路公社から引継ぎを受けたところである。また、今後の有料道路の無料開放においても、これら資料を引き継ぐこととする。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 3. 千葉地域整備センター市原整備事務所 (3) 五井本線	平成15年6月26日の市会議員の要望については、口頭による要望であり、正式の要望打合せ報告にはなっていない。 住民等の要望については、それらの要望の妥当性・公平性を確保し、実際の道路整備計画に反映させるため、正式な受理記録として決裁を受けるようにされた。	① 地元要望事項等の記録を文書で残すため、要望事項等記録様式を作成したところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	① 要望事項等記録様式を使用し、地元要望事項等の記録を文書で保存している。 ②③は措置状況に同じ。	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 7. 香取地域整備センター (4) 成田小見川鹿島港線	今後の工事に資するため、いたずらに工期が延長しないように、埋蔵文化財調査との協議、片側交通等における警察との協議等について円滑な手続きを検討されたい。	① 関係機関との連絡調整を密に行うことを徹底し、「工事執行時チェックシート」で確認しているところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知し、より一層の周知徹底を図った。 ③ 今後も、事業の適正な執行に努めていく。	① 関係機関との調整が必要な工事では「工事執行時チェックシート」で確認している。また、調整時期や竣工時期について「業務プロセスシート」で、所内職員の共通認識を図っている。 ②③は措置状況に同じ。	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 8. 君津地域整備センター (4) 国道465号 (1) 富士見橋 耐震補強工事	橋梁の補修保全工事は、少ない財源のなかで、早期に実施していかなければならない道路補修事業ではあるが、予算の余剰を他の工事に流用する都合の内部決裁等の記録文書を適切に備置すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったところである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—

事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実施状況	監査人の見解	県からの回答
I. 道路工事 9. 東高師地域整備センター(3)舗装道路修繕事業(鎌ヶ谷市中佐津間外) 1) 舗装道路修繕	効果測定についてはより慎重に行うべきと思われる。しかし、請負業者の効果測定は施工前と施工後の調査時点で、大型車交通量や振動測定器などの条件が大きく異なっている。実際の程度効果があるのかわかりやすい状況下で調査を行うべきである。	① 施工前に行った調査時点と近い状況下で施工後の調査を行うこととし、2年目の追跡調査を同じ場所・時期・測定器で行ったこととし、2年目の追跡調査が多くなっていないが、振動レベルはほとんど変わらず、要請限度内に納まっている。調査時点と近い状況下で施工後の調査を行うよう関係出先機関に文書で通知し、より一層の徹底を図った。	当該工事は、試験舗装工であったことから追跡調査を実施したものである。令和2年度に試験舗装を施工した実績はあり、追跡調査は令和4年度に追跡調査の予定である。	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 10. 印旛地域整備センター(7)佐倉印西線 1) 地方道路交付金工事	工事打合せ簿に、日付が入っていない。設計変更に関する請負者からの発議年月日、処理・回答の発注者欄ともに日付が記載されていない。工事打合せ簿等、工事に関連する書類については日付を正確に記入すべきである。特に設計変更にかかわるものは、金額の変動をもたらすものが多いので、工事打合せ簿の作成には十分注意すべきである。	① 工事打合せ簿等工事関係書類の記録、保存について、より一層の周知徹底を図ったことである。 ② 所長会議や担当者ヒアリング等で周知するとともに、その旨を関係出先機関に文書通知した。 ③ 今後も、文書管理の適正化に努めていく。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
I. 道路工事 12. 長生地域整備センター(3)茂原環状線	施工プロセスチェックリストは、該当がない場合は項目に何もチェックをいれないことになっている。これでは、該当がないのか、もしくは是事なるチェック漏れなのか客観的に明らかにならない。該当がないのかチェック漏れなのかを明確にされたい。	H22年5月21日実施の出先機関の検査監を対象とした検査監研修において、「施工プロセス」のチェックリストの記入例を配布し説明したところであり、11月1日開催予定の監督員等を対象とした専門(1)研修においても説明することとしているなど、機会がある毎に周知を図っている。	令和3年5月に「施工プロセス」チェックリストについての使用方法及び注意事項等の説明を行い、該当しない場合、確認項目については、斜線等によりチェック対象外であることを明らかにするよう周知徹底を図っている。	特に指摘等すべき事項なし	—



【包括外部監査テーマ】千葉県道路公社の財務事務及び経営の管理について 実施年度：平成13年度 措置公表年度：平成21年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
<p>千葉県道路公社の決算の検討 (13) 道路公社の今後の財政状況を見守る必要性</p>	<p>手がける道路整備特別措置法に基づき有料道路事業は、今後無料開放が本格化するが、県からの出資金及び貸付金の全部又は一部が回収できず有料道路もいくつも見込まれる。 勝浦及び房総スカイラインの各有料道路は差引いた約70億円にも達する巨額の追加的な財政支出を覚悟する必要がある。</p>	<p>勝浦有料道路は、他路線の道路事業損失補てん引当金を充当する措置を講じるとともに、県から補助を受けた未償還金対策を行い、出資金を返還し、平成20年4月に無料開放した。 また、房総スカイライン優良道路について、平成18年4月に鴨川有料道路とのアール制が導入されたことにより、料金値下げによる利用交通量の増加及び料金徴収期間の延長し牌収や、管理事務所を統合した経費削減の措置を講じた。 併せて、道路公社でも経営改善検討委員会を設置し、料金徴収業務の民間委託、どう委託の複数年契約により経費の削減等に努めていることとしている。</p>	<p>房総スカイライン有料道路は増収策や人員体制の見直しにより経費削減に努めた上で、他路線の道路事業損失補てん引当金を充当する措置を講じるとともに、県から補助を受けた未償還金対策を行い、出資金を返還し、平成31年4月に無料開放した。 また、道路公社では引き続き、料金徴収業務の民間委託、同委託の複数年契約による経費削減の継続し料金徴収経費の削減を行うなど更なる経営改善に取り組んでいるところである。</p>	<p>特に指摘等すべき事項なし</p>	<p>—</p>

【包括外部監査テーマ】千葉県土地開発公社の財務事務の執行について 実施年度：平成16年度 措置公表年度：平成22年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
1 長期保有土地 かずさアカデミアパーク公的機関等用地（木更津市）	公社取得地の一部を県が使用していることから、当該土地を速やかに再取得すべきである。	平成18年度にとりまとめた償還計画に基づき、平成20年度は1223.24㎡を再取得し、平成21年度当初予算に3億3千万円を措置した。	令和3年度未定済予定	特に指摘等すべき事項なし	—
1 長期保有土地 大塚山北部周辺地域公有化（市原市）	早急に県は、土地を再取得すべきである。	平成20年に2億円を返済し、返済後の元金残額は3億円となった。なお、平成18年2月議会において債務負担行為の設定を行い、再取得の終期を平成22年度に変更した。	平成22年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—
1 長期保有土地 公有地取得・都市計画道路用地（松戸市、船橋市）	取得した土地は、当面利用できない事から駐車場賃貸等への土地利用を検討すべきである。	松戸市の土地については平成18年度に償還が完了し、船橋市の土地については平成21年5月に償還が完了した。	平成21年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】千葉県土地開発公社の財務事務の執行について 実施年度：平成16年度 措置公表年度：平成23年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
1 長期保有土地 (1) 公有地取得事業の長期保有土地 都市計画道路代替地（柏市）	代替地としての利用の見込みが難しいことから、県が取得し民間への売却も含め、処分方法を検討すべきである。	当該用地は、代替地としての利用が見込めないことから、民間への売却による処分を決定し、平成22年3月16日付けで再取得した。現在、5筆のうち3筆を売却済みであり、残る2筆についても、今後、売却を図っていく。	平成21年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】千葉県土地開発公社の財務事務の執行について 実施年度：平成16年度 措置公表年度：平成25年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
1 長期保有土地 佐倉下根用地（佐倉市）	県が土地を取得し、土地の用途及び処分方針を検討すべきである。	佐倉市下根用地の処分については、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置するとともに、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会し、同用地の有効利用について検討している。しかし、現在まで検討委員会を1回及び検討委員会幹事会を5回開催しているが、新たな土地需要は見出せておらず、また平成24年度まで（平成10年、15年、17年、19年、24年）同用地の利活用について全庁的な調査を行っているが、いまだに利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は困難である。なお、県による当該用地の再取得及び処分が行えるよう、引き継ぎ検討委員会の開催及び全庁的な利活用案件の調査を継続していくこととする。	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	佐倉下根用地の再取得への取組として、知事から当該用地の金融消費貸借変更契約書の依頼に当該用地、早期再取得をお願いする一文を加えて提出している。また、佐倉市下根用地活用検討委員会幹事会においても早期再取得のお願いをしている。	—

【包括外部監査テーマ】県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について 実施年度：平成19年度 措置公表年度：平成21年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
① 公有地取得事業の長期保有土地について かずさアカデミアパーク公的機関等取得用地（公有用地）	県は早期に当該用地を再取得すべきであり、土地開発公社としても、県に対してより一層の働きかけを行うべきである。	早期の再取得を県に対し積極的に働きかけている。	令和3年度未定済予定	特に指摘等すべき事項なし	—
① 公有地取得事業の長期保有土地について 大塚山北部周辺地域公有化（公有用地、代行用地）	当該地について、平成22年5月末までに再取得・償還が完了するよう留意することが望まれる。	早期の再取得を県に対し積極的に働きかけている。	平成22年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—
① 公有地取得事業の長期保有土地について エ. 公有地取得・都市計画道路用地（代行用地）	当該地について、県は平成21年度中の償還完了が達成されるよう、留意することが望まれる。	当該用地については、平成21年5月に県は再取得を完了した。	平成21年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】 県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について 実施年度：平成19年度 措置公表年度：平成21年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
①公有地取得事業の長期保有土地について イ.かさねアカデミアパーク公的機関等取得用地（代替地）	結果（意見）の内容 県は早期に当該用地を再取得すべきであり、土地開発公社としても県に対してより一層の働きかけを行っていくことが必要である。	措置状況等 当該用地については、平成20年6月に県は再取得を完了した。	平成20年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—
②土地造成事業の保有土地の状況及び今後の見通しについて ア.佐倉第三工業団地	より一層売却等の処分を検討することが望まれる。	分譲土地については、当面造成工事を見合わせ、インフラ整備を行わず、現状のままでも処分できるかを検討している。代替地については、佐倉市において計画されている道路の整備を見据え、現在公共残土の受入れを行い、隣接土地との一体処分を検討している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度、隣接企業に一部処分した。</li> <li>分譲土地について、県内への立地需要に対する分譲可能産業用地の減少等より、「公法」に基づく当事業本来の土地活用である本格的造成整備を実施し、処分できるかを検討している。</li> <li>代替地については、佐倉市へ貸付中の公共残土受入れ土地（無道路地）については、隣接土地所有者である市の土地利用計画等に合わせた一体処分を図るため、市と情報交換、協議等を続けている。その他の代替地については、隣接土地関係者、企業等への処分を進めている。</li> </ul>	今回の包括外部監査にて、監査対象としている。	—
②土地造成事業の保有土地の状況及び今後の見通しについて イ.富津下浜用地	公社が組合員となっっている富津市青木土地区画整理組合が債務超過となり金融機関から提訴されている。このことから、計上してある積算支援引当金が十分であるか、決算において見直しを行っていくことが必要である。	平成19年度決算において、引当金計上額が充分であることを確認した。なお、今後も訴訟の進展に注意しながら見直しを行っていく。	平成26年度 事業完了	特に指摘等すべき事項なし	—
②土地造成事業の保有土地の状況及び今後の見通しについて ウ.あさひ鎌敷工業団地	より一層分譲促進策を講じることが重要と考えられる。	前年度に引き続きインタネットを活用した宣伝広告、ガイドブックの送付及び、新たに貸貸を対象とする大規模賃貸優遇制度の実施を予定している。	平成27年度で全区画が分譲又は賃貸となり、企業誘致を終了している。今後は、賃貸期間が満了し、土地返還された場合、再分譲することとなる。	特に指摘等すべき事項なし	—
②土地造成事業の保有土地の状況及び今後の見通しについて エ.茂原にはいる工業団地	県・茂原市と協議のうえ早期に処分することが望まれる。	「茂原市にはいる工業団地土地利用・処分方針」も基づき、県・茂原市と今日日を進めている。	平成25年度 県に処分済み	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について 実施年度：平成19年度 措置公表年度：平成23年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
①公有地取得事業の長期保有土地について オ、柏通信所跡地代替地	県が早期に当該用地を再取得するとともに外部への売却も含めて用途及び処分方針を決定するよう、土地開発公社としてもより一層の働きかけを行っていくことが必要である。	（公社）早期の再取得を県に対し働きかけた。 （県）当該用地は、代替地としての利用が見込めないことから、民間への売却による処分を決定し、平成22年3月16日付けで再取得した。現在、全5筆のうち3筆を売却済みであり、残る2筆についても、今後、売却を図っていく。	平成21年度完済	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について 実施年度：平成19年度 措置公表年度：平成25年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	会社の回答
①公有地取得事業の長期保有土地について ア、佐倉下根用地（公有用地）	県が早期に当該用地を再取得するとともに、用途及び処分方針を決定するよう、土地開発公社としても県に対してより一層働きかける。	佐倉市下根用地の処分については、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置するとともに、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会し、同用地の有効利用について検討している。しかし、現在まで検討委員会を1回及び検討委員会幹事を5回開催しているが、新たな土地需要は見出せておらず、また平成24年度まで（平成10年、15年、17年、19年、24年）同用地の利活用について全庁的な調査を行っているが、いまだに利活用可能な案件がない状況であることから、早期の問題解決は行えるよう、引き続き検討委員会の開催及び全庁的な利活用案件の調査を継続していくこととする。	佐倉市下根用地の再取得への取組として、知事にあてた当該用地の金銭消費貸借変更契約書の依頼において、早期再取得をお願いする一文を加えて提出している。 また、佐倉市下根用地活用検討委員会幹事会において早期再取得のお願いをしている。	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】 公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について 実施年度：平成22年度 措置公表年度：平成23年度

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
1. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	早急に全庁的な観点からの具体的な耐震化工事計画を策定し実施に移すべきである。	「県有建築物耐震化推進部会」において、平成27年度までを目標とした「耐震改修実施計画一覧表」を平成23年3月に作成し、関係各課と情報を共有しながら計画の進捗について定期的に協議・調整を行うこととした。	・平成23年4月1日時点では、未補強建築物が339棟、耐震化率は83.8%であったが、令和3年4月1日時点では、未補強建築物は44棟、耐震化率は97.9%となっている。	今回の監査において、土木事務所の耐震等について指摘している。	—
1. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	(昭和56年6月以降の改正建築基準法によって設計されている) これらの建物についても、徐々に経年劣化が進むものであるため、今後は、劣化診断・耐震診断の対象建築物とされるべきであり留意が必要である。	劣化診断については、昭和56年6月以降に建設した施設についても対象として実施しているところである。また、耐震診断については、経年劣化状況が反映されることから、今後、検討していく。	劣化診断については、昭和56年6月以降に建設した施設について、平成27年度までを目標として、耐震改修実施計画「一覧表」により、事業を進めていく。	—	—
1. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	特に耐震性能に問題がある施設（千葉リハビリテーションセンター、総合スポーツセンター、中央図書館、美術館）について「耐震化整備プログラム」の中の対象施設とはなっているが、現時点で具体的な工事計画が策定されていないため、今後早急な対応が必要と考えられる。	美術館については、平成22年12月に耐震補強設計を発注し、耐震化事業を進めているところである。また、他の施設については、平成27年度までを目標として、耐震改修実施計画「一覧表」により、事業を進めていく。	・美術館については平成26年度に耐震改修工事が完了している。 ・平成29年度に「千葉県県有建築物長寿命化計画」が策定されたことに伴い、当該計画に基づき、長寿命化対策や施設総量の適正化に向けた大規模改修や建替などの建物整備に併せ、順次耐震化が図られている。 ・総合スポーツセンター（野球場）は令和元年度に耐震改修工事が完了している。 ・千葉リハビリテーションセンター及び中央図書館については建替え事業を進めている。	特に指摘等すべき事項なし	—

【包括外部監査テーマ】 公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について 実施年度：平成22年度 措置公表年度：平成24年度

1. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	(昭和56年6月以降の改正建築基準法によって設計されている) これらの建物についても、徐々に経年劣化が進むものであるため、今後は、劣化診断・耐震診断の対象建築物とされるべきであり留意が必要である。	劣化診断については、昭和56年6月以降に建設した施設についても対象として実施しているところである。また、耐震診断については、法に基づく国の基本的な方針の動向に十分留意していく。	※建築物の劣化対策について平成26年度に総務部資産経営課の所掌事務となった。 建築物の耐震診断については、法に基づく国の基本的な方針の動向に十分留意していく。	特に指摘等すべき事項なし	—
--	--	--	--	--------------	---

【包括外部監査テーマ】基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について 実施年度：平成24年度 措置公表年度：平成26年度

事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実施状況	監査人の見解	県からの回答
6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	金田西地区の土地区画整理事業の進展状況等を県民に公表し、さらに事業の結果について県自身並びに第三者によってみてきたらと評価を実施し、県民に公表すべきである。	本県では、事業の効率化及び採択から事業完了に至る過程の透明性の向上を目的とし、公共事業評価を本事業の一層の向上を図る。平成25年度に継続事業として再評価を実施したところである。有識者等第3者からなる千葉県土整備公共事業評価委員会(旧 千葉県土整備部所管公共事業評価監視委員会)における審議及び意見聴取の結果を踏まえ実施したところである。事業の進捗状況は公開の場で行う同審議会において説明を実施し、説明資料及び評価結果は千葉県ホームページで公表している。	平成30年度に継続事業として再評価を実施しており、千葉県土整備公共事業評価委員会における説明資料及び評価結果は千葉県ホームページで公表しているところである。	特に指摘等すべき事項なし	—
6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	「千葉県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」(現 千葉県土整備部所管公共事業評価監視委員会)が平成25年度にも予定されており、事業の状況について総合的な検討と評価が行われるべきである。	本事業に係る再評価については、千葉県土整備公共事業評価委員会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びコスト削減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定したところである。	本事業に係る再評価については、引き続き千葉県土整備公共事業評価委員会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びコスト削減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、本県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定したところである。	措置状況等では、意見としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定したところである。対応方針の概要については記載すべきである。	本事業に係る再評価については、引き続き千葉県土整備公共事業評価委員会において、社会情勢の変化、投資効果、進捗状況及びコスト削減などの総合的な観点での審議及び意見聴取を行い、本県としてはこの意見を最大限尊重し対応方針を決定しております。

【包括外部監査テーマ】基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について 実施年度：平成24年度 措置公表年度：平成29年度

6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 (2) 金田西地区の土地区画整理事業の進展状況の公表並びに事業結果の評価の実施	県として、事業費の規模に対してその効果はどうかあつたか、相応しい施設や商業施設の建設の誘致等が実現できたか、また県が購入した土地がより有利にかつ効果的に利用されたか等も含めて事後評価を実施し、県民に対して公表し説明責任を果たすべきと考えらる。	「千葉県土整備公共事業評価実施要領」に基づき、事後評価については、事業完了後5年以内、費用対効果や事業の発現状況等の観点から、公共事業評価委員会の審議及び意見聴取を踏まえて実施し、結果はホームページで公表している。	「千葉県土整備公共事業評価実施要領」に基づき、事後評価については、事業完了後5年以内、費用対効果や事業の発現状況等の観点から、公共事業評価委員会の審議及び意見聴取を踏まえて実施し、結果はホームページで公表している。	事後評価の結果を記載すべき	「千葉県土整備公共事業評価実施要領」に基づき事後評価については、事業完了後(令和5年度)5年以内に、費用対効果や事業の発現状況等の観点から、公共事業評価委員会の審議及び意見聴取を踏まえて実施し、結果はホームページで公表する。
--	---	---	---	---------------	--



事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
第24節 期間第二車庫住宅15、117号棟住居改善ガス設備工事（平成29年度）	平成29年7月6日県土整備部都市整備局住宅課担当者で作成した決裁文書である随契約約書において、ガス事業法の改正を踏まえず、取付内容が表記されたため、ガス事業法の改正が踏まえられないまま、平成29年7月7日住居改善課長から、さらに平成29年7月19日、指名業者選定審査会県土整備部会合議にて財務規則115条、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規定2条2項に基づき、承認されることとなつたのである。随意契約の理由という契約事務における重要な事項について、現行法を踏まえよう行われたことは、重大な問題である。今後は年度に跨って継続的に行う事業の場合、特に法改正に注意して契約事務を行うようすべきである。	契約事務の執行に当たり、租税法会等の確認を徹底し適正に行つていくものとし、特に継続的に行う事業の場合は法改正を注視し、再発防止に努める。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第30節 平成29年度一般国道126号山武東総路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託契約（目那川樋管ゲート製作取付工事）	本契約のうち、「平成29年度一般国道126号山武東総路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託契約」に基づき、決裁日の記載が漏れている（もつとも、担当者もそのことに気付いており、ファイルに付箋で記載漏れが指摘されていた。）そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。	記載が漏れていた決裁日について、記載済みである。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第3節 海岸基礎整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作取付工）	本件は比較的大型の工事といえるが、入札者の人数が少なく、公平な競争が確保されていないおそれがあるにもかかわらず、入札者が少なかつた原因について何らの調査がなされていない。担当課は、今後の発注業務の適正化の観点から、入札者数が少なかつた原因について、入札参加資格の妥当性の検証も含めた調査等を行うことが望ましい。	近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20名以上の参加が見込める要件設定をしておき、当該工事の入札参加者が結果的に1者となつても、多くの業者が参加することが可能であつたことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考へている。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第10節 海岸基礎整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作取付工）	入札方式を採用するのは競争原理を働かせたためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。担当課は、入札者数が低調であつた場合には、その原因を調査するなどして入札者数の確保を図ることが望ましい。	指名競争入札で12者を指名し、競争の機会を確保した上で結果的に4者入札となつたものであり、競争原理は働いていないと考へている。なお、入札辞退届の辞退理由による調査と併せて、今後の発注事務の参考とするため、入札不調が軽く案件などについては種別内容など必要に応じて調査等を行うこととする。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第18節 国道道路改築委託（（仮称）時習根備橋梁詳細設計）	本件では、相手方から、契約の履行期間に関する延長申請がなされている。しかしながら、延長申請書には、日付の記載がなされている。県における受印印を予防する観点から、日付の記載を要求すべきである。	受取者から提出される延長申請書には日付の記載を要求することとする。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第34節 茨城河川改修（復興）委託（施工計画検討外その2）	個人情報等の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。個人情報特記事項を規定する必要があるため、当該事項を契約書に規定しないことを要する。	個人情報特記事項は必要に応じて添付することとされており、今後は必要な場合に当該特記事項を契約書に規定することとする。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—
第5節 社会資本整備総合交付金（阪本・工事用進入路工）	一般競争入札であるが、入札者が2者しかおらず、多くの参加者から業者を選定する一般競争入札の趣旨が実現されていない。入札参加格などを再検討し、入札者の増加及び入札の活性化ができないか検討するのが望ましい。	近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20名以上の参加が見込める要件設定をしておき、当該工事の入札参加者が結果的に2者となつても、多くの業者が参加することが可能であつたことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考へている。	措置状況等と同じ	特に指摘等すべき事項なし	—



事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	令和2年度(もしくは直近)の実施状況	監査人の見解	県からの回答
<p>第2節 社会資本総合交付金工事(仮称土屋橋本線P6・BランブP3・CランブP4橋脚)</p>	<p>本契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札が実施されている。県は入札参加者を20名以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは2名であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的にも、入札参加者が2名では、一般競争入札の利益である競争原理が十分に機能しているとは言えない。</p> <p>そこで、県は、本契約の受入札参加資格要件(例えば、地域要件や施工実績等)が受当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。</p>	<p>近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせのケースがあることが業者に対してアンケータなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20名以上の参加が見込める要件設定をしており、当該工事の入札参加者が結果的に2名となつても、多くの業者が参加することが可能であったことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。</p>	<p>措置状況等と同じ</p>	<p>特に指摘等すべき事項なし</p>	<p>—</p>
<p>第29節 県東道路改良(幹線)委託(積算業務その2)</p>	<p>本契約の秘密保持条項は、第三者への漏洩を禁止するが、目的外使用の禁止までは定めず、本契約に基づき開示した情報が、全く無関係の機会に相手方から利用されてしまうことを防ぐためには、規定が不十分である。そこで、今後同種の契約を締結する際は、これらの点についても秘密保持条項に規定することが望ましい。</p> <p>また、必須とはいえないが、一定の場合に秘密情報の開示を例外的に認める旨の条項を規定する場合もあり得るため、この点についてもその要否を検討することが望ましい。</p>	<p>本件契約は、業務委託仕様書により、県の積算基準に基づき、受注者が設計書のデータ入力等を行う事務の委託である。本件契約により、県から受注者に提供される情報は、全て公開対象となるものであり、本件契約では、目的外使用という問題は生じないものである。</p>	<p>措置状況等と同じ</p>	<p>特に指摘等すべき事項なし</p>	<p>—</p>
<p>第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託</p>	<p>入札参加資格要件として、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが設定されているところ、そもそも「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員も含まれ、かつ、一般的な測量とは異なるものも含まれ、同協会に所属しているとは限らない。</p> <p>また、同協会の会員数(賛助会員を含む)が、県内では約3しかなく(東京でも49)ことから、土地区画整理業者に精通している業者が一般に加入する協会であることも考え難い。さらに、要件に該当する業者数が少ないことから、競争性が阻害されていると言わざるを得ない。</p> <p>そこで、入札参加資格要件から「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることを除外すべきである。</p>	<p>令和元年度の木地区画地確定測量業務委託の指名業者の選定にあたっては、入札参加資格要件から「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であるという条件を外し実施している。</p>	<p>措置状況等と同じ</p>	<p>特に指摘等すべき事項なし</p>	<p>—</p>
<p>第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託</p>	<p>県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。そして、財務規則第9条第2項第3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、記録を添付の上、記録に残すべきである。</p>	<p>財務規則第9条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除を慎重な審査を行うこととし、その内容を起案に明記することとした。</p> <p>地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確保を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くこと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p>	<p>措置状況等と同じ</p>	<p>措置状況では、他の案件と全く同じ記述である。結果(意見)の内容では、調査状況を報告書にまとめ記録に残すように求めているので、措置状況では、その点が抜けている。</p>	<p>財務規則第9条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、慎重な審査を行うこととし、公的団体が運営する企業が情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確保を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行い、その内容をおおむね起案に明記することとした。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くこと認められる場合については、一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p>

事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	令和2年度（もしくは直近）の実施状況	監査人の見解	県からの回答
第25節 江戸川幹線845工区 関連附帯工事（その2）	<p>県は、施工を監督する者として、監督職員を定め、現場での受注者に対する指示、詳細図の承認、工程の管理、工事材料及び施工状況の検査等の権限を与えている。しかし、監督職員の監督の具体的実施状況については、書類が作成されないうえ、口頭で報告されているも、上司がその報告内容を正確に把握し、記憶し、後にその報告を資料として利用することは困難である。監督職員の監督については、報告書や日報を作成し、これらの書類をもって報告するように改めるべきである。</p>	<p>措置状況等</p> <p>監督職員が指示・承諾・協議・協議等の権限を受注者に行使用するに当たり、契約書及び仕様書に基づき、上司（総括監督員、主任監督員等）の了承を得て書面で行っている。</p> <p>また、工事の確認及び立会い等を受けて上司に報告している。注者から書面による提出を受けて上司に報告している。</p> <p>よって、施工を監督する上での必要な書類は作成されており、指図にあるような（上司に対する）報告書や日報を現状以上に新たに作成する必要はないものと考ええる。</p>	<p>措置状況等と同じ</p>	<p>特に指摘等すべき事項なし</p>	<p>—</p>

意見(過年度措置状況の妥当性について)

過年度の指摘への措置状況、意見への対応状況については、概ね妥当に対応しており、表中の「監査人の見解」では、『特に指摘すべき事項なし』と記載している。

一方、措置状況等または令和 2 年度(もしくは直近)の実施状況の記載が不十分と認められるもののうち一部については、県土整備部等への回答を求めた。

その結果、①「道路事業に関する財務事務の執行について」(実施年度:平成 21 年度・措置公表年度:平成 22 年度)では、規程の見直しの欠落、結果(意見)の内容と措置状況等の認識のずれ、業者からの報告の書面による受領の欠落の 3 件について。

②「基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について」(実施年度:平成 24 年度・措置公表年度:平成 26 年度)では、対応方針概要の記載の欠落、事後評価の結果の記載の欠落の 2 件について。

③「県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であつて、県の収入又は原因となる契約全般の契約事務」(実施年度:平成 30 年度・措置公表年度:令和 2 年度)では、措置状況等の会議結果(議事録に変わるもの)の記載内容の不備(2 件)、調査状況をまとめ記録に残すことの不備の 3 件について。

の計 8 件については、措置状況またはその記載が充分とは言えないし、県及び団体からの回答についても未だ不十分と言わざるを得ない。

適切な対応が望まれる。